# マレー世界における公正/正義概念の展開

西尾 寛治・山本 博之 編著







京都大学地域研究統合情報センター



# マレー世界における公正/正義概念の展開

西尾 寛治・山本 博之 編著

**総CIAS** 

京都大学地域研究統合情報センター

NISHIO Kanji & YAMAMOTO Hiroyuki (eds.)

Theory and Practice of Justice in the Malay World

© Center for Integrated Area Studies, Kyoto University 46 Shimoadachi-cho, Yoshida Sakyo-ku, Kyoto-shi, Kyoto, 606-8501, Japan TEL: +81-75-753-9603 FAX: +81-75-753-9602

E-mail: ciasjimu@cias.kyoto-u.ac.jp http://www.cias.kyoto-u.ac.jp

March, 2010

## 目次

刊行にあたって 西尾寛治(防衛大学校)
1つのアディル、それぞれのアディル――マレー世界における公正/正義概念の展開 山本博之(京都大学地域研究統合情報センター)
中東における公正 (アドル) 概念 新井和広 (慶應義塾大学商学部)
17-19世紀のマレー諸国と"アディル"概念     西尾寛治····································
マレーシアにおける「公正」をめぐる場とことば―― 政党政治の展開を中心に 篠崎香織(北九州市立大学)
マレーシア外交にみられる公正/正義概念の展開—— 基本文書・演説・データの分析からの予備的考察 川端隆史(外務省)
流動性の高い社会における公正性の確保—— ジェフリー・キティガン著『サバに公正を』の公正観 山本博之
現代インドネシアの公正/正義

# 刊行にあたって

## 西尾 實治 防衛大学校

もとより「公正」や「正義」は、広く人類社会一般に認められる普遍的概念である。このような社会 的秩序にかかわる概念は、平常時から人々に強く意識されているわけではない。ところが、何らか の要因で社会の秩序が揺らぎ、その揺らぎが一定の水準を越えるほど大きなものになってくると、 人々はそれを危機として認識する。そして、あるべき社会秩序に対する思いを強くする。その思い は、しばしば社会の変革を志向する運動となって顕在化する。すなわち、「公正 | や「正義 | とは、「健 康 | や「福祉 | についての意識がそうであるように、まさに喪失されつつある状況に至り、ある種の 危機感をともなって人々の意識にのぼり、その回復へと人々を駆り立てるものといえよう。

マレーシア、インドネシアをはじめとする東南アジアのマレー(ムラユ)世界で、近世のイスラー ム受容以降、「公正」や「正義」という概念は "アディル" (adil) というアラビア語起源の語を用いて表 現された。"アディル"は、イスラームの王国統治論の訳書『タジュ・ウス・サラティン』(または『タジュ・ アル・サラティン|) で論じられ、また 『スジャラ・ムラユ』 などのマレー語歴史叙述作品でも言及さ れた。さらに、マレー語のことわざ――"アディルなラジャ(支配者)は崇拝されるラジャ、ザリム(不 正/暴虐)なラジャは敵対されるラジャ"――でも言及された。また、19世紀のジャワでは、"ラトゥ・ アディル"という救世主観念が構築された。以上の事例は、イスラーム受容以降、在地社会において 「公正/正義」に対する意識が高まったことを示唆している。

近年のマレーシア、インドネシアでは、この語を高く掲げ社会変革を志向する政党が登場し、急速 に支持を拡大している現象がみられる。マレーシアの人民公正党(PKR)、インドネシアの福祉正義 党(PKS)の活動がそれである。つまり、"アディル"は現代の国民国家において、社会的秩序の形成に 作用する重要概念として意識されているのである。したがって、"アディル"に注目することは、近世 から現代に至る東南アジアのイスラーム教圏の歴史的展開、地域・国家の政治文化の相違などのテー マに対するひじょうに有効なアプローチ方法である。

この試論集は、京都大学地域研究統合情報センターの公募研究(「公共領域としての地域研究の可 能性――東南アジア海域世界における福祉の展開を事例として |、2008~2009年度、研究代表者: 西 尾寛治)によって組織された共同研究会が出発点となっている。共同研究会で議論を重ねるうちに、 アラビア語起源のマレー語 "アディル" (adil: 公正、正義) をテーマとして共同研究を展開すること が提案された。

この共同研究がある程度進んだ段階で、2008年度の日本マレーシア研究会(IAMS) 第17回研究大 会(12月6、7日、獨協大学)において、以下のようなシンポジウムを行い、マレーシアおよびインド ネシアの研究者から研究内容への意見を伺う機会とした。

#### ■テーマ「"アディル"をとおしてみたマレーシア、インドネシアの社会」

- 趣旨説明:西尾寛治(防衛大学校)
- •司会:山本博之(京都大学)
- 報告 1 「中東社会における公正 (アドル) 概念」新井和広 (慶應義塾大学)
- ●報告2「近世のマレー世界における公正(アディル)概念|西尾寛治(防衛大学校)
- 報告3「マレーシアにおける『公正』を支える論理的根拠の変遷 篠崎香織(在マレーシア日本国大使館専門調査員)
- 報告 4 「インドネシアの福祉正義党 (PKS) による 『正義』の実践」見市建 (岩手県立大学)
- コメント1: 弘末雅士(立教大学)
- コメント2:井口由布(立命館アジア太平洋大学)

このシンポジウムは、西アジアと東南アジアのイスラーム圏の異同や、マレーシアとインドネシ アの政治文化の相違について理解を深めるよい契機となった。アディルを通して東南アジア社会 をみることの有効性について確信を深めたわれわれは、2009年には、東南アジア学会第81回研究大 会(6月6、7日、京都大学)において、以下のようなパネル発表を実施した。

### ■テーマ「マレー世界におけるアディル(公正/正義)概念の展開」

- 趣旨説明: 西尾寛治(防衛大学校)
- 司会: 井口由布(立命館アジア太平洋大学)
- 報告1「17-19世紀のマレー諸国と"アディル"概念 |西尾寛治(防衛大学校)
- 報告2「オランダ領東インド・ジャワの抵抗運動におけるアディル|菅原由美(天理大学)
- 報告3「マレーシアにおける『公正』をめぐる場とことば; 政党政治の展開を中心に」 篠崎香織(北九州市立大学)
- 報告4「インドネシア、4度目の『正義』の時代:イスラーム主義政党の均衡と現実主義の政治| 岡本正明(京都大学)
- コメント1: 弘末雅士(立教大学)
- コメント2:宮脇聡史(東京基督教大学)
- コメント3: 西芳実(東京大学)

新たな報告者やコメンテーターを加えて開催したこのパネルは、近代におけるアディル概念の再 構築の可能性、マレーシア・インドネシア・フィリピンの3カ国間の政治文化の相違などについて 理解を深める機会をわれわれに与えてくれた。

この試論集は、アディルに関する研究会のメンバー6名の研究成果を収録したものである。もっ とも、研究に着手して2年に満たない時点で編集したため、成熟途上のものが多い。 試論集とよぶ ゆえんである。論文のタイトルが示すように、それぞれのメンバーの研究テーマは異なる。だが、少 なくともアディル(公正/正義)に関する上記の理解はメンバーに共有されている。

試論段階で研究をまとめてみたことで、今後の研究の発展にどのような面が必要とされるかとい う問題も見えてきたように思う。今後は、そうした点を充実させることにより、研究のさらなる発展 を期したい。

なお、われわれに研究成果公表の場を提供していただいた日本マレーシア研究会、東南アジア学 会ならびに京都大学地域研究統合情報センターの皆様へ感謝を捧げてこの序文の結びとしたい。

# 1つのアディル、それぞれのアディル

## -マレー世界における公正/正義概念の展開

山本 博之

京都大学地域研究統合情報センター

## はじめに

本稿の目的は、この論集に収められている論考の内 容を紹介し、論集全体を通じた議論を示すことである。 ただし、序文でも触れられているように、この論集に収 められているのはいずれも試論であり、したがって本 稿の議論も試論として位置づけられるべきものである。

現代的な関心から見たとき、東南アジアにおける 「公正/正義」という課題を設定する背景には、近年の インドネシアとマレーシアで党名に「クアディラン を掲げる改革派政党が勢力を伸ばしていることがあ る。インドネシアの福祉正義党(PKS)とマレーシア の人民公正党(PKR)は、日本語文献では「正義党」と「公 正党」と訳し分けられることもあるが、いずれも「ア ディル」(adil) の派生語である「クアディラン」を掲げ る政党である<sup>1</sup>。どちらも1998年頃にそれぞれの国で レフォルマシ(改革) 運動が展開された時期に結成さ れたという共通点もある。マレー・インドネシア語で 「正義」、「公正」を意味するアディルがアラビア語のア ドルに起源を持ち、しかもマレーシアやインドネシア を含むマレー世界においてはイスラム教が社会にお いて大きな影響力を持っていることから、マレーシア とインドネシアにおける「クアディラン | 政党の党勢 拡大は東南アジアにおけるイスラム教の影響が増大 していることをうかがわせる。

この現代的な関心を念頭に置いた上で、単に現代の マレーシアとインドネシアを並べた比較にとどまら ず、中東におけるアドル(公正)概念が東南アジアにも たらされ、在地社会に定着していく歴史的な過程を踏 まえて「公正/正義」概念を捉えようとする研究プロ ジェクト(アディル研究会)が実施された。アディル 研究会は、京都大学地域研究統合情報センターの公募 共同研究「公共領域としての地域研究の可能性――東

南アジア海域世界における「福祉」の展開を事例とし て | (2008-2009年度、研究代表者: 西尾寛治) によって 組織された。2008年12月6日に日本マレーシア研究 会(JAMS) の第17回研究大会で「"アディル"(公正) を とおしてみたマレーシア、インドネシアの社会」と題 するシンポジウムを行い、また、このシンポジウムを 発展させる形で、2009年6月7日に東南アジア学会 第81回研究大会におけるパネル発表「マレー世界にお けるアディル(公正/正義)概念の展開」を行った。

この論集は2回の研究集会を含めたアディル研究 会の活動成果をまとめたものである。ただし、2回の 研究集会の報告者や討論者には、諸事情によりこの 論集に論考が収められていない人たちもいる。本稿 では、論考が掲載されていないものを含めて、2回の 研究集会におけるそれぞれの報告・論考を紹介し、全 体の議論の中で各論考を位置付ける<sup>2</sup>。

本稿の残りの部分は3つの部分から成る。

第1節の「イスラム教に根差したアディルの時代」 では、中東のアドル(公正/正義)概念が東南アジアに もたらされ、マレー・インドネシア語のアディル概念 として受容された過程を扱う。アディルはイスラム 教に根差した公正/正義概念であり、この時期のマ レー世界で公的領域に関わるアディルの源泉はイス ラム教のみであったと言ってよい。その上で、為政者 がアディルであることを誰がどのように保証するの か、何をもって為政者がアディルであるとするのか、ま た、為政者がアディルでない場合に臣下や民衆はどの ように対応すべきかなどが議論の中心となる。

第2節の「複数のアディルが共存する時代」では、 イスラム教のほかに西洋近代というアディルの源泉 がもたらされ、複数のアディルから選択する必要が 生じた時代が対象である。脱植民地化によって近代 国民国家が形成されたインドネシアおよびマレーシ アにおいて、公的領域におけるアディル概念は西洋近 代における公正/正義概念の上に組み立てられ、実施 されることになった。他方で、私的領域においてはイ スラム教に根差したアディル概念が維持されていた と考えられる。1990年代以降に国政の改革要求運動 が高まると、アディルを掲げて公権力に参加しようと する動きが登場し、その動きの一部をイスラム的価値 観と結びつける見方が存在していた。

第3節の「アディルの追求がアディルの実現を保証 しない時代」では、(1) 自らの領域内でアディルが実現 されたとしても領域外でアディルが実現されなけれ ば自らの領域内でのアディルの実施に困難が生じる ことから、領域外でもアディルの実現を求めようとす る試み(マレーシア)、(2)自らの領域の境界が明確で なく、領域外からアディルについて異なる考えを持っ た人々が流入する状況において、社会におけるアディ ルの実現とはどのようなことを指し、その主張を他者 に了解させる議論の公正さを保証するにはどのよう な工夫があるか(サバ)、(3)互いに異なるアディルを 掲げる複数の勢力が対立し、もはや特定のアディルを 掲げることがアディルの実現に結びつかない状況に おいて、社会全体でのアディルの実現ではなくそれぞ れが自分自身におけるアディルの実践に努めようと する姿(インドネシア)がそれぞれ扱われている。

## 1. イスラム教に根差したアディルの時代

#### 1.1 中東におけるアドル概念

新井和広(本論集第2章)は、中東地域におけるアド ル(公正) 概念を整理・紹介している。アドルは「均衡 を保つ」、「バランスをとる」を原義とし、ズルム(不正) を対概念とする。10世紀までに、ムウタズィラ学派が 5大原則の1つとして「神の正義(アドル)」を掲げた。 また、10世紀に活躍した法学者であるマーワルディー は、公的任務を行う者であるイマームらが備えるべき 要件の1つとして公正を挙げ、浮欲にふけるなど道徳 的欠陥が生じた場合には公正さを失い、公的任務を遂 行する資格を失うと唱えた。しかし、現実の社会にお いては公正でない為政者も存在した。為政者のズル ムや圧政に対する異議申し立てのためにマザーリム 法廷が置かれ、不正を排除する場として機能した。民 衆も独自の公正観を持ち、これが侵害されたと感じた

ときには為政者に対して異議申し立てを行い、とき に暴動を行った。後に中東に西洋近代が及んで社会 におけるイスラム法の権威が低下すると、イスラム法 の施行やイスラム国家の建設そのものが社会的公正の 実現につながるとする考え方が生まれた。

## 1.2 前植民地期のマレー諸国におけるアディル概念

西尾寛治(本論集第3章)は、17世紀から19世紀初期 までのマレー系国家におけるアディル概念に焦点を 当てている。12世紀後半にマレー諸国にイスラム教 が伝わるに伴い、アラビア語のアドルはマレー語の アディルとして受容されたが、中東ではアドルが政 治と経済の両面で追求されたのに対し、マレー諸国 においてアディル概念はもっぱら政治的な文脈で間 題となった。1603年にアチェで編まれ、統治の指南書 としてマレー諸国で広く読まれた『タジュ・アル・サ ラティン は、ザリム(不正/暴虐)やアニアヤ(不正) な統治を批判し、そのような為政者に対して敵対す ることを奨励した。しかし、ほぼ同じ時期の1612年に ジョホールで編まれ、王家の支配の正統性を書き著 した『スジャラ・ムラユ』では、為政者に臣下虐待を禁 じる一方で臣下にはザリムな為政者にも服従するこ とを求めており、為政者に対するドゥルハカ(意に背 くこと) は極めて異例であると見られていた。17世紀 にマレー諸国にイスラム教が浸透し、王権概念が相 対化される契機となった。18世紀以降にはマレー世 界の各地で統治に関する規定が書き記され、その中 には『ムラユのラジャの慣習』のようにザリムな為政 者は廃位・罷免できるとするものも現れた。さらに、 19世紀に書かれた『アブドゥッラーの航海記』は、イ ギリス人が統治する海峡植民地と比較して、マレー 諸国では為政者が住民生活の繁栄を重視しておらず、 このためアディルでないと評していた。

中東からマレー世界にアドル概念が持ち込まれた 際には、アディルは神との関係において規定され、為 政者が臣下を適切に扱うことを神に約束するもの だった。為政者と神との約束であるため、臣下は為政 者のアディルの有無を判断したり異議申し立てを 行ったりすることは認められなかった。17世紀にイ スラム教が浸透すると、為政者は神の教えの体現者 としての地位を独占できなくなり、また、ブギス人の 域内移動などにより為政者が自分たちと異なる文化 背景を持つ人びととの関係を明文化する必要が生じ、 この過程で、為政者がアディルであるかどうかが為

<sup>1</sup> マレー・インドネシア語における「アディル」は形容詞であり、 名詞として用いるならばその派生語である「クアディラン」を 用いるべきであるが、ここでは便宜上アディルとクアディラン を厳密に区別せず、どちらも名詞のように扱っている。

<sup>2</sup> JAMS研究大会のシンポジウムでは弘末雅士(立教大学)と井 口由布(立命館アジア太平洋大学)、東南アジア学会のパネル報 告では弘末雅士、宮脇聡史(東京基督教大学)、西芳実(本論集 第7章担当)がそれぞれ討論者として参加した。討論者から出 された議論は、報告者や他の参加者との討論内容を踏まえて、 発言者名を特に示さずに本稿に織り込む形で紹介されている。

政者の資質と結び付けられて理解されるようになっ た。さらに、イギリス人がマレー諸国に到来すると、 住民生活を重視した統治が行われているかどうかに よって為政者がアディルであるか否かを判断する考 え方がもたらされた。このように、アディルは為政者 が臣民や民衆に対して実施すべきものであり、アディ ルの体現に失敗すると為政者としての資質に欠ける と判断されるが、いずれにしろ、アディルとは為政者 が体現すべきものと理解された。

## 1.3 植民地下のジャワにおけるアディル概念

菅原由美(天理大学)による「オランダ領東インド・ ジャワの抵抗運動におけるアディルしは、ラトゥ・ア ディル概念とアフマッド・リファイの2つの事例を 扱った。前半では、19世紀半ばから20世紀前半のジャ ワで頻発した「ラトゥ・アディル |(正義王)を自称す る指導者たちが率いた抵抗運動について論じた。ジャ ワでは、マタラム王国時代にオランダの影響力が拡大 して王宮の権威が低下すると、ディポヌゴロがラ トゥ・アディルを自称して「異教徒」に対する聖戦を 宣言した。その後もラトゥ・アディルを名乗る人びと が現れた。ラトゥ・アディル概念は「戦わずとも立ち 上がるだけで世の中が変わる」として理解され、後に インドネシア共産党は新聞を通じてラトゥ・アディ ル概念を広めたという。後半では、1840年代から60年 代にかけてジャワで書物の執筆や布教を行ったイス ラム教指導者のアフマッド・リファイが、オランダの 統治制度に組み込まれている王や官吏をザリムであ ると批判し、これらによる儀式を認めず、自分の支持 者に儀式をやり直させたことが紹介された。

外国人による統治が現実のものとなると、王にはア ディルを実現できないことが人びとの目に明らかに なった。このような状況で、王にかわってアディルの 実践者になろうとするウラマーが登場した。人びと から信頼されているウラマーがアディルであるとさ れ、また、ウラマーの中にもアディルでない者がいる とされたことは、宗教ではなく民意がアディルを規定 すると理解されていたことを示している。ここで見 られるのは、マレー諸国とは対照的に、為政者がア ディルであるかないかを問うことで社会におけるア ディルの実現を求める態度ではなく、為政者がアディ ルを体現できない場合には自らがアディルを実現し うるという考え方である。

## ■ 2. 複数のアディルが併存する時代

## 2.1 現代マレーシア政治におけるアディル

篠崎香織(本論集第4章)は、独立後のマレーシア の事例を政党政治の展開という側面から論じてい る。焦点を当てているのは、党名にクアディランを冠 し、社会変革を志向する人々の支持を集めている人 民公正党(PKR) である。1998年に経済危機を契機に マハティール首相とアヌアール(アンワル)副首相の 対立が顕在化し、アヌアールは副首相を解任され、与 党・統一マレー人国民機構(UMNO) から追放処分を 受けた。アヌアール支持者らは汚職防止などの目標 を掲げてレフォルマシ(改革)運動を開始し、その過程 で設立された非政府組織(NGO)が基盤となって国民 公正党が結成され、後に人民公正党となった。当初人 民公正党は UMNOに不満を抱くマレー人を多く引き 付けたが、PKRは政権奪取のために民族性を超えた支 持調達を必要とした。そのため、同党が掲げる「公正」 は、一部でイスラム的価値の要素を含みながらも、イス ラム的な価値によらないものとして提示されている。

## 2.2 現代インドネシア政治におけるアディル

見市建(岩手県立大学)による「インドネシアの福 祉正義党(PKS)による「正義 | の実践 | は、インドネシ アの福祉正義党(PKS)について論じている。インド ネシアでは、1970年代末以降の大学キャンパスにお けるイスラム宣教活動などを背景とし、1998年のス ハルト体制の崩壊を受けて正義党が結成され、後に 福祉正義党に発展した。「宣教政党 | を自任するが、一 般有権者に対しては急進的・排他的なメッセージを 与えないよう注意を払い、汚職撲滅や社会福祉活動 によって支持を拡大していった。しかし、地方首長選 挙への参加などを通じて、世俗的である闘争民主党 との連立候補擁立など、「普通政党」化が見られる。 2009年にはインドネシアの初代大統領であるスカル ノを掲げてナショナリズムを訴えることも行われて いる。このように、最近の福祉正義党はイスラム的価 値に基づくナショナリスト政党としての側面を持っ ており、イスラム的価値とナショナリズムの関係が 検討されている。

岡本正明(京都大学)による「インドネシア、4度目 の「正義」の時代:イスラーム主義政党の均衡と現実 主義の政治」は、2009年以降の福祉正義党の変貌を「党

勢拡大による現実主義派の台頭 | と捉えた上で、地方 における福祉正義党の活動の実態としてバンテン州 の事例を紹介した。バンテン州では、ジャワラ(私的 護衛団を従えた地元実力者)として知られるハサンが 長女のアトゥトを州の副知事に当選させ、長女を通じ て州行政に干渉し、「州総督」として振舞っていた。福 祉正義党はハサンらの「公共事業へのたかり」を批判 して州知事選挙で対抗馬を擁立したが、当選には至ら なかった。その一方で、バンテン州内のタンゲラン県 では、ゴルカル党所属の現職県知事に対抗してハサン 派と福祉正義党が合同で候補を擁立した(ただし選挙 では現職が当選した)。これに対して岡本は、「声高な 正義の標榜の時代の終わりしと見て、福祉正義党は現 実主義によって長期的な支持の確保を求めたと分析 している。

#### 2.3 アディル概念とイスラム的価値

インドネシアの福祉正義党はイスラム的価値を掲 げているものの、その内実は見市報告が示唆するよう に極めて西洋近代的である。

インドネシアの国家原則であるパンチャシラに社 会正義(keadilan sosial)が挙げられており、インドネシ ア共和国憲法にも同じ言葉が出てくるように、クア ディランあるいはアディルは独立当初からインドネ シアにおける基本概念である。地方裁判所(pengadilan negeri)、高等裁判所(pengadilan tinggi)、宗教裁判所 (pengadilan agama) などの用法に見られるように、こ れらの国家制度における「アディル」、「クアディラン」 はイスラム色が抜けたものとなっている。さらに、ス カルノ大統領はアディルについて説明するときにオ ランダ語から用例を引いて説明していた。アディル はもともとイスラム教と結びついてマレー世界に持 ち込まれたものだが、独立後にはイスラム性とアディ ルの意味が分離してしまっている。これに対し、福祉 正義党ではアディル概念とイスラム的価値が結びつ いているようにも見える。1998年以降にアディルに イスラム的価値という新しい内容が加えられたとい う見方も可能であり、その妥当性は今後の検討課題で ある。

## 2.4 正義と公正

マレーシア研究とインドネシア研究でクアディラ ンが「正義」と「公正」に訳し分けられていることと関 連して、「アディルとは何か」ではなく「アディルを実 践するのは誰か との観点から考えてみたい。

マレーシアでは社会秩序の管理を託された公権力 は自らが独占的にアディルであろうとし、また、ア ディルであることが国民から求められる。そのため、 競合する政治勢力どうしは、公権力を自らの手にす ることでアディルを実現しようとする。公権力を手 に入れるためには適正な手続きに従う必要がある。 ここに見られるのは、アディルが実現される場は1 つであり、したがってアディルを体現する者も1つ であるという理解である。この考え方は、西尾報告に 見られるマレー諸国におけるアディル概念とも通じ るものがある。

これに対し、インドネシアではアディルの実現の ためには必ずしも公権力の掌握を必要としないと考 えられる。公権力がアディルでないにもかかわらず それを覆すことができない場合には、私的領域にお いてアディルを実践するという選択肢もありうる。 これは菅原報告におけるジャワのアディル概念と通 じるものがあり、いずれも1つの場で複数のアディ ルが互いに競い合っていると見ることができる。

## **■ 3. アディルの追求がアディルの実現を** 保証しない時代

本論集には、これまでに紹介したうちの新井、西尾、 篠崎による論考に加えて、アディル研究会のメンバー である川端隆史、山本博之、西芳実による論考も掲載 されている。これら3つの論考は、いずれも近年のマ レーシアおよびインドネシアにおける公正/正義の ありようを検討したものである。それらの論考では、 アディルやそれに類する言葉の使われ方に焦点を当 てて公正/正義にアプローチするのではなく、それ ぞれの地域的特性や時代性を考慮した上で、そのよう な特性を持った地域において公正/正義の実現のた めにどのような努力や工夫が見られるかを論じてい る。3つの論考が掲げる地域的特性や時代性はそれ ぞれ異なっているが、領域内で公正/正義を追求し ても必ずしも公正/正義の実現が期待できないとい う点は3つの事例に共通している。

## 3.1 国際社会における公正/正義の実現

川端(第5章)は、マハティール政権期以降のマレー シア外交を対象として「公正/正義 | 概念の予備的な 考察を試みている。アブドゥッラー政権が公表した 外交の「戦略計画」をもとに、「fair」、「justice」 そして 「equal という言葉に注目してその内容を分析した川 端によれば、マレーシアは、国際社会において貿易立 国としての地位を確立させるため、外交を通じて国際 社会における正義を実現し、それが保たれている状態 として平等な国際社会を作り出そうとしている。川 端は、このように外交政策を整理した上で、米国の対 テロ政策をめぐる議論、イスラム的な価値を反映した 経済政策、国連の平和維持活動への参加、南南協力の 事例をそれぞれ紹介して検討している。

対テロ政策では、マレーシアがアフガニスタン空爆 とイラク戦争に反対した際に、イスラム教の論理に よって非イスラム世界を批判したのではなく、普遍的 な価値観に基づいた主張がなされた。イスラム金融 とハラル産業では、世界の金融市場およびハラル市場 においてマレーシアが大きな存在を示しており、これ らの経済政策を進めることですべての人びと、文化、 宗教によって敬意が払われる価値観が世界に浸透す ることが期待されている。さらに、マレーシアは国際 社会における正義/公正の実現に寄与するために PKOを派遣し、また、開発途上国が技術協力や経済協 力を通じた自発的発展に向かうように南南協力も積 極的に行っている。ある国における不正義が国境を 越えて他の国に悪影響を及ぼしうるとの懸念を抱く マレーシアは、自国における正義の実現のためには国 際社会における正義の実現を求める必要があること に気づいた。これを川端は「小国」であるがゆえの戦略 とまとめている。

## 3.2 流動性の高い社会における公正の確保

山本(第6章)は、社会的流動性が高い社会における 公正概念について検討している。マレーシアの一州 であるサバは、社会的流動性が高い東南アジアにおい ても特に流動性が高く、近隣地域から合法・非合法に 入境する人びとが後を絶たず、しかもそのうち数十万 人にマレーシア国民の身分証明書が違法発給された とも言われている。この章では、常に人びとの出入り が激しく、しかも互いに異なる文化背景を持つ人びと が出入りする社会において、公正とはどのように追求 可能であり、そしてそのような議論の公正性はどのよ うに保たれるかが検討されている。

対象とする事例は、人民公正党(PKR)のサバ州に おける中心的政治家であったジェフリー・キティガ ンである。ジェフリーの著作『サバに公正を』の分析 を通して、連邦制国家マレーシアにおける公正に関す るジェフリーの見解を整理し、(1) 連邦議会における 代表性、(2) 与党・国民戦線による民族分割統治、(3)外 国人による違法投票、(4) 財政配分における公正の各 項目が論じられている。『サバに公正を』がマレー語 と英語で書かれていることが象徴するかのように、 ジェフリーの唱える公正はマレーシア国内と国際社 会の両方に向けて書かれており、そこではサバが公 正実現の枠組として捉えられている。また、データを 数値で示し、新聞等の公器に掲載された記事を示し て議論することなどに、社会的流動性が高い社会にお いて議論の公正性を保とうとする工夫が見られる。

## 3.3 公正を支える単一の枠組が存在しない 状況での公正の追求

西(第7章)は、「リスク社会」という観点から現代イ ンドネシアの公正/正義概念にアプローチしている。 リスク社会とは、しばしば「さまざまな危険にさらされ た社会」と誤解されるが、「第三者の審級」に対する信 頼が失われ、王権、神、学問などいずれによっても「正 解」が与えられず、そのような制限の中で自らの責任 で「成解」(与えられた条件において成立する解)を見 つけざるを得ない社会を指す。これは、自らの選択の 結果がもたらすリスクを自らが引き受けなければな らない「リスク引き受け社会」である。このような社 会においては、場の全てにおよぶアディルの実施は 期待できない。西は、このような状況における安寧、 豊かさ、安定を確保するための試みを検討した。

現在のインドネシアでは、この問題が特に顕著に 現れる事例として国境を越えたテロと自然災害の2 つが挙げられる。西は国境を越えたテロとの関連で、 インドネシアの映画におけるイスラム教の描かれ方 に目を向ける。従来のインドネシア映画では、イスラ ム教は農村における文明として描かれ、イスラム教 の知識を持つキアイが黒魔術の影響下にある村落の 暗闇を切り開くという役割を担っていた。これに対 し、現在インドネシアで人気を博している『愛の章』 やバリ島のテロ事件を扱った『楽園への長い道』など の映画では、キアイのように問題を最終的に解決す る存在は登場しない。イスラム教はイスラム教であ ることだけでは救済の源泉足りえず、信仰のありよ うが問われることになる。

また、2004年のインド洋津波(スマトラ沖地震津波) 以降自然災害が多発しているインドネシアでは、災 害対応の関連書籍が多く刊行されており、そこでは

防災だけでなく災害発生後の救援をうまく受け取る ための心構えも記されている。グローバル化の時代 においては、さまざまなものが国外からもたらされ る。国境を越えて災厄をもたらす災害やテロだけでな く、支援活動のような積極的な意義を持つものも国境 を越えてもたらされる。また、国境の外からもたらさ れたものに対応した結果は、しばしば容易に国境の外 に持ち出され、国外の人びとにも伝えられることにな る。この過程は、個別の地域社会がローカルな立場に 身を置いたままで、普遍的価値をもつ論理を生み出し、 それを世界に提示する試みとして見ることができる。

## おわりに

本論集の議論は以下のようにまとめられる。なお、 冒頭でも述べたように、この論集の所収論考はいずれ も試論であり、したがって以下の結論もその意味で暫 定的なものである。

第一に、中東からマレー世界にもたらされたアディ ル概念は、マレーシア(マラヤ)とインドネシアでマ レー・インドネシア語のアディルとして定着した。た だし、マレーシアでは常に為政者/公権力がアディル を実現すると考えられていたのに対し、インドネシア では為政者/公権力がアディルを実現できそうにな い場合には私的領域においてアディルを実現すれば よいと認識されている。

第二に、アディルはもともとイスラム教と結びつい てマレー世界にもたらされたが、植民地化と独立を通 じて、公的領域においては西洋近代の公正/正義概念 に基づいて諸制度が形作られた。

第三に、1990年代末にマレーシアとインドネシアで アディルを掲げる政党がそれぞれ結成され、数年のあ いだに勢力を大きく伸ばした。どちらもイスラム的 価値を含んだ政党であるが、そこで語られているア ディルはなお西洋近代的な特徴を備えたものとなっ ている。

第四に、「小国」、「社会的流動性の高い社会」、「リス ク社会」などの特徴を持つ社会における公正/正義概 念およびその実現を目指すさまざまな工夫が見られ、 そこで得られた工夫はマレー世界の枠組を超えて他 地域にも適用可能なものとなりうる。

# 中東における公正(アドル)概念

新井 和広

慶應義塾大学商学部

## はじめに

アドルという概念はイスラーム理解の鍵であると 言われる¹。この語は普通「公正/正義」と訳されるが、 それが具体的に何を意味するのかを説明することは 容易ではない。公正というものは日常世界で特に意 識されることはなく、社会が何らかの理由によって過 渡期に入った場合に改めて注目されるものだからで ある。しかし同時に、人々は公正というものに関して 共通の認識を持っていると想像していることも確か だろう。公正を意味する語は政党の名前として使用 されることもある。たとえば、イスラーム主義を掲げ るトルコの与党、公正と発展党(Adalet ve Kalkınma Partisi、AKP、2001~) や、モロッコの公正と発展党 (Hizb al- 'Adāla wa al-Tanmiya、1998~)などである。 党名に使用されているのはアドルと同じ語根から派 生した 'adāla (アラビア語) や adalet (トルコ語) であ るが、これらの語が使用されているということはアド ルという概念が政治的にアピールする力を持ってい ることを示している。しかし、「イスラームは公正を 重視する宗教イデオロギーである |と言ってみてもは じまらない。公正というのは特定の地域・時代・宗教 を超えて重要とみなされている概念だからである。 それではイスラームにおいて公正はどのように定義 されているのであろうか。また、中東において公正(ア ドル)が問題にされたのはどのような局面においてで あっただろうか。本稿では既存の研究を基にアドル という概念を概観する。その際、時間的にも空間的に も広範囲にわたる中東社会を網羅的に論じたり、独創 的な研究に基づいて新たな知見を示したりすること よりも、マレーシア、インドネシアにおける公正(ア ディル)概念との比較を行うための材料を提供するこ とに重点を置く。

## 1 小杉泰「公正」(大塚2002)。

## 1. 「公正」を意味するアラビア語の単語

マレー語やインドネシア語において公正を意味す るアディル(adil)という語は、アラビア語の'dl(」」と の3語根から派生した語を起源とする。この語根の 原義は「均衡を保つ」、「バランスをとる」という意味で ある。つまり、行為や裁定において均衡を保つという 意味から公正・正義を意味する単語として使用され るようになった。「公正」を意味する名詞としてはア ドル('adl) やアダーラ('adāla) がよく使用されるが、 前者は名詞であると同時に形容詞としても使用され る。後者のアダーラはクルアーン中では使用されて いないが、後の時代のウラマー(イスラーム知識人)が 盛んに使用するようになった。他にも同じ語根から 派生した単語としてアーディル('ādil:公正な者)が ある。アドルの反対語としては「不正」を意味するズ ルム(zulm)や、「恥知らず、正しい道から外れた」を意 味するファースィク(fāsig)がある。後述するが、社 会における公正(アドル)の実現にあたってはアドル の反対概念、特にズルムが重要となる。

## ■ 2. クルアーン中に現れる「公正」

次に、公正を意味する語がクルアーンにおいてど のように使用されているのかを見たい。クルアーン、 そしてイスラーム第二の聖典とも言われているハ ディース(預言者ムハンマドの言行録) 中にはアドル という語が多数出現する。また、クルアーン中で「公 正 |を意味する語として、gstという語根から派生した 語(たとえばキスト、qist)もアドルと同様に使用され る。キストは「分配する」という意味も持っており、こ こから転じて公正という意味で使用されるように なった。実際にクルアーンの中では公正という語は 以下のように使用されている。

#### クルアーン第6章(家畜の章)115節

汝の主のみことばは、真実と公正('adl)において完全であ る。なにものもそのみことばを変えることはできない。 神はあまねく聞き、よく知りたもうお方である2。

#### クルアーン第16章(蜜蜂の章)90節

神は公正('adl) と善行を命じ、近親者へ惜しみなく与える ことを命じ、淫乱と醜行と悪行とを禁じたもう。おまえた ちが反省するのをのぞんで戒めたもうものである。

#### クルアーン第49章(部屋の章)9節

もし信者たちが二派に分かれて争っていたら、おまえた ちが両者を仲裁してやれ。もし両者のうちの一方が他方 に罪を犯しているのなら、彼らが神のご命令にもどる まで、おまえたちもこれと戦うがよい。もしもどれば、両 者の間を公正('adl)にとり鎮めよ。公正(qist)にやるのだ。 神は公正(qist)な者を愛したもう。

この他、クルアーン中には孤児や妻たちの扱い、裁 判、証言に関する部分で公正を表す語が使用されてい る。また、神の美名のひとつとしてもアドルという単 語が使用されている。つまり、神はアル=アドル(al-'Adl 正義者:公正なる者にして、すべての正義の源泉) であるとされている。

## 3. 神学におけるアドル

神学的にアドルという概念に注目したのは、8世紀 中頃から10世紀中頃まで栄え、自らを「タウヒードと アドルの徒 と称していたムウタズィラ (al-Mu 'tazila) 学派である。この学派は理性を重視した神学体系を 形成したが、その5大原則(タウヒード(神の唯一性)、 アドル(神の正義)、天国の約束と地獄の脅し、信者と 不信者の中間の立場、勧善懲悪)のうちのひとつが「神 の正義(アドル)」であった。これは、「本質的に正義で ある神は、その正義に基づき最善のことしか行わな いしいう主張である。この主張によってムウタズイ ラ学派は、極端な宿命論を排して人間の自由と責任を 認める立場をとった。ムウタズィラ学派はあまりに 抽象的な解釈によって民衆の反発や他の神学派であ るアシュアリー派の攻撃を受け、最後はカリフの庇護 も失って消滅することになるが、神の正義(アドル)と いう問題は神学・哲学上の重要な主題となった。

## 4. イスラーム法におけるアドル

クルアーンに頻繁に現れ、神学や哲学で議論され ていた「公正」という概念は、法学、つまり実社会とよ り密接に関わる学問分野においてどのような意味を 持っていたのであろうか。裁判や婚姻の証人の条件 としてのアドルと、10世紀のウラマーであったマー ワルディーの議論を見てみたい。

#### 4.1 証人の条件としてのアドル

イスラーム訴訟法においては証言が立証の手段と して重要な位置を占めるが、その証人の用件として 最も重視されたのがアダーラ('adāla)である<sup>4</sup>。また、 ハナフィー派を除く法学派は婚姻の証人もアドル ('adl、有徳者)でなくてはならないとしている<sup>5</sup>。問題 は、ここで有徳(アダーラ、'adāla) とは何を意味する のかということである。なぜなら、有徳を具体的に定 義しない限り、誰が有徳であるのかを特定すること が不可能となり、訴訟や婚姻などの実務に支障をき たすからである。しかし、有徳の定義に関して定説は 存在しない。柳橋は「イスラームを信仰することに加 えて、シャリーアによって義務とされたり推奨され る行為を実践し、禁止されたり忌避される行為を行 わないこと(マーリク派の小イブン・ルシュドが法学 者の通説として述べたこと)」、「重罪を避け、軽犯罪を 常習としないこと(シャーフィイー派のナワウィー の意見)」という2つの説を紹介している。これらの 説に従うにしても、何が禁止されたり忌避されたり しているのか、何が重罪で何が軽犯罪かについては 諸説ある(柳橋2001:108)。ここではどちらの説にも 「禁止されている行為を行わない」という点が共通し ているということを指摘しておきたい。

重罪や軽犯罪の定義が特定の時代や地域の人々に 共有されているとしたら、そこで有徳者であること を確認する方法として、証人審査(tazkiya)が行われ る。これは非公開の風評調査と調査関係者による公 開審査の2段階からなる。しかし、この方法では証人 を審査する人物が有徳かどうかを疑うことも可能で

(大塚ほか2002)、嶋田襄平「ムータジラ派」(日本イスラム協会 ほか2002)。

- 4 堀井聡江「シャーヒド」(日本イスラム協会ほか2002)。
- 5 婚姻の証人の条件としてのアドルについては(柳橋2001:108-109) を参考にした。柳橋はアドルに「有徳者 | という語をあて
- 6 堀井聡江「シャーヒド」(日本イスラム協会ほか2002)。

<sup>2</sup> 藤本勝次編『コーラン』。以下コーランの訳は藤本勝次編によ る。文中に出てくる('adl)、(qist)は、「公正」を意味する単語の 原語がどの語根から派生したのかを示したもので、原文で使用 されている単語そのものではない。

<sup>3</sup> 菊地達也「正義」(大塚ほか2002)、塩尻和子「ムウタズィラ学派」

ある。その対策として、最初はカーディー(裁判官)が 数人の人物を有徳な人物であると評価し、それらの人 物が他の人物の有徳性を評価するという方法がとら れるで、訴訟の証人と婚姻の証人ではアダーラの基準 が異なり、婚姻の証人の方が基準が緩い。たとえば、 法学派によっては婚姻の証人は状態が不明な者や表 見的有徳を備えていれば足りるとしている(柳橋 2001:109)<sup>8</sup>

#### 4.2 マーワルディー『統治の諸規則』中のアドル

マーワルディー (al-Māwardī, 1058年没) は10世紀 に活躍したシャーフィイー派の法学者である。彼は アッバース朝カリフ、アル=カーディル(r.991-1031)に用いられ、バグダードのカーディーとなった。そし て彼の主著である『統治の諸規則』の中では、イスラー ム法学者、法の実務家としての立場からイマーム(カ リフ) 論を中心とする統治論を展開した。この本はス ンナ派イスラームの代表的な政治思想として広く読 まれ、シャーフィイー派が多い東南アジアでも写本が 見つかっている。

『統治の諸規則』中には「公正(アダーラ 'adāla)」とい う語が頻出する。しかしそのほとんどは、「公正さを 保つ」、「公正の民の裁き」、「法の知識と公正さ」など、 公正というものが既に理解されているという前提で使 用されており、公正の定義に関する記述は少ない。そ れでも、正しい統治にとって公正であることが非常に 重要であると著者が考えていたことは明らかである。

マーワルディーはイマーム(カリフ)、礼拝のイマー ム (マーワルディー2006:246)、ザカート(喜捨)の徴 収と管理に当たる役(マーワルディー2006:277)、官 庁(ディーワーン)の書記(マーワルディー2006: 519)、ムフタスィブ(市場監督官)(マーワルディー 2006:517) など、公的任務を行う者に必要な用件と して公正さを挙げている。特に公正であることが重 視されている地位として、イスラーム共同体のリー ダーであるイマーム(カリフ)が挙げられる。たとえ ば、イマームになる7つの条件の第一に公正さを挙げ ている(マーワルディー2006:9)。そして、イマーム 位から退位させる条件として、身体に欠陥が生じるこ ととともに、公正さを失うことが挙げられている。公 正さを失うとは具体的には道徳的欠陥がある、つまり

7 "ADL" in *EI2* 

淫欲にふけったり疑わしい考え方に従ったりするこ とを指す。公正さとは、統治の正当性の根拠であると 同時に、統治者であるための必要条件であるとマー ワルディーは考えていたのである。

それでは、公正さとは具体的にどのような状態を 言っているのだろうか。マーワルディーの議論を引 用してみたい。

(公正さは――引用者) どのような公的任務にも必要なも のである。公正さとは、誠実に話し、正直で人に信頼され、 不正なことは行わず、罪から身を守り、疑いからは遠く離 れている、喜ぶときにも怒るときにも人に信頼され、宗教 においても世俗のことにおいても相応しい男らしさを もって身を処することである。子のような公正さの諸資 質が十分にあれば、人は証言することができ、公的な任務 に就くことが認められる。このような資質の一つでもが 欠ければ、証言することや公的任務に就くことは禁じら れ、その人の言葉は認めてもらえず、その判決が発効する ことはない(マーワルディー2006:156)。

ここでもやはり注目したいのは、「誠実」、「正直」、 「信頼」、「相応しい男らしさ」という肯定的なキーワー ドも見受けられるが、法に従っているかどうかとい う観点からの公正を定義する場合は、「不正なことは 行わない」、「罪から身を守る」、「疑いから遠く離れて いるしという、不法行為を行わないという基準が採用 されていることである。つまり、ある人物が公正かど うかを見極めるときには公正の存在より不正の不在 という点に注目することになる。

『統治の諸規則』は、当時実際に行われていた統治で はなく理想の統治について議論したものである。実 際の政治や法の状況は、カリフの世襲、軍事力による 政権奪取、イスラーム法よりも統治者が制定した行 政法が優先されるなど、理想とは程遠いものだった。 特にマーワルディーが生きていた時代は、アッバー ス朝のカリフは実際にはほとんど権力を持っておら ず、各地に世俗君主が分立していた。このような状況 の中、法学者たちは公正でない統治者も事実上認め ることになった。それは「必要性の原則」にもとづき、 無秩序な状態よりも公正でない統治者による秩序を 優先することを意味していた(湯川1995:149-150)。

## ■ 5. 社会における公正・不正

ここまでクルアーン、神学、法学においてアドル(公 正)という概念がどのように議論されているのかを見 てきたが、それらは理論として出てくるアドルであ

る。それでは、アドルは国家による統治の現場ではど のように実現されていったのだろうか。また、統治さ れる側の民衆はアドル(公正)についてどのような考 えを持っていたのだろうか。まず、国家による統治と アドルの関係について、マザーリム法廷の例をもとに 考えてみたい。マザーリム法廷とはシャリーア法廷 と別に政治権力者が決裁する行政裁判所である。マ ザーリム (mazālim) とは「不正」を意味する mazlama という単語の複数形で、アドルの反対語であるズルム (zulm) と同じ語根から派生している。ここで審議さ れるのは文字通り不正(ズルム)や圧政に対する異議 申し立てであるが、同時に、一審のみであるシャリー ア法廷の上級審としても機能した。つまり、シャリー ア法廷での判決を不服とした場合、判決をカーディー のズルム(不正)としてマザーリム法廷に救済を求め るわけである。マムルーク朝期において、マザーリム 法廷があったのはアドルの家(ダール・アル=アドル、 dār al- 'adl)と名付けられた建物である。アドルの家は ザンギー朝、アイユーブ朝などの国家では王城やその 近辺に設置されたが、マムルーク朝期においても重要 な建物であり、スルターンによって何度も新築・改修 が繰り返された。この建物は王朝が公正な統治を行っ ていることを視覚化していたが、そこがマザーリム法 廷、つまり不正を排除する場として機能していたわけ である(長谷部2004:246-248)。 言い換えれば、王朝 による公正な統治を具体的な行動で示す場合に不正 の排除という方法がとられたということになる。

統治される側である民衆は公正をどのように理解 していたのか。加藤博の論を見てみたい。加藤は、19 世紀中ごろのエジプトの農民によって作成された「徴 兵免除嘆願文」を例に、民衆が考えている公正とは彼 らの既得権益が守られている状況を指していること を指摘した。この場合の既得権益とはある集団が歴 史的に維持してきた権益であり、その集団が暮らして いる土地の慣行と密接に結びついている。つまり、民 衆は彼らの慣行に反する行為が行われた(=既得権益 が侵害された)ときに、彼らの公正観にもとづいて(と きには暴動という形をとって)政治権力に異議申し立 てを行ったし、そのような異議申し立てが受け入れら れるという期待を持っていたということである。政 治権力の方でもそういった期待に応えようという姿 勢を保持していた。このような観察から、加藤は、イ スラーム世界におけるアドル(公正)とズルム(不正) の対概念は宗教権力、政治権力、一般民衆が共有する

コモン・センスであり、それを破るなら国家権力とい えども社会的制裁を免れることはできないと結論づ けている(加藤1995:137-146)。つまり、宗教権力、政 治権力、一般民衆はそれぞれ別々の公正観を持って いて、三者は言いわば同床異夢の関係にあるとも言 える。そうは言ってもそれぞれが考える公正には共 通する部分も多く、そのことが地域共同体の慣行に 根ざした農民の公正観が国家やイスラーム共同体 (ウンマ)の公正観と結びつくことにつながるわけで ある。加藤の議論で例として挙げられたのは、19世紀 中頃のエジプトという特定の時代・地域における公 正観の多様性と統一性である。しかし、視点をイス ラーム世界全体に広げてみても、似たような状況、つ まり各時代・地域・社会集団が独特の公正観を持ち、 なおかつその中に地域や時代を超えた統一性を見出 す事ができる可能性は十分あるだろう。

## 6. 近代以降の公正(アドル)

近代以降、中東においては公正という概念が再び 注目を集めるようになった。中東は前近代において も必ずしも公正な統治が行われていたわけではな かったが、それでも社会の中ではイスラーム法が施 行され、統治者はムスリムであった。近代に入ると、 イスラーム世界の植民地化、西洋法の導入にともな うイスラーム法の権威の低下、カリフ制の廃止など によって上記の前提が崩れたため、何が公正かとい う点について再び考える必要が生じた。シリアで生 まれ、エジプトで活躍したイスラーム改革思想家ラ シード・リダー(1865~1935)は、真のイスラームの再 興を目的にイスラーム国家の樹立を訴えた。そこで はイスラーム法を実施すること自体が公正・正義で あるという考えが展開された。これは、公正より秩序 を求めるという前近代の考え方とは異なっている。 このようなイスラーム国家樹立の思想は、エジプト のムスリム同胞団初代団長であるハサン・アル=バ ンナー(1906~49)から、アル=バンナー亡き後ムスリ ム同胞団のイデオローグとなったサイイド・クトゥ ブ(1906~66)へと受け継がれていった。サイイド・ク トゥブはイスラーム世界における問題の解決を西洋 ではなくイスラームの中に見出すべきであると考え、 特にムスリムの精神的側面を重視した。彼の著書『イ スラームにおける社会的公正』は現代のイスラーム国 家論に大きな影響を与えているが、そこではイスラー

<sup>8</sup> 表見的有徳とは、たとえば身なりなど外見上問題があるかどう かで判断される有徳である。

ムの精神の復活が強調されている。そして、真のイス ラーム国家が建設されれば社会的公正は必ず確立さ れるという主張が展開された。イスラーム国家の制 度的枠組みとして、クトゥブは救貧税、社会的相互責 任、一般的税制、公共財の管理、独占禁止、貧困防止、 保健衛生、(公共の利益の増進)、利子の禁止などを挙 げている。また、彼は社会的公正を、単にイスラーム 法を施行するだけではなく、イスラーム法の目指すと ころに個人の良心を導くことで実現されるものだと 考えていた。政治制度としては、支配者の公正と支配 を受ける側の服従、そして両者の間の信頼と協力関係 を挙げている。ここでも社会的公正を実現するため の重要な要素としてイスラーム法が挙げられている。 しかし、前近代の学者が議論した、公正でない支配者 のもとでの秩序をどのように考えるかという問題に 関しては議論されていない(湯川1995)。いずれにせ よ、近代以降に現れた公正観は、イスラーム法の施行 やイスラーム国家の建設そのものに公正を見るとい う点が特徴的である。

## おわりに

本稿で概観した中東における公正に関しては、以下 の点を指摘することができる。

第一に、何をもって公正とするかについては共通し た見解がないことである。イスラーム世界において 公正(アドル)とは非常に重要な概念であると認識さ れており、クルアーンやハディースに頻繁に現れるほ か、神学においても法学においても主要なテーマの1 つであった。そこではそれぞれの立場や専門領域に したがってアドルの重要性が議論されてきたにもか かわらず、アドルそのものの定義は曖昧なままである。

第二に、社会の中でアドルが具体的に必要とされる とき、つまりアドルな人物が訴訟の証人とならなけれ ばならなかったり、王朝がアドルな統治を行わなけれ ばならなかったりしたときに実際に行われることは、 それと対になっている概念の不在という形でアドル を理解することである。アドルの家で行われていた のが不正の排除であり、証人が有徳かどうかを判断す る基準が違法行為を行っているかどうかという点で あることからも明らかである。皮肉な見方をすれば、 社会における公正を目に見える形で実現するために は不正の存在が不可欠ということにもなる。

反対概念の不在をもってアドルとするという考え

は、長谷部史彦が唱えたアドルに関する仮説とも通 じる。長谷部はマムルーク朝期にアサディーによっ て書かれた『経世済民論 Tavsīr』の中でアドルがどの ように論じられているのかを基に、鮮明なアドル像 というものは、社会における個別具体的な不正(ズル ム)を取り除いていく過程で浮かび上がってくるので はないかと指摘した(長谷部2004:251)。これは本の 中で議論されているアドルであるが、実際の統治に おいても不正の除去という方法でアドルを達成しよ うとしていたことはすでに見た通りである。しかし、 統治者たちやアサディーは、アドルが鮮明な形で浮 かび上がってくることよりも、アドルの方向に向かっ て前進することの方を重視していたと考えることも 可能であろう。

アドルそのものが漠然としか定義され得ないこと は、必ずしも社会にとって不利な状況をもたらすこ とを意味しない。時代・地域・社会集団ごとに別々の、 しかし重なるところも多いアドル観を持ち得るとい うことは、イスラームの柔軟性や多様性を確保する 点で重要であると考えられる。

本稿を終えるにあたって、私が東南アジアの状況 に関して興味を持っている点をいくつか挙げたい。 ひとつはアドルとイスラーム法の関係である。アド ルとはイスラーム法に照らして合法のことであると いう思想は東南アジアでどの程度見られるのか、特 に、党名に公正という単語を使用したり、政治的な主 張を展開するときに公正という語を使用したりする とき、それはそのままイスラーム法の施行またはイ スラーム国家の建設という意味を持つのかどうかと いうことである。また、国家や統治者の条件としての 公正(アドル)が近代以降に再び重要になっているが、 東南アジアでは国家や統治者の条件と公正(アドル) がどのような文脈で議論されているのか、東南アジ アの専門家の御教示を仰ぎたい。

## 参考文献

EI2: "ADL" in *Encyclopedia of Islam*, 2<sup>nd</sup> edition (*EI2*). Leiden: Brill.

大塚和夫ほか編 2002 『岩波イスラーム辞典』岩波書店。 日本イスラム協会ほか監修 2002『新イスラム事典』 平凡社。

アル=マーワルディー(湯川武訳) 2006 『統治の諸

規則」慶應義塾大学出版会。

加藤博 1995 『文明としてのイスラム』東京大学出版会。

長谷部史彦 2004 「アドルと「神の価格」: スークの中 のマムルーク朝王権」三浦徹・岸本美緒・関本照 夫編『イスラーム地域研究叢書4 比較史のア ジア――所有・契約・市場・公正』東京大学出版会、 pp.245-263<sub>o</sub>

藤本勝次編 1979 『コーラン』中央公論社。

柳橋博之 2001 『イスラーム家族法』創文社。

湯川武 1995「正義と秩序:サイイド・クトゥブの社 会的公正論を中心として」湯川武編『イスラー ム国家の理念と現実』栄光教育文化研究所、 pp.140-168<sub>o</sub>

# 17-19 世紀のマレー諸国と "アディル" 概念

西尾 寛治

防衛大学校人文社会科学群人間文化学科

## はじめに

もとより「公正」や「正義」は、広く人間社会一般に認 められる普遍的概念である。近世のマレー諸国では、 それらの概念は "アディル" (adil) というアラビア語起 源のマレー語で言及された。すなわち、それらの概念 は、東南アジアでは13世紀後半以降に進展したイラー ム受容の動きと連動し、西アジア起源の外来語で言及 されるようになったのである<sup>1</sup>。

本論文では、人類社会共通の価値観といえる「公正」 や「正義」が、近世から近代初期のマレー諸国という限 定された時間と空間のもとで有していた個別性を抽 出する試みである。そのため、本稿ではアラビア語の アドル(adl) に起源するマレー語"アディル"に注目す る。そして、その具体的な意味内容を検討することを 通して、前植民地期マレー社会における「公正」、「正 義」概念に迫りたい。

アディル概念に関する研究は未成熟な研究領域の ひとつである。先行研究もひじょうに少ない²。だが、 こうした研究は、次の2つの点でひじょうに有意義な ものと考えられる。ひとつは、イスラーム世界におけ る地域間比較の視座を提供することである。確かに、 近年は東南アジアのイスラーム圏(またはイスラーム 圏東南アジア) に関する研究も急増している。とはい え、西アジア地域との比較の試みやそれを通してこの

地域世界の固有性を究明しようとする試みはいまだ 活性化していない。もうひとつは、現代国家の政治文 化の解明というテーマと接合しうることである。近 年、マレーシアとインドネシアでは、"アディル"を党 名に掲げる政党が登場し、社会変革を訴えて急速に 支持を拡大している。具体的には、マレーシアの「人 民公正党」(Parti Keadilan Rakyat、略称 PKR)、イン ドネシアの「福祉正義党 | (Partai Keadilan Seiahtera、 略称 PKS) <sup>3</sup>である。このことは、"アディル"概念が、 その2つの国家の社会秩序の形成にとってきわめて 重要な役割を果たしていることをよく示している。 それゆえ、近代初期までの"アディル"概念の解明は、 現代の東南アジア国家の政治文化の究明にも寄与し うる研究テーマに位置づけられる。

上述のように、考察対象としたマレー諸国では、イ スラームの受容は13世紀後半に始まっている。とは いえ、東南アジア島嶼部地域のムスリムが自己のイ スラーム性に注意を払うようになったのは17世紀頃 からであった。例えば、17世紀前半のマレー諸国では、 「シャリーア法廷設置」、「断食の励行」、「イスラーム法 の罰則の適用 | などの傾向が顕著になった 。また、イ スラーム諸学の知識を貪欲に吸収しようとする動き も高まった。17世紀前半のイスラームの中心地アチェ

では、"キターブ・ジャウィ" (kitab Jawi: イスラーム 諸文献のマレー語訳書)の作成が活性化している。そ の結果、クルアーン(コーラン)、ハディースはもとよ り神学、法学、スーフィズム(イスラーム神秘主義)関 係のマレー語訳書が作成され、マレー諸国に流通して いった(Mohd. Nor bin Ngah 1983)。

他方、19世紀は、欧米による植民地支配が地球的規 模で進展した世紀である。無論、東南アジアもその例 外ではない。とはいえ、19世紀前半当時、植民地支配は マレー諸国の隅々を覆い尽くしていたわけではない。 ペナン、マラッカ、シンガポールの3港市が海峡植民地 というイギリスの植民地に組み込まれているにすぎ なかったのである。つまり、この論文が焦点をあてる のは、ムスリムとしての意識が強まった頃から植民地 支配が波及しつつある時代までのマレー諸国である。

その時代における"アディル"概念の受容と展開を 論じることがこの論文のテーマだが、考察を始める前 にアプローチの方法について若干補足しておこう。

## (1) "アディル" 概念の受容について

"アディル"概念の受容に関しては、17世紀初期に編 集された2つの文献の分析を中心におこなう。具体 的には、『タジュ・アル・サラティン』(Taj al-Salatin)と 『スジャラ・ムラユ』(Sejarah Melayu)である。 前者は 9点ほどのペルシア語文献をもとに1603年にアチェ で編集された。この書は、イスラームの王国統治論な いしは支配者論をマレー諸国へ本格的に紹介する役 割を担った。統治の指南書として広くマレー諸国に 流通しただけでなく、ジャワでも好評を博し、19世紀 にはジャワ語版も出版されたという (Hooykaas 1947: 173) (Bukhari al-Jauhari 1992:xvii-xxiv)。他方、後 者は、1612年頃ジョホールで編集され、この王家の支 配の正統性を主張するために編集された歴史叙述作 品である (Roolvink 1983:xxvi-xxvii)。したがって、前 者が理論書であるのに対し、後者にはマレー系王国の 統治の現実がより忠実に反映されているといえよ う。本稿では、性格の異なるこの2作品の分析を通し て、"アディル"概念の受容を考察したい。

#### (2) "アディル" 概念の展開について

これに関しては、マレー系国家の政治的諸制度と 現地ムスリム住民の認識という2つの方向からアプ ローチしたい。そのため、18、19世紀に制定されたマ レー系国家の諸規定や19世紀にシンガポール在住の ムスリムによって執筆された旅行記『アブドゥッ ラーの航海記』(Kisah Pelayaran Abdullah) を取り 上げる。なお、『アブドゥッラーの航海記』の作者アブ ドゥラー・ビン・アブドゥル・カーディル (Abdullah bin Abdul Kadir:1797-1854年) は、イギリス支配下 のマラッカやシンガポールでマレー語の通訳、書記、 語学教師として活躍した人物である。ラッフルズに も仕えた彼は、母方からインド系の血筋を継承する アラブ人移住者の子孫であった。もっとも、彼自身は マラッカで出生し、植民地体制下のマラッカとシン ガポールで生涯を送った。自伝的作品『アブドゥッ ラー物語』(Hikavat Abdullah)が示すように、彼は重 層的なアイデンティティの持ち主であった。すなわ ち、アラブ人意識をもつと同時にマレー人としての 意識ももっていたのである(アブドゥッラー・ビン・ アブドゥル・カーディル 1980:6-10;288;293-295; 303)

#### (3)考察対象とする概念について

「公正」、「正義」といった社会秩序に関わる概念につ いては、次の点に留意する必要がある。すなわち、健 康と同様に、この種の概念は通常はさほど意識され ない。だが、まさに喪失されようとする状況、もしく はそれが喪失された状況において強く意識されると いう点である。つまり、社会秩序の乱れがある一定の 水準を越えた時、人は初めて「不正」が横行する社会 を認識し、「公正」や「正義」の回復を希求するのであ る。このように、「公正」や「正義」は、むしろ不正や悪 政を通して意識される。こうした点をふまえ、考察に 際しては、"アディル"に注目するばかりではなく、そ の対義語であるザリム(zalim:不正な、暴虐な)、アニ アヤ(aniaya:不正)<sup>6</sup>にも注意を払うこととする。

## 1. 西アジアの"アドル"概念

まず、"アディル"の語源である"アドル"が西アジア の社会でどのように位置づけられた概念であったか

<sup>1</sup> 東南アジアのマレー諸国においても、当然ながら、「公正 | や「正 義」に相当する概念や語は古くから存在したと思われる。しか し、前イスラーム期のマレー諸国において「公正」、「正義」がど んな言葉で表現されていたのかという問いに対しては、文献上 の制約などもあり、ここでは確たる解答を提示できない。ただ し、後述するように、アディルの対義語として、"アニアヤ" (aniaya) というサンスクリット語が使用されることもかなりみ られる。このことをふまえると、インド文明受容後のマレー社 会では、「公正」、「正義」はサンスクリット語起源の言葉で言及さ れていた可能性が考えられる。

<sup>2 「</sup>公正」に関する先行研究として、東アジア、東南アジアと西ア ジアという 3 地域の比較を試みた (三浦 2004) がある。この論 集は「公正」についての事例研究も収録しているが、残念なこと に、東南アジアの「公正」を扱った論文は収録されていない。

<sup>3</sup> 両政党ともアディルに派生する名詞 keadilanを使用している。 しかし、マレーシア研究およびインドネシア研究の専門家の見 解に従い、ここでは「公正」と「正義」とに訳語を使い分けた。

<sup>4 17</sup>世紀のマレー諸国でイスラームへの傾倒が顕著となった理由 として、以下のような点が指摘されている。第1は、ヨーロッパ 勢力進出の影響である。16世紀に進出したポルトガルやスペイ ンは、キリスト教布教や香料交易をめぐってムスリム商人と敵 対した。16世紀末になると、オランダやイギリスも東南アジア へ来航したが、特にオランダは香料交易を自己の統制下におこ うと画策し、しばしば在地の諸王国と対立した。第2は、西アジ アやインドにおいて、16世紀以降イスラーム王国が隆盛したこ とである。スレイマン1世(在位1520-66年)治世のオスマン帝 国やアクバル(在位1556-1605年)以降のムガル帝国の栄華はマ レー諸国にも伝えられた。そして、ヨーロッパ勢力と対抗して いたマレー人ムスリムを大いに鼓舞した。第3の理由は、マレ 一人支配者がイスラームを王権の強化に利用したことである。 当時進展したイスラーム的規範の厳守やイスラーム法の罰則の 厳格な適用には、臣下に対する取締りを強化しようとする支配 者の思惑が強く作用していたという(Reid 1993:132-201)。

<sup>5</sup> この2つの文献は、アチェのスルタン・イスカンダル・タニ (Sultan Iskandar Thani: 在位1636-1641年) 宮廷に仕えたイン ド出身のアラブ人ウラマーであるヌルッディン・アル・ラニリ (またはヌル・アル・ディン・アル・ラニリ) (Nuruddin al-Raniri/ Nur al-Din al-Raniri) の歴史叙述作品『ブスタン・アル・サ ラティン』(Bustan al-Salatin)の執筆に影響を与えた。特に『タ ジュ・アル・サラティン』とは編別構成の類似も指摘されてい る (Nuruddin al-Raniri 1992:x;xii-xiii) (Teuku Iskandar 1995: 420)

<sup>6</sup> ザリムはアラビア語起源のマレー語、アニアヤはサンスクリッ ト語起源のマレー語である。

みてみよう。

## 1.1 "アドル"とその対義語

既述のように、マレー語、インドネシア語の"アディ ル" (adil) はアラビア語の"アドル" (adl) に起源する語 である。アドルもやはり「公正」、「正義」を意味するが、 本来の意味は「均衡」、「バランスのとれた状態」であ る。他方、アドルの対義語としては、ズルム(zulm)、 マザーリム(mazalim)、ジャウル(jawr)などが挙げら れる。そのうち、ズルムとマザーリムは「不正」、「悪行」 「悪政」を意味し、ジャウルは「圧政」を意味した(長谷 部2004:246)(新井2010)。

### 1.2 "アドル"概念: 経済的文脈と政治的文脈

西アジアの社会において、アドルは経済的コンテキ ストおよび政治的コンテキストで使用された。経済 的コンテキストでは、アドルは自然な状態における市 場価格を意味した。すなわち、買占めなどの作為が介 入しない状態で、需要と供給の「均衡」によって形成さ れた物価を意味した(新井2010)。

政治的コンテキストにおけるアドルは支配者と密 接に関わっていた。アドルは、前近代のイスラーム国 家のムスリム支配者が備えるべき要件であったので ある(長谷部2004:246-247)。このことは、「公正」(ア ドル)を「神の正義と恩寵 |によるものとするイスラー ムの見解と一見矛盾するように思える。だが、イス ラームが支配者を「地上における神の代理者」と位置 づけていたことをふまえると、むしろイスラームとよ く合致していることがわかる。

「公正 | (アドル) を備えるべき要件とされた支配者 は、社会的公正の維持に努めた。そのことを端的に示 すのが、「マザーリム法廷」の設置である。マザーリム 法廷とは、カーディーと高位の行政官で構成される支 配者の法廷のひとつである。ここでは、官吏の不正に 関連した裁判などを扱った。したがって、一種の行政 裁判所といってよい。市民や地方民が行政に不満を 抱いた場合、彼らは訴状をマザーリム法廷へ提出し た。マザーリム法廷はその訴状を受理し、審議・裁定 した(柳橋1999:183-184)(長谷部2004:247)。実際、 マザーリム法廷には、官吏に既得権益を侵害された被 治者がしばしば訴状を提出しており、支配者が官吏の 不正・悪行を監督する上で重要な役割を果たしてい た。もっとも、被治者の訴状を認める制度であったか ら、「上から」の監督機能を強化するばかりではなく、

「下から」の社会秩序の維持・形成に作用した側面も あった(加藤1995:137-138)。

また、西アジアの支配者は、しばしば「アドルの家」 (ダール・アル・アドル)という建造物を王城やその近 隣に建てた。この「アドルの家」は、被治者に対して王 権の公正さや正義を視覚的に表現することを目的と したものであった。しかし、実際にはマザーリム法廷 として利用されることもしばしばあったという(長 谷部2004:247)。

## ■ 2. "アディル"概念の受容

アドルに起源する"アディル"は、マレー諸国にお いてどのような概念として了解されていただろう か。17世紀初期の2つの文献を通してこの問いにア プローチしてみよう。

## 2.1 『タジュ・アル・サラティン』の分析

既述のように、『タジュ・アル・サラティン』は、イス ラーム的な王国統治論ないしは支配者論をマレー諸 国へ紹介する役割を果たした書である。この書の重 要な目的は、アディルが支配者にとっていかに重要 な概念であるかを力説することにあったと考えられ る。そのため、アディルな支配者とザリムな支配者が 常に対比され、その具体的イメージが豊富な事例を 通して執拗に述べられている。

#### 2.1.1 アディル

『タジュ・アル・サラティン』は、アディルは統治の重 要性を2つの観点から指摘している。ひとつは社会 的文脈からで、アディルな支配者を福祉・平和・繁栄 の源泉と位置づけているで。言い換えれば、社会の福 祉・平和・繁栄を維持する責務は支配者に属するとい うことで、「上から」の社会秩序形成機能を指摘したも のと理解できる。もうひとつは、支配者個人にとって の重要性だが、これについては神の加護をえること と述べている。なお、アディルな統治は、人間の一生 に相当する期間神へ礼拝をささげることよりも重要 と力説されている。それでは、「アディルな統治」とは、 具体的にどのような統治であろうか。『タジュ・アル・ サラティン』が強調しているのは、「上位者の不正行為 に苦しむ臣下の救済」。である。そして、そのために臣 下をよく監督することが必要とされる。

## **2.1.2** ザリム/アニアヤ

その一方、『タジュ・アル・サラティン』は、ザリム/ アニアヤな統治が、王国や王権の喪失を招くと警告10 を発している。それでは、もし支配者が不正なる支配者 であった場合には、臣下はどうすればよいのだろうか。 支配者を神の代理者とするイスラーム社会にとって は、これはより一層に深刻な問題である。だが、『タジュ・ アル・サラティン』は、この問題に対してきわめて現実 的な解答を提示している。すなわち、不正なる支配者 を神と神の預言者の敵とし、それに敵対することを奨 励している。ただし、敵対することが困難な状況下では、 不正なる支配者に従うことも許容している11。

#### 2.2 「スジャラ・ムラユ」の分析

続いて、『タジュ・アル・サラティン』の少し後に編 集された歴史叙述作品『スジャラ・ムラユ』の記述を 検討してみよう。

#### 2.2.1 アディル

まず、支配者の遺言に注目してみると、後継者にア ディルな統治の実践や重要性を強調している。その 内容は、『タジュ・アル・サラティン』とほぼ一致して いる12。

『スジャラ・ムラユ』の編者は、明らかに名君とそれ

以外の支配者とを区別し、名君に対しては、アディル、 ムラー(murah: 寛容な)、サクサマ(saksama: 慎重な) などの賛辞をささげている。このことから、その3点 が支配者の要件であったことがわかる。アディルと 称賛されている支配者は次の3人である。すなわち、 スルタン・ムハンマド・シャー、スルタン・ムザッファ ル・シャー、スルタン・マンスール・シャーである(SMr: 88;92;100)。この3人はいずれもムラカ王国(1400 頃-1511年)の全盛期の支配者である。

以上の2つの点から、この歴史叙述作品もアディ ルを支配者の要件とみなしていたこと、また『タジュ・ アル・サラティン』と同様の論理でアディルな統治の 重要性を指摘していたことがわかる。つまり、『スジャ ラ・ムラユ | も、「上から | の社会秩序形成・維持を言及 しているのである。このことは、西アジアに起源する イスラーム的概念がマレー系国家で確実に受容され たことを示唆している。

## 2.2.2 ザリム/アニアヤ

他方、支配者が不正な場合の対応については、『タ ジュ・アル・サラティン』とは異なる対応が示されてい る。『スジャラ・ムラユ』の君臣誓約は、マレー人支配者 に対し臣下虐待を禁じる一方、臣下にはザリムな支配 者にも服従することを要求しているのである13。

『スジャラ・ムラユ』には、"ドゥルハカ" (derhaka: 支 配者の意向に背くこと)という概念がしばしば登場す る。しかし、それは「マレー人臣下はドゥルハカしな い」という文脈で言及されることがほとんどである (SMr: 112-14; 125; 138; 154; 187; 163-64; 193) o その定型句が示すように、一般に前近代のマレー系 国家では"ドゥルハカ"は重大なタブーとみなされて いたといわれる。アチェでは弑逆事件が頻発した時 期もあるので14、その見解をそのまま受け入れること はできない。ただし、少なくとも17世紀の段階では、 不正なる支配者に敵対することは、マレー諸国では きわめて異例であったといってよい<sup>15</sup>。すなわち、17世

<sup>7 「</sup>ムスリムはもとより人間一般の福祉、平和、繁栄は、アディル なラジャに起源する」(TAJ:65)。

<sup>8「1</sup>日のアディルな法の行使は60年の礼拝にまさり、終末の日 にも神のご加護をえることができる」(TAJ:66)。

<sup>9 「</sup>上位者の不正に苦しむ (teraniava) 神の奴僕[ムスリム] の訴 えを調査し、その者をザリムな者から解放すること」(TAJ: 65-66)

<sup>10「</sup>王権の喪失はアニアヤより発生する」(TAJ:70)。「王国もす べての偉大さも王権も喪失する」(TAJ:70)。

<sup>11 「</sup>われわれは誹謗中傷や不名誉を避けるため、不正なる支配者 の命に従う。だが、もしそうすることが困難でなければ、われ われは不正なる支配者の言葉や行為に従う必要はない。われ われは不正なる支配者の顔を見る必要すらない。なぜなら、不 正なる支配者は神の法に背いているのだから。神の法に背き、 シャリーアを拒否する者は、神と神の預言者の敵である。われ われは神の敵をわれわれの敵としなければならない。|(TAI:

<sup>12 [</sup>お前[王位継承者]には神の奴僕[ムスリム]の監督が任されて いるのだから彼らが困難に直面した時は、即座に援助しなけれ ばならない。不正に苦しむ(teraniaya)場合は、すみやかに調査 して善処しなければならない。最後の審判の日に神から重荷 を課せられないように。預言者が述べるように、「最後に王は 神から臣下の処遇について問われる」のである。それゆえ、神 に愛されるよう、お前はアディルとサクサマにもとづいて統治 しなければならない。[中略] 臣下が重罪を犯しても、イスラー ム法に抵触しない限り即座に殺害してはならない。ハディー スに「奴僕は主人の所有物 | とあるように、臣下はお前の所有物 だから。無実の者を殺害すれば、お前の王国は滅亡するであろ う[以下省略]」(SMr:150)。

<sup>13 「</sup>ラジャがどんなに邪悪でアニアヤ(ザリム)でも、ムラユの臣 下はドゥルハカ(derhaka:支配者の意向に背くこと)したり、 ラジャから顔をそむけたりしない |(SMr:57)。なお、19世紀初 期に編纂されたヴァージョンではザリムを使用(SMd:25)。

<sup>14</sup> アチェでは16世紀後半に弑逆事件や貴族層が支配者を廃位す る事件が頻発した (Nuruddin al-Raniri 1992:3-6) (Reid 1993: 256)

<sup>15 1699</sup>年にジョホールで発生したスルタン・マフムード弑逆事 件は、いくつかのヨーロッパ人の記録にも書き留められてい る。いずれもこの事件が与えた衝撃の深さを述べている。なお、 この事件については、(Andaya 1975) (西尾1990) を参照せよ。

紀の時点では、『タジュ・アル・サラティン』が提示し た不正なる支配者に対する対応は、マレー諸国にはさ ほど受容されていなかったと思われる。

## 3. 18-19世紀に制定された諸規定

17世紀から18世紀にかけて、マラッカ海峡周辺で は、イスラーム的価値観の浸透や南スラウェシからの ブギス人移住者の増加をはじめとするさまざまな事 件が発生した。それにより、この地域のマレー諸国は 大きな社会変容を経験した。そして、新たな価値観の 台頭もみられた。

## 3.1 18世紀ジョホール・リアウの『ムラユのラジャ の慣習』(Adat Istiadat Raja-Raja Melayu)

『ムラユのラジャの慣習』と命名された諸規定はいく つかあるが、この18世紀ジョホール・リアウで定めら れた諸規定は、支配者や高官が不正な場合の対応につ いて言及している点でひじょうに注目される。この 『ムラユのラジャの慣習』によれば、「狂人」、「イスラー ムに背く」、「ザリム(不正)」のいずれかに該当する場 合は、支配者や高官であっても、合意があれば廃位・ 罷免も可能と定めている<sup>16</sup>。なお、どの範囲の人々の合 意が必要なのかはあいまいだが、支配層の合意がかな りの影響力をもっていたことは確かであろう。

この規定の内容は、上で検討した17世紀の2つの文 献とも合致しない。だが、ここでは次の2つの点に注 目しておきたい。第1は、ザリムな支配者にも服従す ることを要求していない点で『タジュ・アル・サラティ ン』に近いといえることである。第2は、イスラーム 性やアディルが支配者のみならず支配層の要件とし て重視される時代に入ったことを示唆していること である。

## 3.2 19世紀のジョホールとパハンに関する 『即位儀礼の規定』(Aturan Bertabal)17

この19世紀の規定は、マレー諸国の支配者と貴族層 とが即位儀礼の際に誓約をかわしていたことを示す 興味深い文献である。新たな支配者には、アディル、

ムラー(寛容な)、マッムール(makmur:繁栄)、サマ・ ティンバン(sama timbang:慈悲)などの要求が提示 されている。『スジャラ・ムラユ』と相違するものもあ るが、アディルなどの4つが支配者の要件とされて いたことを示している。なお、ここでは、臣下が誓約 を破った場合については言及しているものの、支配 者が誓約を順守しない場合にはまったく言及がない 点にも留意しておきたい18。君臣双方が相互に誓約す る形式をとっているとはいえ、支配者と貴族層の非 対等な関係がそこに露呈されている。

以上2つの節では、17-19世紀のマレー語文献につ いて分析を進めた。その結果として、以下の点が指摘 されよう。

- 西アジアのアドル概念は政治と経済にかかわる概 念であったのに対し、マレー諸国のアディル概念 には経済とのかかわりが認められない。
- マレー諸国においても「公正/正義」(アディル) は 重要な政治的概念であった。しかし、「マザーリム 法廷」、「アドルの家」などの制度に関しては言及が なく、それらの制度の受容は疑問視される。
- イスラーム性強調という時代の潮流に対応し、18 世紀以降は支配者の統治の質が問題視されるよう になった。

## 4. 19世紀の文献『アブドゥッラーの航海記』

最後に、マレー系国家に臣属しなかったムスリム 住民の旅行記を通してその認識に迫ってみよう。

#### 4.1 19世紀のマレー諸国の惨状とその原因

『アブドゥッラーの航海記』は、シンガポールで活動 していた作者がマレー半島東海岸のパハン、トレン ガヌを経てクランタンに至る旅行の記録である。そ の3つのマレー系国家に関する興味深い記述がみら れる。だが、19世紀のマレー諸国が一般に紛争の慢性 化によって政治的混乱の渦中にあったことから、マ レー人支配者やその統治に関する批判的コメントが かなりの割合を占めている。

とりわけ、クランタンについては、そこが作者の旅

行の目的地であったため、クランタンのマレー人ムス リムの証言までも書き留めている19。彼らの証言の多 くが支配者の"アニアヤ"に言及している。"アニアヤ" は通常「不正、不正な」を意味するが、証言の用例では むしろ「悪政」と訳すほうが妥当であろう。証言では、 仕事、食料、衣類の不足するほどの困窮が長期間続い ていることが語られ、その原因は支配者の"アニアヤ" と指摘されている(KPA:72)。作者のアブドゥッラー もやはり支配者の統治を批判している<sup>20</sup>。だが、アブ ドゥッラー自身はむしろ"ザリム"という語を多用し ている。また、神の道や法からの逸脱も指摘し、ムス リム支配者がイスラームを軽視していることを嘆い ている(KPA:88)。

## 4.2 マレー人支配者に対する批判

アブドゥッラー自身のマレー人支配者に対するコ メントでは、アディルな統治が支配者自身の来世にも 重要なこと、また不正(アニアヤ)防止のために臣下を 監督する責務などが言及されている。これらは、『タ ジュ・アル・サラティン』の記述と実によく符合して いる20。実際、アブドゥッラーは、マレー人支配者が『タ ジュ・アル・サラティン』を身近におき、有識者からア ディルな支配者とザリムな支配者の相違について学 習する必要があると述べている<sup>22</sup>。したがって、アブ ドゥッラー自身も『タジュ・アル・サラティン』を熟読 していたと考えられる。

- 19「マレー諸国では富裕者も安心できないことはこの世に知れ渡 っているが、その原因の多くは、その国内における不正[アニア ヤ] や誹謗中傷である」(KPA:57)。「[クランタンの] 住民は"あ まりにも不正[アニアヤ]がひどいので、マレーのラジャの下で の生活にはこれ以上耐えられない"と述べた」(KPA:71)。「[ク ランタンの] 住民は "ごらんなさい。 わたしたちはもう長い間困 窮してきた。仕事も食料も衣類も不足しています。"と答えた」 (KPA:72)
- 20 [これらのすべての原因はラジャの不正[アニアヤ]と悪政であ る | (KPA:28)。「わたしは"それはすべてラジャの不正「ザリム] が原因です。ラジャの不正[ザリム]は国の崩壊の兆候です。"と 返答した」(KPA:72)。「彼ら[ラジャ] は王国や伝統を維持でき ない。なぜなら、神の道や神の法から逸脱し、常に誹謗中傷をお こなっているだけから」(KPA:88)。
- 21「後に神は臣下をどう処遇したかについてラジャに問う。まっ 先に地獄に入るのはザリムなラジャたちである。他方、まっ先 に天国へ召されるのはアディルなラジャたちである。ラジャは 臣下よりも偉大なわけではない。むしろ臣下より小さく卑しき 者である。ラジャはすべてのムスリムの奴僕である」(KPA: 73)。
- 22 「神がある人間をラジャとするのはその者が誹謗中傷したり、10 人の妻を抱えたり、不正[アニアヤ]に人を殺害したりするのを 望んだからではない。他者の不正[アニアヤ] に苦しまぬように 人間を監督させるためである。したがって、ラジャは『タジュ・ アル・サラティン』を手元におき、アディルなラジャとザリムな ラジャの相違について、しかるべき有識者から教えを請わなけ ればならない」(KPA:73)。

## 4.3 マレー諸国と海峡植民地との比較

この旅行記でもっとも興味深いのは、マレー諸国 とイギリスの直轄植民地である海峡植民地とを比較 している部分であろう。ここで、アブドゥッラーはマ レー諸国を痛烈に批判する一方、海峡植民地を評価 している。つまり、マレー人ムスリムの君臨する国家 を批判し、キリスト教徒の統治する植民地を肯定的 に評価しているのである。なお、彼が両者の相違点と してあげているのは、次の7点である(KPA:89-90)。

- (1)財産・生命その他の安全性の有無
- (2)信用の有無
- (3)無法にふるまうハンバ・ラジャ(王の奴隷)の有無
- (4)無職で怠惰な生活を送る者の数の多少
- (5) 臣下の生活全般を規制するラジャ(支配者)の慣習 の有無
- (6) ラジャに奉仕するための労役の有無
- (7)マレー諸国では宗教を軽視

海峡植民地でその生涯のほとんどを過ごし、また イギリス人などの欧米人と交友したため、基本的に 彼がイギリス人側に近い視点をもっていたことは確 かであろう。だが、この7つの相違点は、アブドゥッ ラーが住民の福祉にかかわる要素に注目していたこ とを示している。その根底にあるのは、アディルな統 治とは社会の福祉・平和・繁栄の維持であり、それこ そ支配者の責務という『タジュ・アル・サラティン』と 同様の見解であろう。また、(7)から、彼がマレー諸国 をイスラームの教えがよく順守されていない国々と 認識していたことがわかる。マレー諸国に対する低 い評価は、おそらくこのことが大きく影響していた と考えられる。

## 結論

本論文では、"アディル"概念に注目することによ り、近世から近代初期のマレー諸国における「公正/ 正義|概念やこの地域の個別性を抽出することを試み た。その結果は、下記のようにまとめることができる。

- (1) 西アジアに起源する "アディル" 概念の受容は、マ レー諸国では17世紀以降に進展した。受容された のは、特に政治的文脈においてであった。
- (2) "アディル" な統治は、東南アジアのマレー諸国で

<sup>16「</sup>ラジャ、トゥメングン、ブンダハラ、ラジャ・ムダは本来世襲 職だが、狂人、イスラームに背く者、ザリムな者は国内住民の合 意によって罷免も可能である」(Cod. Or. 1999:11)。

<sup>17 『</sup>ヒカヤット・ジョホール・スルタ・パハン』(Hikayat Johor serta Pahang) に記されている。編者は19-20世紀のパハン宮廷 の側近と推定される (Muhammad Yusoff Hashim and Aruna Goninath 1992:28-32)

<sup>18「</sup>ブンダハラ(またはトゥメングン)がアディル、ムラー、マッム ール (makmur:繁栄) とサマ・ティンバン (sama timbang:慈悲) に則した統治を新王に要求する。新王は慣習順守とアディル な法の行使を誓い、同時に臣下に忠誠を要求する。そこで、臣 下を代表してブンダハラが忠誠を誓い、その誓いを破れば"新 王のダウラッに打ちのめされるであろう"と返答する。その後、 臣下が順次服従儀礼をおこなう」(HJsP:28-30)。

- も支配者の重要な責務と認識された。特に18世紀 以降になると、支配者あるいは支配層の統治がイ スラームやアディルを基準に問題視されるよう になった。すなわち、社会秩序の維持に対する関 心が一定水準まで高まった。
- (3) ただし、「マザーリム法廷」などの制度の導入につ いては不詳である。したがって、前近代のマレー 世界では「下から」の社会秩序維持の制度化が西ア ジアほどには進展しなかった可能性が考えられる。
- (4) 17-19世紀のマレー諸国において、「公正」、「正義」 とは、福祉・平和・繁栄のための社会的秩序の維持 を意味し、それは支配者の責務と認識されていた。 すなわち、「公正」、「正義」は基本的に「上から」の はたらきかけによって達成されるものであった。 ただし、18世紀以降になると、上位者のそうした機 能を下位者が監督するような規定も制定される ようになった。

### 略号

Cod. Or. 1999: Mukhtasar Twarikh al-Wusta.

HJsP: Hikayat Johor serta Pahang.

KPA: Kisah Pelayaran Abdullah.

- SMd: A. Samad Ahmad (ed.), 1986[1979], Sulalatus Salatin (Sejarah Melayu). Kuala Lumpur: Dewan Bahasa dan Pustaka.
- SMr: Winstedt, R. O. (ed.). 1938. "The Malay Annals or Sejarah Melayu: The Earliest Recension from MS. no. 18 of the Raffles Collection in the Library of the Royal Asiatic Society." Journal of Malayan Branch of Royal Asiatic Society. 16 (3):1-226.

TAJ: Taj al-Salatin.

## 参考文献

## 未刊行文献

- Arkib Negara Malaysia Cawangan Selatan, SP 7/90: Hikayat Johor serta Pahang.
- Universiteisbibliotheek Leiden, Cod. Or.1999: Mukhtasar Twarikh al-Wusta.

## 刊行文献

- 新井和広 2010 「中東における公正(アドル) 概念」西 尾寛治・山本博之(編著)『マレー世界における 「アディル」(公正/正義) 概念』(CIASディス カッションペーパー)、京都大学地域研究統合 情報センター、pp. 12-17。
- Abu Hassan Sham. 1981. "Undang-Undang Lima Fasal dari Riau." Malaysia dari segi Sejarah. 10.
- Abdullah bin Abdul Kadir (Kassim Ahmad (ed.)). 1981 [1960]. Kisah Pelayaran Abdullah. Petaling Jaya:
- アブドゥッラー・ビン・アブドゥル・カーディル(中 原道子訳) 1980 『アブドゥッラー物語』平凡社。
- Andaya, L. Y. 1975. The Kingdom of Johor 1641-1728. Kuala Lumpur: Oxford University Press.
- A. Samad Ahmad (ed.). 1985. Kerajaan Johor Riau. Kuala Lumpur: Dewan Bahasa dan Pustaka.
- Brown, C. C. (tr.). 1983 [1970]. Sejarah Melayu or Malay Annals. Kuala Lumpur: Oxford University Press.
- Bukhari al-Jauhari (Khalid. M. Hussain (ed.)) 1992 Taj us-Salatin. Kuala Lumpur: Dewan Bahasa dan Pustaka
- 長谷部史彦 2004 「アドルと神の価格」三浦徹他編 『イスラーム研究叢書4 比較史のアジアー 所有·契約·市場·公正』東京大学出版会。
- Hooykaas, C. 1947. Over Maleise Literatuur. Leiden: Brill.
- 加藤博 1995『中東イスラム世界6 文明としてのイ スラム――多元的社会叙述の試み』東京大学出 版会。
- 三浦徹他編 2004『イスラーム研究叢書4:比較史の アジア――所有・契約・市場・公正』東京大学出 版会。
- Mohd. Nor bin Ngah. 1983. Kitab Jawi. Singapore: Institute Southeast Asian Studies.
- Muhammad Yusoff Hashim & Aruna Gopinath. 1992. Tradisi Persejarahan Pahang Darul Makmur, 1800-1930. Petaling Jaya: Tempo Publishing.
- 西尾寛治 1990 「ジョホール王国史上の転換点: スル タン・マフムード殺害事件(1699)について | 『東 方学』第79編。
- Nuruddin al-Raniri (Siti Hawa Haji Salleh (ed.).) 1992. Bustan al-Salatin, Kuala Lumpur: Dewan Bahasa dan Pustaka.
- Reid, A. & L. Castles (eds.) . 1975. Pre-Colonial State Systems in Southeast Asia. Kuala Lumpur: The Malaysian Branch of the Royal Asiatic Society.
- Reid. A. 1993. Southeast Asia in the Age of Commerce,

- 1450-1680. Vol.2. New Haven: Yale University Press.
- Roolvink, R. 1983[1970]. "The Variant Versions of the Malay Annals." in Brown, C. C. (tr.). Sejarah Melayu or Malay Annals. Kuala Lumpur: Oxford University Press.
- 佐藤次高 1999「イスラーム国家論:成立としくみと 展開」『岩波講座世界歴史10 イスラーム世界 の発展』岩波書店。
- Taufik Abdullah, 1993, "The Formation of a Political Tradition in the Malay World" in: Reid, A. (ed.). The Making of an Islamic Political Discourse in Southeast Asia. Clayton: Centre of Southeast Asian Studies Monash University.
- Teuku Iskandar. 1995. Kesusastraan Klasik Melayu Sepanjang Abad. Brunei: Universiti Brunei Darussalam.
- Tol, R. & J. J. Witkam (eds.). 1993. Mukhtasar Twarikh al-Wusta: A Short Chronicle of the Riau Region. Leiden: Indonesian Linguistics Development Project and Legatum Warnerianum in the Library of Leiden University.
- 柳橋博之 1999「イスラーム法と統治システム」『岩 波講座世界歴史10 イスラーム世界の発展』岩 波書店。

# マレーシアにおける「公正」をめぐる場とことば

## -政党政治の展開を中心に

篠崎 香織 北九州市立大学

## はじめに

マレー世界では、近世のイスラム教の受容以降、「公 正」という概念がアラビア語起源の「アディル(adil)」 という言葉によって表現されてきた。近世マレー世 界、植民地期のジャワ、現代インドネシアでは、社会変 革や社会秩序の是正を求めるうえで「アディル」とい う言葉が使われる時、あるべき秩序として参照される のはイスラム教的な価値であることが指摘される。 地域や時代によって多少の幅はあるが、これらの事例 で社会変革や社会秩序の是正を共に行っていく対象 者は、イスラム教徒であることが想定されている。

今日のマレーシアでも、社会変革や社会秩序の是正 を求める上で「アディル」という言葉が多用され、特に 1998年以降その傾向が顕著である。1999年4月には、 「アディル」から派生した「クアディラン(keadilan)」 という語を党名とする国民公正党(Parti Keadilan Nasional) が設立された。同党は2003年にマレーシア 人民党(Parti Rakyat Malaysia) と合併し、人民公正党 (Parti Keadilan Rakyat、PKR) に改組された。2008年 3月の総選挙で国会下院および半島部の複数の州議 会において大幅に議席数を増やし、民主行動党 (Democratic Action Party, DAP) と汎マレーシア・イ スラム党(Parti Islam Se-Malaysia、PAS) と野党連合・ 人民協約 (Pakatan Rakvat) を結成し、半島部の5つの 州――ペナン州、クランタン州、スランゴール州、クダ 州、ペラ州1——で人民協約政権が成立した。人民協約 は、与党国民戦線 (Barisan Nasional、BN) からの政権奪 取を目指している。

今日のマレーシアが他の事例と異なるのは、「ア ディル |な世の中を実現するうえで参照される価値が イスラム教に基づいているわけではないことである。 これは、「アディル」という語を多用する主体が、公権 力の管理・運営を委ねられている政権党に対する対 抗概念としてこの語を掲げ、投票を通じて現政権に 対する不信任を示し、さらには政権交代を目指して いることと関係する。「アディル」という語は当初マ レー人の間で多用され、マレー人社会においてはあ る程度の広がりを持ち、1999年総選挙では野党に投 票するマレー人がかなりの割合に達したが、政権交 代には至らなかった。今日のマレーシアで投票を通 じて政治を変えるには、あらゆる民族の支持を獲得 しなければならない構造があり、「アディル」な世の中 を共に創ろうと有権者に呼びかけた時に、イスラム教 徒でない人々からも呼応がなければならない。

本稿では、1998年以降のマレーシア政治の展開を 整理し、その中で「アディル」という語がどのように 使われ、またいかにして人々に訴えかけうる概念と なっているかを見る。

## 1. PKRについて

## 1.1 現在の位置づけ

2008年3月8日に行われた第12回総選挙で、 "Political Tsunami"と形容される野党の躍進があった。 その中でも PKRの躍進は目覚ましく、国会下院と州 議会いずれにおいても議席数を大幅に増加させた (表1および表2を参照)。特に都市部で支持を受け ており、首都クアラルンプールを取り囲んで位置す

い場合であるとし、ニザル氏は州議会の解散を申し入れ、辞表 は提出しておらず、不信任決議を問う機会も与えられなかった ため、解任されるのはおかしいという議論がある。この議論は、 ペラ州有権者をはじめ、かなりの程度支持を受けているようで ある。

表1:連邦下院議会選挙結果(半島部)1999年-2008年(カッコ内の数字は立候補者数)

		1995年	1999年	2004年	2008年
	全議席数	144 (316)	144 (306)	165 (336)	165 (340)
与党	国民戦線(BN) <sup>2</sup>	123 (143)	102 (144)	146 (165)	85 (165)
	汎マレーシア・イスラム党(PAS) <sup>3</sup>	7 (44)	27 (60)	7 (83)	23 (65)
野党	民主行動党 (DAP) <sup>4</sup>	8 (40)	10 (38)	11 (37)	26 (35)
野兄	人民公正党 (PKR)		5 (42)	1 (49)	21 (64)
	マレーシア人民党 (PRM)⁵	0 (3)	0 (4)	1 (49)	31 (64)

1995年は UMNOから分派した46年精神党 (Semangat46) が 6 議席を獲得 (立候補者数は66人)。

表2: 州議会選挙結果(半島部)1999年-2008年(カッコ内の数字は立候補者数)

		1995年	1999年	2004年	2008年
	全議席数	394 (868)	394 (814)	445 (910)	445 (904)
与党	BN	338 (394)	281 (394)	399 (444)	248 (444)
野党	PAS	33 (177)	98 (238)	34 (252)	84 (230)
	DAP	10 (103)	11 (89)	13 (98)	72 (92)
	PKR		4 (67)	0 (104)	40 (120)
	PRM	0 (2)	0 (0)	0 (104)	

1995年は UMNOから分派した46年精神党 (Semangat46)が12議席を獲得(立候補者数は133人)

るスランゴール州議会では PKR所属議員の割合が高 く(表3を参照)、同州の人民協約州政権において中心 的な役割を担っている。カリド・イブラヒム(Khalid Ibrahim)スランゴール州首相はPKR所属である。また、 州閣僚14人(州首相を含む) のうち11人が民選の州議 会議員より任命されており、そのうち8人がPKR所 属の議員である。

## 1.2 結党の経緯

PKRはもともと、マレー人政治家の競合の中から生 まれた政党であった。その競合は1990年代末に、マハ ティール首相とアンワル副首相との間に起こった。

表3:2008年スランゴール州議会選挙結果

	候補者数	当選者数
BN	56	20
野党	55	36
うちPKR	20	15
無所属	5	0

アンワルが93年11月の UMNO副党首選で圧倒的な勝 利を収め、同12月に副首相に就任してしばらくは、両 者の意見の相違や対立は表面化していなかった。し かし、97年7月に発生したアジア通貨危機への対応を めぐり、両者の見解の相違が表面化することとなる。 また、アジア通貨危機により経営危機に陥った企業 を公的資金の注入により救済する中で、UMNOにお いてアンワルに近いとされていた人が、政府を汚職、 クローニズム、ネポティズムなどの言葉で批判した ことにより、両者の関係はさらに悪化した。その結果、 アンワルは9月に副首相兼蔵相を解任され、UMNO 党員資格をはく奪された。

これに対してアンワルは、改革(reformasi)を求め る運動を開始し、全国で遊説を行い、権力乱用と汚職 の防止、司法の独立の確立、成長のパイの公正な分配 などを訴えた。アンワルや彼に近いと目される人物 はほどなくして逮捕されてしまうが、マレー人の若 い世代を中心に、アンワル支持・改革要求・首相退陣 を掲げた示威行動は続いた。アンワル支持・レフォル マシを掲げたウェブサイトも次々と設置された。こ れらの運動でのキーワードは、「アディル」とその対概

<sup>1 2009</sup>年2月にペラ州議会の PKR所属議員 2 人と DAP所属議員 1人がそれぞれ離党を宣言し、無所属議員となった。これによ ってBN所属の議員数と人民協約所属の議員数が同数の28人 となり、無所属議員はBNへの支持を表明した。ペラ州スルタ ンは、PAS所属のニザル州首相が州議会多数派の支持を失った として彼を解任し、UMNO所属の州議会議員を州首相に任命 したため、ペラ州議会はBNが与党となった。ニザル氏は州議 会の解散をスルタンに申し入れたが、それは受け入れられなか った。この一連の手続きに関して、ペラ州憲法によればスルタ ンには州首相を解任する権限はなく、州首相が解任されるのは ①州議会多数派の支持を失った州首相が辞表を提出した場合、 ②州議会で不信任決議を受けた場合、③州議会の解散に応じな

<sup>2</sup> Barisan Nasional (国民戦線)。複数の政党が参加する連立与党。 参加政党は以下の通り。

半島部:UMNO(United Malays National Organisation)、MIC (Malaysian Indian Congress), MCA (Malaysian Chinese Association), グラカン (Parti Gerakan Rakvat Malaysia), PPP (People's Progressive Party)。サバ:PBS (Parti Bersatu Sabah)、LDP (Liberal Democratic Party Sabah), SAPP (Sabah Progressive Party), PDS (Parti Demokratik Sabah)、PBRS (Parti Bersatu Rakyat Sabah)。サラワク: SUPP (Sarawak United People's Party), PBB (Parti Pesaka Bumiputra Bersatu), SPDP (Sarawak Progressive Democratic Party), PRS (Parti Rakyat Sarawak) o

<sup>3</sup> Parti Islam Se-Malaysia。UMNOの宗教部門より独立して51年 設立。イスラム国家の樹立を党旨とする。結党以降、特に70年 代に、マレー人の庇護者としての立場を前面に押し出していた が、80年代以降建前としては、民族ではなくイスラム教に価値 を置くとし、あらゆる民族の庇護者という立場に立つ。だが実 際には、マレー人の票を UMNOと争うことが重要な争点とな っている。

<sup>4</sup> Democratic Action Party。シンガポールの人民行動党のマラ ヤ支部から発展し65年設立。多民族政党だが、非マレー人(特 に華人)の庇護者であると認識されている。

<sup>5</sup> Parti Rakvat Malavsia。マレー人左派政党として55年に設立。 多民族政党。2003年に国民公正党 (Parti Keadilan Nasional)と 合併1.PKRに改組。

念である「ザリム | であった。政府の対応は「アディル | ではなく、「ザリム(暴虐的)」であるとして批判され た。また、これらの運動に、アンワル支持者ではない が、アンワルに対する政府の対応に権威主義の高まり を感じ、それに不満や不安を持つ人びとが合流するよ うになった。彼らもまた「アディル」や「ザリム」とい う言葉を共有して、政府を批判したり、あるべき秩序 を訴えたりした。

このような中で、野党(PAS、DAP、PRM)とNGO (Suara Rakyat Malaysiaなど) は、国内治安法の廃止 や汚職の一掃を唱えて、「正義のためのマレーシア人 民行動評議会(GERAK)」や「人民民主主義連盟 (Gagasan Demokratik Rakyat)」などの NGOを設立 した。12月には、アンワル夫人のワン・アジザが「社会 正義運動(ADIL)」というNGOを設立し、さらに99年 4月に国民公正党(Parti Keadilan Nasional)を結成 した。同党の党首はワン・アジザが務めた。

こうして、「アディル」を求める勢力は、政党という 身分で「アディル | の看板を掲げることになった。 そ の看板を掲げ続けるには、その看板の正当性を示さね ばならず、それは投票を通じた人びとからの信任とい う形で示されることとなった。

1999年11月に行われた総選挙に、国民公正党は早速 参加した。だが、その成績は振るわなかった。このこ とは、アンワルへの処遇を「ザリム」と感じ、強い共感 を見せたのは主にマレー人に限られたためと説明さ れている。この選挙では、マレー人の票が与党と野党 に二分される中、華人やインド人の票が重要な意味を 持ち、華人やインド人は BNを支持する傾向にあった と言われる。政党をプラットフォームとして展開さ れたマレー人政治家たちの競合は、マレー人の代表者 として誰が相応しいかをめぐる競合であり、マレー人 の支持を獲得することが重要である一方で、非マレー 人の意向がその決着に重大な影響を与えることが認 識された。

#### 1.3 人員構成

国民公正党は、人権擁護 NGO、アンワルに近かった 人(ABIM<sup>6</sup>メンバー、元UMNO党員)などの寄り合い 所帯であった。結党時期は、ABIM関係者や元 UMNO 党員が主要な役割を果たした。その中には、現在でも 中心的な地位にいる者もいるが、党をすでに離れた 者も多く、その影響力は相対的に低下していった。

その最初の契機は、左派の流れを持つマレーシア 人民党(PRM)との合併であった。2001年7月にPRM 全国大会で80%の賛成を得て、国民公正党との合併 が承認された。国民公正党の側でも、2001年以降 PRMとの合併が焦点となっており、ABIM系メンバー はこれに反対していた。11月に開催された第3回年 次総会で、結党以来の初の役員選挙が行われ、そこで ABIM系メンバーは、それまで国民公正党で指導的立 場にいた人も含めて、選挙に落選した。これ以降、国 民公正党における ABIMの影響力は低下した。国民 公正党と PRMは03年8月に合併し、人民公正党(PKR) が発足した。当時の党員数は20.500人であった。また、 04年9月頃までに元UMNO系メンバーのプレゼンス は低下した。04年9月にアンワルが釈放され、2006年 より政治活動を本格的に開始した。

2010年1月時点の最高指導者会議のメンバーは以 下の通りである。その背景は非常に多様であるが、多 民族的であり、人権擁護 NGOなどの出身者が多いこ とがわかる。

- 党総長: Anwar Ibrahim
- 会長: Wan Azizah Wan Ismail (Anwar夫人)
- ●副会長:Sved Husin Ali(元 PRM党首)
- ●事務局長:Salehuddin Hashim(政治経験なく01年に入党)
- •会長補:Mohamed Azmin Ali(元UMNO)

Lee Boon Chye (外科医、レフォルマシ支持者)

Mustaffa Kamil Ayub(ABIM系)

Sivarasa Rasiah

(弁護士、Suara Rakyat Malaysia設立者)

Jeffrey Kitingan

(サバ州 Parti Bersatu Sabah政権時代に州政府参加)

- 女子部長:Zuraida Kamaruddin (元 UMNOメンバー、NGO活動家)
- •青年部長:Shamsul Iskandar Mohd Akin(弁護士)
- ●財務部長:William Leong

(政治経験なし、多民族主義を支持して06年入党)

- ●広報部長: Latheefa Koya(弁護士)
- 中央選挙部長: Saifuddin Nasution Ismail (元 UMNO)
- 戦略部長: Chua Tian Chang

(NGO活動家、Suara Rakyat Malaysiaなどに参加)

• コミュニケーション部長: Jonson Chong

(弁護士、Suara Rakyat Malaysia)

- 党行政訓練部長:Hih. Fuziah Salleh (イスラム教系 NGO)
- 党員政治安定部長: Johari Abdul

(元 National Civics Bureau<sup>7</sup>局長)

## 2. マレーシアにおける選挙事情と PKRの戦い方

## 2.1 マレーシアにおける昨今の選挙事情

PKRは、政党として「アディル」を掲げる以上、選挙 に勝たなければ自らの掲げる「アディル」の正当性を 示すことができない。また、PKRが目標としているの は政権を取りに行くことであり、政権を掌握すること で自らの掲げる「アディル」を実現することである。 したがって PKRは、PASや DAPなどの野党との連携 の下、全国規模で人びとからの支持を集めねばならな い。今日のマレーシアでは、全国規模で選挙に勝利す るには特定の民族の支持を得るだけでは不十分で、全 ての民族の支持を得なければならない構造がある。

今日のマレーシアにおいて、選挙における基本的な 対立の構図は、「多民族の連立与党 BN | vs 「多民族を 標榜する個別の野党」となっている。多くの場合、民 族的出自を同じくする候補者が与党と野党からそれ ぞれ立てられ、同一選挙区で競合する。例えば、華人 が多い選挙区では一般に、BN華人候補者と DAPまた は PKRの華人候補者が競合する。 同様に、マレー人が 多い選挙区では一般に、BNマレー人候補者と PKRま たは PASのマレー人候補者が競合する。したがって、 選挙の争点は第一に、華人の立候補者が華人の有権者 に対して、あるいはマレー人の立候補者がマレー人の 有権者に対して、民族の代表者として与党と野党のど ちらの候補者が相応しいかを問うものとなる。だが 有権者の判断が割れることも多く、その場合には他の 民族の票が候補者の当落を左右することになる。こ うした状況は、すでに上で少しふれたが、99年総選挙 において顕著となった。この選挙では、マレー人候補 者に対するマレー人の票が割れ、マレー人候補者の当 落を非マレー人の票が左右する場面が多く見られた。

野党はかつて個別に候補者を立てており、野党の間 で票が分かれ、BNの前に共倒れすることもあった。 そのような中で1980年代後半頃から、野党の間で候 補者を擁立するにあたり、選挙前に調整が行われるよ うになった。その結果、各選挙区で最も勝利の見込み がある候補者を野党から1人だけ立て、BNの候補者 と対抗するようになった。こうした傾向は1999年以 降顕著となり、特に2008年総選挙では野党間の選挙 前調整は徹底していた。選挙運動においても、野党は

協力して互いの候補者の応援活動を行った。

こうした状況のなかで、BNはBN全体として多民 族の庇護者を名乗り、野党はそれぞれが多民族の庇 護者を名乗り、有権者の支持を獲得しようとする。 PKRも例外ではなく、多民族の庇護者を名乗っている。

## 2.2 多民族の庇護者としての PKR

マレーシアで「アディル」を看板とした政党が生れ た頃、インドネシアでも「アディル」を看板とした政 党が生れた。インドネシアでは1998年7月に正義党 (Partai Keadilan) が結成され、それが2002年4月に福 祉正義党(Partai Keadilan Sejahtera) に改組された。 見市(2004)に即して同党についてまとめると以下の 通りである。同党は、大学を中心に1980年代より展開 されてきたイスラム主義運動=ダッワ・カンプスか ら発展したものであり、イスラム教が生活のあらゆ る面における答えを提供するとの考えに基づき、イ スラム教の価値に照らした「アディル」な社会の実現 を目指す。そうした社会を実現するうえで、一人ひと りが宗教教義の義務を実行することを重視する。こ のように、インドネシアで誕生した「アディル」を掲 げる政党は、イスラム教の教義に照らして個々人が 「アディル」を実践することを通じて、社会の「アディ ル」を実現することを目指している。

これに対してマレーシアで生れた「アディル |を掲 げる政党、すなわち PKRは、選挙で勝利することを通 じて、自らの理想とする「アディル」な世の中の実現 を目指している。そして、すでに述べた通り、マレー シアで選挙に勝つには多民族から支持を得なければ ならない。PKRも例外でなく、多民族の庇護者として 自らを規定している。彼らの掲げるアディルはイス ラム教に根ざすものではなく、非ムスリムも包括す るような価値に根ざすものとなっている。

アンワルが失脚する前にアンワル副首相付広報官 を務め、現在は PKRマラッカ州議長を務める Khalid Taafarは、2001年5月14日に以下のように述べている。

公正党はさまざまな民族の政治チャンネルとなるために 結成されたが、非マレー人の広範な参加に欠ける。プルー ラリズムは目標のままで、実現していない。Tian Chua、 Goh Keat Ping, Irene Fernandez, Gobalakrishnan, Dr. Xavier Jayakumarなどが指導者層にいることはプ ルーラリズムなイメージをもたらしているが、州や支部 の指導者レベルを強化する必要がある。PRMとの合併は、 Sivarasa Rasiah, Sheryll Stothart, Elizabeth Wong、Cynthia Gabrielなどの非マレー人の指導者数

<sup>6</sup> マレーシア・イスラム青年グループ(Angkatan Belia Islam Malaysia)。71年に設立。74年から82年までアンワルが会長を 務める。政府に対してしばしば批判的な見解を提示。

<sup>7 1974</sup>年に文化・青年・スポーツ省の下、Youth Research Unitと して発足。1981年に首相府に移管され、National Civics Bureau

に改称。公務員や公立大学の学生に、国民統合に関する講義を 提供することを主な任務とする。

の増加にとどまらず、華人やインド人、サバやサラワクの 支持者の増加につながるよう望む。

また、アンワルは2007年6月に以下のように述べていた。

民族によらない政治が PKRの方針だ。マレーシア人はそれが未来へのアジェンダであり政治であると認識してくれると信じている。だが、それは党にとって大きな犠牲を払う。人民公正党にはこの方針に慣れていない人がいて、マレー・アジェンダが何よりも重要だとして、マレー人以外のことを考えない人がいる。そうした人たちは、私と関係が近いと自称しても、我々と一緒にいることはないだろう。

2008年2月25日に発表されたPKRのマニフェスト は以下の項目を挙げている。

- •"KeADILan Manifesto 2008 A New Dawn For Malaysia" (08年2月25日発表)
- Part I A Constitutional State for All: Upholding Unity, Integrity & Human Rights
- Part II A Vibrant, Prosperous Economy for All: Equitable Distribution for Better Competitiveness
- Part III A Safer Malaysia for All: A Cleaner Police Force for Safer Streets
- Part IV An Affordable Malaysia for All: Better Control of Prices for Petrol & Basic Goods
- o Part V Better Education for All: Universal Access to Higher Quality Education

このうち、イスラム教に言及しているのは Part Iの 以下の部分においてのみである。

イスラム教の最善の価値は、他の宗教の最善の価値とと もに、よい政治へと導いてくれる。

マレーシア語の最重要性、マレー人統治者の地位、マレーシア市民のあらゆる権利、国の宗教としてのイスラム教の役割を保証する。よりよい政治と清廉な行政の基礎を構築するため、イスラム教やその他の宗教から普遍的な価値を見出す。

多民族の庇護者を掲げて、多民族の信任を得ようとする PKRの「アディル」は、イスラム教的な価値を重視しつつも、それのみに根ざすものではない点に置いて、インドネシアの福祉正義党と大きな違いが見受けられる。

## まとめと展望

90年代末以降のマレーシアにおいて、「アディル」と

いう概念は以下のようにまとめることができよう。

アディルとは、ザリムを是正するという概念である。公権力の超法規的・暴力的対応、ルールを無視した強引な手段、その正当性を説明できない行為が「ザリム」と批判されやすい。この点においては、近世のマレー王権をめぐり伝えられてきた「アディルなラジャは崇拝されるラジャ、ザリムなラジャは敵対されるラジャ」という概念を受け継いでいる。

90年代末のマレーシアにおける新しい局面とは、 公権力に対して異議申し立てを行う代表者として 「アディル」を看板にした政党が名乗りをあげたこと である。そうした政党は、究極的には自らが公権力と なり、自分の掲げる「アディル」の実現を目指し、ある いはそうした意志を持つことが有権者に期待されて いる。

「アディル」の看板を掲げ続けるには、選挙で勝つか、ある程度の信任を得ることが必要となる。「アディル」というアラビア語起源の言葉は、イスラム教の受容と密接なかかわりの中で東南アジアに伝わったが、現代マレーシアにおいて「アディル」なものとして参照される価値はイスラム教に求められるものではなく、非イスラム教徒にも受け入れ可能な価値に求められる。

現実の社会に不満や不安を抱き、「アディル」な社会の実現を目指す時、既存の価値観とは異なるオールタナティブな価値観がしばしば求められ、インドネシアではそれがイスラム教の中に見出された。マレーシアでもそうした動きはかつてあり、70年代に活発化した学生運動やそこから派生したNGOの活動がそれにあたる。学生たちは、社会の格差や貧困層の困窮に同情・憤怒し、社会正義を訴えてデモなどに参加した。その際、既存の価値観に対するオールタナティブな価値観として、イスラム教を基盤とする組織がマレー人ムスリムの支持を急速に拡大していった。アンワル・イブラヒムは、学生運動の指導的立場にあり、マレーシア・イスラム青年運動の会長であった。

この時に、アディルという言葉がキーワードとして使われていたのだろうか。もしそうなら、アディルなものとして参照される価値はイスラム教に根ざすものだったのか。アディルを求めたムスリムの学生たちは、インドネシアのムスリムの学生のように個々人の努力を重ねることで社会を変えていこうとしたのか、あるいは政治に働きかけて社会を変えようとしたのか。以上のことを70年代までさかのぼって検

討することで、インドネシアとの比較対象が一層興味 深いものになると思われる。

## 参考文献

- Ahmad Boestamam. 2004. *Memoir Ahmad Boestamam: Merdeka dengan Darah dalam Api*, Penerbit
  Universiti Kebangsaan Malaysia, Bangi.
- Alias Mohamed. 1991. *Malaysia's Islamic Opposition:*Past, Present and Future, Gateway Publishing House, Kuala Lumpur.
- Ariffin Omar. 1993. Bangsa Melayu: Malay Concept of Democracy and Community, 1945-1950, Oxford University Press, Kuala Lumpur.
- Biro Analisa Politik Strategic Info Research Development. 2000. *Dilema UMNO: Analisa Pilihanraya Umum 1999 (UMNO in Trouble)*, Strategic Info Research Development, Petaling Jaya.
- Burhanuddin Elhulaimy. 1963. Asas Falsafah Kebangsaan Melayu, Tekad, Jakarta.
- Farish A. Noor. 2004. Islam Embedded: The Historical development of the Pan-Malaysian Islamic Party PAS (1951-2003), Malaysian Sociological Research Institute, Kuala Lumpur.
- Gomez, Edmund Terence. 1996. The 1995 Malaysian General Elections: A Report and Commentary, ISEAS Occasional Paper No.93, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore.
- Harold Crouch, *Malaysia's 1982 General Election*, (Research Notes and Discussion Paper No.34), Institute of Southeast Asian Studies, 1982.
- Janaidi Abu Bakar. 1993. *Mahasiswa Politik dan Undang-Undang*, Dewan Bahasa dan Pustaka, Kuala Lumpur.
- Kamarudin Jaffar. 1980. Dr. Burhanuddin Al Helmy: Politik Melayu dan Islam, Yayasan Anda, Kuala Lumpur.
- Khong Kim Hoon, *Malaysia's General Election 1990:*Continuity, Change, and Ethnic Politics, (Research Note and Discussion Paper), Institute of Southeast Asian Studies, 1991.
- Pengaran Strategic Info Research Development. 2000. Lawan Tetap Lawan: Kisah Perjuangan Rakyat Menegakkan Keadilan, Strategic Info Research Development, Petaling Jaya.
- Kamarudin Jaffar. 2000. *Pilihanyara 1999 dan Masa Depan Politik Malaysia*, IKDAS, Kuala Lumpur.
- Sankaran Ramanathan and Mohd, Hamdan Adnan,

- 1988. Malaysia's 1986 General Election: The Urban-Rural Dichotomy, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore.
- Syed Husin Ali. 2004. *Merdeka Rakyat & Keadilan*, Strategic Information Research Development, Petaling Jaya.
- ----- 2008. *Two Faces: Detention without Trial*, Strategic Information Research Development, Petaling Java.
- アジア経済研究所『アジア動向年報』、1970年版~ 1998年版。
- 中澤政樹 2003「マレーシアにおける狂信的イス ラーム運動」『九州産業大学国際文化学部紀要』 25:23-44。
- 見市建 2004 『インドネシア――イスラーム主義の ゆくえ』平凡社。
- 山本博之 2008「サバ BN圧勝の意味と『サバ人のサバ』のゆくえ」山本博之編『「民族の政治」は終わったのか? ——2008年マレーシア総選挙の現地報告と分析』日本マレーシア研究会、pp.141-150
- 鷲田任邦 2008「マレーシアの政党・選挙データ、 1955~2008年」山本博之編『「民族の政治」は終 わったのか?』日本マレーシア研究会、pp.171-182。

# マレーシア外交にみられる公正/正義概念の展開

-基本文書・演説・データの分析からの予備的考察

川端 隆史1

## 問題の所在

国際社会や外交における正義や公正という概念を めぐっては、これまで国際政治学や国際関係論などの 分野においてさまざまな議論が行われてきた長い歴 史がある。そもそも、正義や公正という概念は、国家、 民族、宗教そして非政府組織や個人など、それを唱え る主体の数だけ存在すると言っても過言ではない。 また、同じ国家であっても、時の政権によってどのよ うに解釈するかが大きく異なることも珍しくない。 国際関係論における正義論の展開をまとめた『国際正 義の論理』の著者である押村高は、「正義」という主題 が議論の主流派から敬遠され、とりわけ現実主義者 は、国家関係を司る原則は正義ではなくパワーである と主張しているとする(押村2008:9)。他方、押村は、 20世紀以降の国際法や国際政治の発展をかんがみる と、現実主義者の認識が国際関係の現実に必ずしも即 応しておらず、国際社会では、侵略戦争の違法化、ジェ ノサイドや人道に対する罪による国家指導者に対す る国際法廷での訴追、貿易、金融、環境、テロ対策、人 道などさまざまな問題において、不完全ながらも規範 の共有が図られ、人間の道義心が向上しつつあり、「正 しさ一の問題はグローバル・ガバナンスの領域におい て重要な課題の1つとなっていると指摘している(押 村2008:11-13)。

他方、マレーシア外交に関する先行研究について は、紙幅の都合から詳細なレビューは避けるが、鈴木 (2005) が包括的な整理を行っている。同論文では、マ レーシア外交には①経済・安全保障における実利の 追求、②「東アジア国家」、「途上国」または「イスラー ム |という国家像の創出という側面があると分析して いる。マレーシア外交の具体的な政策においては、両

者の特徴が併せて観察できることもあれば、どちら か片方のみの場合もみられる。なお、鈴木(2005)以降 の研究のうち代表的なものとしては、マラヤ独立か ら2007年までのマレーシア外交史を俯瞰した Jeshurun (2007) や安全保障も含めた外交政策を概観 した Nathan (2009) などがある。ただし、公正/正義 概念という観点からマレーシア外交を捉えた論考は、 筆者が知る限り報告されていない。

本稿では、上述の国際社会における正義論の展開 とマレーシア外交の先行研究の状況を踏まえて、公 的な基本文書・政府指導者の演説・統計などのデータ を用いて予備的な考察を行う。

なお、本稿では、マハティール政権期(1981-2003)以 降を中心とした分析を行う。その理由は、筆者の専門 がマレーシア現代政治を中心とした地域研究である ほか、マハティール政権が約22年の長期政権となり、 現代マレーシアの内政・外交に極めて大きな影響を 与え、後継のアブドゥラ政権(2003-2009) およびナジ ブ政権(2009-現在)でも基本路線として継承されてい るからである。また、本稿で扱う公正/正義概念とは、 英語でいう fairと justiceを中心に扱い、国際社会での 公正や正義が実現された理想的な状況としてしばし ば言及される平等(equal)についても一部含めて考え る。また、外交という性格上、マレー語の資料は英語 に比べると少なくなるが、本稿で扱う国会の議論な どの文脈では非常に重要な資料があり、そこで見ら れるマレー語のアディル(adil)についても検討する。

## 1. 「外交戦略計画(2009-2015)」 にみられる公正/正義概念

#### 1.1 マレーシア外交の基本理念

現代のマレーシア外交の根本的な方針は、アブドゥ ラ政権下で発表された「外交戦略計画(2009-2015) | (Strategic Plan 2009-2015、以下「戦略計画」という) に 集約されており、マレーシア外交を理解する上での

基本文書と位置付けることができる。

「戦略計画」の序文は、国際場裡において、マレーシ アは多民族・多宗教からなる成功した開発途上国だ と認知され、それがゆえに重要な役割を果たすことが できているとの認識を示す(MOFA 2009:1)。また、 歴代の首相も、多民族社会のバランスを維持した上で はじめて主張する外交が展開できると述べている (Abdullah 2007) (Najib 2009)。こうした言説において は、1969年に発生した民族暴動(いわゆる5・13事件) 以降、マレーシア政治最大の課題である多民族間の調 和を基礎とした内政の安定という国民統合の課題と 外交問題が関係づけられていることが特徴的である。

序文の次の「ビジョン」と題された項では、「積極的 な外交政策を通じてマレーシアの国益を保護し、諸国 民による平等で正義のある共同体(just and equitable community of nations) のために貢献する」(MOFA 2009:7)という理念を掲げる。そして、本文最初の「外 務省および戦略計画の概観(Overview of the Ministry of Foreign Affairs and the Strategic Plan) の冒頭では以下の通り述べられている。

マレーシアは重要な貿易国として、自らの国益を守り、増 進するために、積極的に国際社会に関与する。マレーシア は、幅広い二国間関係および ASEANやその他の国際組織 などの地域的なグループへの積極的な参加を通じて、国 益を追求することで、国際社会の関心を呼び起こすこと ができる。こうした国際社会への関わりによって、マレー シアがより平等で正義のある世界(a more just and equitable world) の構築に向けた貢献を行う機会を得る ことができる(MOFA 2009:19)。

世界貿易機構 (WTO. World Trade Organization) が 発表した2009年版国際貿易統計(International Trade Statistics 2009) によれば、マレーシアは、WTOに加盟 している171カ国中、輸出で21位、輸入で28位となって おり、人口規模が2,700万人に満たないことを考慮す れば、重要な貿易国という自認は妥当である。つまり、 マレーシアは、貿易立国としての地位を国際社会で確 立させ、経済発展を維持する上で、外交を通じて国際 社会における正義を実現し、それが保たれている状態 として平等な国際社会を形成する努力が必要である と主張している。

## 1.2 ASEAN

次に、「ASEANおよび地域的な文脈(ASEAN and the Regional Context)」の項で、マレーシアは ASEAN の原加盟国の一員として積極的な関与を継続するこ

とが謳われている。この部分では正義という言葉へ の言及はないが、ASEANの基本文書で正義(justice) がしばしば言及されている。2007年11月に ASEAN 首脳会議で採択された ASEAN憲章では、第1章第11 項と第2章第2項(i)で社会正義(social justice)の促進 が述べられている。

ASEANのもう1つの重要文書として、東南アジア 友好協力条約(TAC, Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia) がある。2005年から開始された東 アジア首脳会議に ASEAN域外国が参加するために はTACへの署名が条件の1つとなっており、ASEAN 憲章の採択後も今日的な意義を持つ文書である。こ の点について佐藤考一は、「〔ASEANの:筆者〕 さまざ まの目的・原則について、最も重視され、実態として 追求されてきたのは、域内諸国の関係における正義 と法の支配を尊重し、域内の平和と安定を促進する ことと、そのための政治協力を条約化した、締約国の相 互尊重、より具体的には紛争の平和的解決と内政不干 渉を謳う、TACの精神であった」(佐藤2003:26)<sup>2</sup>と指摘 している。TACにおいても、正義概念が ASEANの理 念の根幹を成すものとして位置づけられている。

## 1.3 国際社会

引き続き「基本戦略」は、ASEANの文脈からより広 い国際社会全般を念頭においた外交方針について述 べている (The Wider International Context)。この 項では、「マレーシアは、諸国家が平和、安全、経済発 展を追求する機会を享受するため、正義かつ平等な 国際システム(a just and equitable international system) が必要であると強く信じ」、国際社会の平和 と安全のために国連憲章を遵守するとしている (MOFA 2009:20)。この点は、国連憲章の前文で「わ れら連合国の人民は、(中略)正義(justice)と条約その 他の国際法の法源から生ずる義務の尊重とを維持す ることができる条件を確立」すると謳われ、正義概念 が言及されていることと合致する。国連を通じたマ レーシア外交の具体例は、国連の平和維持活動への 貢献について後述(2.3)する。

## 1.4 9つの方針

以上を総括して、「戦略計画」では、マレーシア外交

<sup>1</sup> 本稿の内容は、筆者の所属する外務省の公式見解を反映する ものではなく、個人的な研究成果に基づくものであることをあ らかじめお断りしておく。

<sup>2</sup> TACには"The High Contracting Parties: (中略) ANXIOUS to promote regional peace and stability through abiding respect for justice and the rule or law and enhancing regional resilience in their relations"と記載されている。

における9つの方針として、次の通り集約しており、 下記④で正義概念への言及がみられる(MOFA 2009:22)。①マレーシアの主権と領域的統一性を維 持すること。②内政不干渉を原則とすること。③経験 と専門性の共有を通じて開発途上国間の協力を促す こと (後述の2.4「南南協力」を参照)。 ④正義 (justice) かつ平等(equal)な規範に基づく国際システムを確固 たるものとするため、国際法規範を尊重し、遵守する ことを通じた多国間主義を促進すること。⑤ ASEAN、国連及びその他の国際機関を通じて二国間 の平和と安全を促進すること。⑥各国及び国際共同 体との二者間関係を強化する、⑦マレーシアの在外権 益を支援し守ること、⑧近代的、効率的かつ英知を集 結した外務省を維持すること、9外務省の政策に影響 を及ぼす関係各方面に適時的かつ効率的に行政サー ビスを提供すること。

## 1.5 小括

これまでの分析では、「戦略計画」では正義とそれが 実現した結果としての平等という状況にしばしば言 及がみられ、マレーシア外交の基本的な価値観として の重要性が強調されていることが明らかになった。 それでは、こうした基本方針に基づいて、マレーシア 外交がどのような展開をたどったのか。ここからは、 具体的な事例として、9・11米国同時多発テロ事件後 の米国の対テロ政策をめぐる議論、イスラーム的な価 値観を反映した経済政策、国連の平和維持活動、南南 協力を分析した上で、ポスト・マハティール期のアブ ドゥラおよびナジブ政権期における公正/正義概念 の扱いを検討する。

## 2. 個別の事例における公正/正義概念の展開

## 2.1 9・11米国同時多発テロ事件後の 米国の対テロ政策をめぐる議論

9・11事件後、米国によるアフガニスタン空爆及び イラク戦争に対して、ムスリム諸国から強い反発の声 が上がった。人口の3分の2近くがムスリムであるマ レーシアもその例外ではなく、対応をめぐって国会で 活発な議論が行われた。マレーシアの国会では基本 的にマレー語で討論されるため、正義概念としてはマ レー語のアディル(adil)という言葉がしばしば用い られた。

まず、アフガニスタン空爆については、2001年10月

8日、連邦下院の討論において、マハティール首相が アディルを用いて次のように発言した。

マレーシアは、あらゆる場所における、何人による暴力に 対しても反対する。暴力は、イスラーム教徒の専売特許 ではない。我々は、他の民族や非ムスリムが暴力に関わっ たことを目の当たりにしている。ユダヤ教徒、ヒンドゥー 教徒、仏教徒、キリスト教徒、無宗教者のいずれであって も暴力を用いたことがある。暴力とイスラームを結びつ けることは非常に不公正 (amatlah tidak adil) である(国 会議事録 DR. 8. 10. 2001)。

ここでは、どの宗教にも暴力の問題があるにも関 わらず、殊更にイスラームのみを強調するような風 潮や言説に対して不公正(tidak adil)であるとの批判 がなされている。また、当時の内政では、ライバル政 党でイスラーム主義系野党の汎マレーシア・イスラー ム党(PAS, Parti Islam Se-Malaysia) は、幹部が安易 にジハードという言葉を用いたため、国会の外でも 政治的な論争が戦わされた。マハティールが総裁を 務めていた最大与党統一マレー国民組織(UMNO. The United Malays National Organisation) はこれを 好機と捉え、外交問題を内政問題へと転化させ、PAS は「行き過ぎたイスラーム」を主張する政党であると して批判を展開し、政争にも発展した。

次に、イラク戦争については、普段は鋭く対立する 与野党が一致して国会で非難決議を採択し、アフガ ン空爆のときよりも一歩踏み込んだ対応がとられ た4。2003年3月23日、マハティール首相が連邦下院に 提出した決議案では、再びアディルへの言及がある。

米国が、国連安保理決議に基づいて大量破壊兵器の廃棄 を求めておきながら、最新鋭の武器と大規模な空爆を用 いてイラクに対する攻撃を行おうとしていることは、極 めて不公正(tidak adil)である。

マレーシア政府は、私たちの意見が米国とその同盟国か ら好まれないことを承知している。私たちは米国人を憎 んでいるのではない。私たちは、米国、英国あるいはその 他のどの国とも敵対したくない。しかし、私たちは、不公 正(ketidakadilan)と抑圧に対して目をつぶることは出来 ない。イラクに対して行われることは、極めて不公正 (amat tidak adil) であり、かつ、このことは、食糧と医薬 品の不足に12年間苦しんできたイラク国民にさらなる 抑圧を加えるになる。イラク政府は確かに残忍(zalim)で あったが、これまで12年の間、イラク国民に対して行わ れてきたこと、そしてこれから行われることは、(イラク 政府の行為よりも) 更に残忍(lebih zalim lagi) である (Mahathir 2003)。

マレーシアは、アフガン空爆の際にイスラームの観 点を強調したことと対照的に、イラク戦争について は、米国の主張に矛盾があることを批判し、国連の活 動や人権など、国際社会に広く受容されている事項や 規範に言及して批判を行った。ここでは、マレーシア の国家像のうち、イスラームという特徴が出されつつ も、非ムスリムの議員も多く出席する国会での全面的 な支持を取り付けるために、イスラームという特定の アイデンティティだけではなく、より普遍的な価値観 に基づいた主張が行われたと解釈できよう。また、詳 しく検討する紙幅がないが、本論集で西尾寛治が扱っ た前植民地期におけるマレー王権をめぐるアディル とその対義語としてのザリムの論理が現代外交にお いても援用されている点を指摘しておく。こうした 歴史的な含意のある対比の論理はマレーシア人に とっても受け入れられやすいのではないかと思われ、 興味深い点である。

アフガン空爆およびイラク戦争の2つの事例では、 国民の代表の討議の場である連邦下院において、国民 を対象に国語であるマレー語のアディル(adil)という 言葉が使用され、マレーシア外交の方向性をめぐる内 政と外交の関連性が浮かび上がってくる。では、マ レーシアの国家像の対外発信と国際社会における実 利の追求として展開した側面はどうか。この点につ いて、以下では、英語での公正/正義概念の展開に注 目して分析する。

#### 2.2 イスラーム経済政策と国際貿易

マレーシアでは、1970年代から民間でのイスラーム 復興が高揚し、政府はこれに呼応してさまざまな政策 にイスラームの価値観を反映させる、いわゆるイス ラーム促進政策(Islamisation)を行ってきた。ここで は、外交政策と関連があり、国際市場を前提としたイ スラーム経済政策のうち、イスラーム金融とハラール 政策について取り上げる5。

マレーシアのイスラーム金融は、1982年にイスラー ム銀行が設置されたのを皮切りに、イスラーム債(ス クーク)やイスラーム保険(タカフル)などの分野にも 拡大し、急成長を遂げている。2009年にはクアラルン プール証券取引市場でのスクークの取引額が176億米

ドルとなり、世界最大額を記録するなど(Star 2010.1.12)、マレーシアは、もう1つのイスラーム金融 の中心地であるバーレーンと並んでイスラーム金融 の重要な担い手となっている(国際協力銀行・海外投 融資情報財団2007:28)。

ハラール産業については、マハティール政権下で 発表された第二次工業化マスタープラン(1996-2005. Second Industrial Master Plan) や第三次国家農業 政策大綱(1998-2010, Third National Agricultural Policy) においてハラール食品の振興と輸出強化に言 及されるようになった。そして、アブドゥラ政権下で はハラール産業の更なる推進が目指された。まず、第 三次工業化マスタープラン(2006-2020)において、食 品に限らずに化粧品や医薬品、そしてサービスやロ ジスティックス、観光などの分野まで幅広くハラー ル産業の振興を促進し、マレーシアが国際的なハラー ル産業の研究・開発や貿易の中心となることを目指 すハラール・ハブ構想が提唱された。その成果として、 例えば、2009年にマレーシア開催されたマレーシア・ ハラール国際見本市(Malaysia International Halal Showcase, MIHAS 2009) では、65カ国から述べ約 3万4千人が来場し、31カ国の政府・企業がブースを 展示し、取引額は3.230億リンギにのぼった。こうし た事例は、マレーシアがグローバルなハラール市場に おいて存在感を高めつつあることの証左と言えよう。

これらのイスラーム経済政策について、政府の指 導者レベルでは、経済政策やビジネスにおける公正 と正義の実践に関係づけた主張がみられる。例えば、 イスラーム金融についてゼティ中央銀行総裁は2009 年3月に次のように述べた。

イスラーム金融は成功しつつあるが、現在のグローバル な経済危機は、我々により高いレベルでの回復をもたら すための努力を要求している。これは、社会に利益をも たらす正義や公正 (justice and fairness) というイスラー ム金融の価値観を受け入れるプロセスでもある。単なる 経済成長やマネタリー・パフォーマンスを追求すること を超えて市場倫理を強調することが、イスラーム金融に とって重要なことである。無論、こうした考え方はイス ラーム法の諸原則に合致する(Zeti 2009)。

また、2006年5月、当時のアブドゥラ首相は、ハラー ルの概念について以下のような解釈を披露している。

ハラールの概念は、グローバルな市場においてこれまで よりも更に訴求力があり、かつ適合するように拡大して

<sup>3</sup> アフガン空爆を巡る国内の議論は川端(2002)を参照。

<sup>4</sup> イラク戦争を巡るマレーシアの外交については中村(2004: 339-341)を参昭。

<sup>5</sup> イスラーム金融政策については国際協力銀行・海外投融資情 報財団(2007)、ハラール政策については川端(2008) および川 端(2009)などを参照。

<sup>6</sup> データについては、http://www.halal.com.myの MIHAS2009 を参照(最終アクセス2009年12月5日)。

いかなければならない。ハラールとは、人生のあらゆる観 点において善、健康、安全、上質であることを意味する。ま た、ハラールは、正義と公正なビジネス(just and fair business)、生物や環境への配慮も意味する。ハラールは、 社会正義と福祉(social justice and welfare)、窮者と弱 者の保護をも包括している。したがって、ハラールは、す べての人びと、文化、そして宗教によって敬意が払われる 価値観を示しているのである(Abdullah 2006)。

すなわち、これらの演説では、イスラームの価値観 が宗教や民族を超えた普遍性を備えており、グローバ ル市場へ適合しており、それを支える概念が公正や正 義であると述べられている。そして、上記で具体的な 数値データで示したように、イスラーム経済政策は、 イスラームという国家像の創出というマレーシア外 交の一側面だけではなく、グローバル市場への進出と 成功を通じての経済的な実利追求というもう1つの 特徴も有している。

## 2.3 国連の平和維持活動

(PKO, Peace Keeping Operation)

マレーシアは、1960年のコンゴ PKO以来、今日まで PKOに積極的に関与している国の1つとして知られ ている。山本光は PKOについて、公平性(impartiality) や国連の諸原則およびそれに基づいているマンデー トの諸目的に忠実であるべきであり、「フェア | すなわ ち公正な形で国連によってオーソライズされたマン デートを偏りなく実行することが課題であると指摘 している(山本2009:5455)。また、国連憲章では正義 概念の重要性が強調されており、その理念に基づいて 活動している PKOにマレーシア政府が貢献している ことは、外交における公正/正義概念の展開の事例と 言えるであろう。

マレーシアの PKOに対する積極的な貢献はデータ によっても裏付けることができる。2009年11月時点、 マレーシアは、展開中の19ミッションのうち8ミッ ションに人員を派遣しているで。派遣中の要員の総数 は1.083人で、115カ国のうち22位となっている。人口

規模、GDPなどの基本データを勘案すれば、1.347人を 派遣して20位のブラジルや1,085人を派遣して21位の スペインと比較した場合、マレーシアの PKOへの貢 献は特筆すべきものと評価できるであろう。また、マ レーシア政府はこれまでの豊富な PKO派遣の経験を 活かし、1996年、PKO訓練センターを国内に開所し、 要員訓練でも重要な役割を担うことを目指してい る10。訓練のためのスキームにはマレーシア技術協力 プログラムが利用されることが多く、次に述べる南 南協力としての側面もある。

#### 2.4 南南協力

南南協力は、1964年の第1回国連貿易開発会議にお いて Group 77が発足した頃から、国際社会で重要テー マの1つとして議論されるようになった。その目的 は、「北 |と「南 |の間で経済発展の不平等を是正して途 上国の先進国への依存を減らすことにある(Ahmad Faiz 2005:2)。マレーシアは、南南協力に積極的な国 の1つとして公的な援助機関で広く知られている。

南南協力をめぐる議論において公正/正義概念へ の直接的な言及は少ないが、本稿の冒頭で述べたよ うに、公正/正義概念が実現された状態である平等 (equal) という概念がしばしば言及されている。した がって、南南協力はマレーシア外交における公正/正 義概念の具体的展開として捉えることができよう。

南南協力に関して、マレーシアは第6次マレーシ ア計画書(1991-1995, 6th Malaysian Plan)において、「第 三世界諸国との貿易、技術開発、投資の促進を目指す」 としている。最近の外交文書では、本稿で取り上げた 「戦略計画 | の9の外交方針のうち第3番目に同様の 内容が言及されている(上述1.4参照)。

鳥居高は、マレーシアの文脈における南南協力と は、マレーシアと発展途上国の間で第一に貿易・投資 関係の強化、第二に民営化政策やインフラ開発にお ける経済協力関係の促進が大きな柱とされたとして いる(鳥居2001:75)。その上で、1990年代の民間投資 を中心とした広義の南南協力に関するデータを整理 し、中南米、アフリカ、東欧諸国といった、以前はマ レーシアとの貿易関係が希薄であった地域への投資 が増加したことなどについて論証している。

筆者は、この議論に加えて、Ahmad Faiz(2005)など 一部の先行研究を除いて言及される事が少なかった マレーシア政府による公的援助である狭義の南南協 力について触れておきたい。政府援助による南南協 力に関する確立した定義はない。例えば、我が国の政 府開発援助(ODA, Official Development Aid)の実 施機関である独立行政法人国際協力機構(JICA. Japan International Cooperation Agency) は、「途上 国(援助卒業国も含む)が相互の連携を深めながら技 術協力や経済協力を行いつつ、自発発展に向けて行う 相互の協力」としている(JICA 2005:1)。

マレーシアは、南南協力の中核としてマレーシア技 術協力プログラム (MTCP, Malaysian Technological Cooperation Programme)を実施している。MTCPは、 1980年に開始され、これまでに述べ140カ国から2万 人が参加し、農業での技術研修、公務員研修、PKO要 員訓練、テロ対策に至るまで多岐にわたる分野で実施 されてきた<sup>11</sup>。そして、MTCP開始から30年の節目に当 たる2010年1月、MTCPを所掌する官庁が首相府経済 企画院(EPU, Economic Planning Unit)から外務省 に移管されたことは、開発や経済発展という観点にと どまらず、マレーシア外交のツールとして積極的に利 用する意図の現れとみられる。

## 2.5 アブドゥラおよびナジブ政権期の 外交における公正/正義概念

本稿で取り上げる最後の具体的事例として、アブ ドゥラおよびナジブ政権期の外交政策における公正/ 正義概念の展開について若干の検討を加えておく。 基本的な外交方針はマハティール政権期から大きな 変化はないが、米国など特定の国を名指しして批判す る場面は非常に少なくなり、多国間協調がこれまで以 上に重視される傾向が看取される。

アブドゥラ政権下では、2008年の総選挙で与党が連 邦下院の議席を大幅に減らし、「歴史的大敗」と言われ る中でアブドゥラが2009年に退陣を余儀なくされた ものの、外交という観点からは「戦略計画」を取りまと

めて公表した意義は大きい。「戦略計画 | については 既に論じたため、ここではアブドゥラ政権期の外交 政策の特徴がよく現れている2007年度在外公館長会 議での演説 (Abdullah 2007) に注目したい。この演説 においては、マレーシア外交における基本原則とし て、「すべての国の主権と領土的一体性の尊重」が確認 され、「国際規範に則った公正さ(fairness)と正義 (justice)を遵守する」ことが言明されている。そして、 マレーシア外交は、第一に2020年までに先進国入り すること、第二に正義のある(just)かつ平等(equitable) な国際秩序を求める活動をこれまで以上に行う上で 信頼性を維持することという2つの目的を掲げた上 で、次のように述べている。

マレーシアは、より平等な (equitable) 国際経済及び政治 秩序を求めていくなかで、国際社会において、恐れずに不 正義の撲滅(elimination of injustices) を訴えかけてい かなければならない。マレーシアは、国家間の不公正 (unfairness) の除去を、最前線で声高に訴えかけていく ことを継続しなければならない。マレーシアは、国際的 な問題の解決方法としてのユニラテラリズムを拒否し続 けていかなければならない(Abdullah 2007)。

この演説では、アブドゥラ首相が公正/正義概念 を正面から取り上げて、平等な国際秩序の実現のた めに公正/正義の規範に基づいた行動の必要性を訴 えている。

ナジブ政権は2009年4月に発足したばかりであり、 外交政策についての拙速な分析は避けるべきである が、2009年度の在外公館長会議における演説(Naiib 2009) でナジブ首相が自らの国際情勢認識やマレーシア 外交のあり方について述べていることを紹介しておく。

グローバリゼーションは、殆どの国と人びとにとって良 い時間だったのか、それとも、そうではなかったのか。マ レーシアは、長年、我々の開発目標について、知的かつ注 意深い決定を行ってきた。それによって、現在、世界のい たるところで発生している経済危機に起因する損失を軽 減している。しかし、我々も苦しみ、国民の多くが日々の 生活費の工面や家族の将来に不安を感じている。

同様に、マレーシアから遠く離れた国々が戦争の最中 にあるとき、または、その国家が自国民や周辺国の国民に 不正義(injustice)を行っているとき、国境を越えて悪影 響を及ぼす。こうした相互連関性は、経済安全保障や人 間の安全保障だけでなく、天然資源の分配においても同 様である。

私が以前に述べたように、我々は、相互依存の世界に生 きているということを認識しなければならない。無論、 マレーシアがすべての国の政策や行動に賛成できるわけ ではない。ある国が他国を脅かし、テロリストを匿い、自

<sup>7</sup> Contributions to United Nations Peacekeeping Operation (November, 2009)を参照。

<sup>8</sup> Ranking of Military and Police Contributions to UN Operations (November 2009) を参照。この資料で扱われている統計 には、政治・平和構築ミッションも含まれている。上位25カ国 の内訳は次の通り。1位パキスタン10,746人、2位バングラデ ィシュ10,481人、3位インド8,759人、4位ナイジェリア5,865人、 5位エジプト4,977人、6位ネパール4,335、7位ヨルダン3,797 人、8 位ルワンダ3,669人、9 位ガーナ3,327 人、10位ウルグアイ 2.517人、11位エチオピア2.469人、12位イタリア2.287人、13位中 国2,143、14位南アフリカ2,124、15位セネガル2,009人、16位フラ ンス1,791人、17位インドネシア1,662人、18位モロッコ1,562人、

<sup>19</sup>位ベニン1,368人、20位ブラジル1,347人、21位スペイン1,085 人、22位マレーシア1,083人、23位フィリピン1,056人、24位スリ ランカ1045人、25位ケニア882人。

<sup>9</sup> マレーシア:人口約2,600万人、GDP3,852億米ドル、軍事予算 GDP比2.03%。ブラジル:人口約1億990万人、GDP1兆9980億 ドル、軍事予算 GDP比2.6%。スペイン:人口約4,050万人、GDP1 兆4.020億米ドル、軍事予算 GDP比1.2%。比較の便官のため、数 値は CIA The World Fact Book を参照した (2010年1月14日 アクセス)。

<sup>10</sup> PKO訓練センターについては、http://maf.mod.gov.my/plpm/ index.htmlを参照した(2009年1月13日アクセス)。

<sup>11</sup> Ministry of Foreign Affairs Malaysia "Press Release: Malaysia Technological Cooperation Programme" at http://www. kln.gov.my/?m id=26&vid=1155 (2010年1月5日アクセス)。

国民に対して不正義(injustice)を以て行動するときは転 機が訪れよう。地域内で、そして地域を超えて我々と同様 の考え方を持つ諸国家と共に行動することは、私たちの 国家マレーシアおよび国際全体の利益となる。孤立主義 やユニラテラリズム的な行動よりも、関与と協力を伴う 我々と同様の諸国民による方針、政策、そして行動は、マ レーシアの国民および国家に最高の利益をもたらすであ ろう。

この演説でナジブは、グローバリゼーションの下で の相互依存を背景に、ある国での不正義が国境を越え てマレーシアやその他の国に悪影響を及ぼしうると の懸念を表明し、これに対して、ユニラテラリズムを 否定し、同じ方針を共有する諸国家と協働して対処す べきと発言している。これは、外交方針の中核の1つ として、多国間主義的なアプローチで国際社会におけ る公正と正義を維持すべきものと主張していると解 釈できよう。

## 結びにかえて

以上、本稿では、マレーシア外交にみられる公正/ 正義概念の展開について、具体的事例を交えながら、 公的な基本文書、政府指導者の演説、国連や貿易統計 などのデータを用いて内容を整理して予備的な分析を 行った。最後に、国際社会でマレーシアがおかれた立 場と公正/正義概念の関係について検討し、今後の本 格的な論考のための足掛かりとして結びにかえたい。

マレーシア外務省は、自らの立場を「小国 | であり、 国際社会における「重要な貿易国」と位置付けてい る12。「小国」とは、経済学的には、「市場価格や工業技術 水準などの国際経済環境に対して能動的に影響の与 えることの出来ない経済主体」と定義される(石戸 2006:179;207)。したがって、「小国」マレーシアにとっ て、国際秩序の形成に参加する手段は、国際機関など 多国間外交の枠組みを積極的に活用することが極め て重要となる。

マレーシアは、国際社会における公正/正義の均衡 が崩れ、自国に不利な形で国際関係の力学が働く局面 になると国際秩序が不平等な状況となることに警鐘 を鳴らす。そして、マレーシアは、その不平等さに潜 む問題を指摘し、平等性を回復するための根拠として 公正/正義という概念を援用する。これは、単なる教

条的な外交方針の表明にとどまるのではなく、イス ラーム経済政策、PKOおよび南南協力のような具体 的な政策の実施や実利の追求を伴うものである。こ れは、「小国 マレーシアが、国際社会のなかで国の規 模以上に影響力を持ち、存在感を示すためのプラグ マティックな戦略だと言えるだろう。例えば、9・11米 国同時多発テロ事件の時期の外交はユニークな展開 を見せた。当時の論調では、イスラーム世界対欧米と いった単純化した図式で捉えられる傾向があった。 しかし、マハティール自身が言ったように、マレーシ ア政府は反米が故にアフガン空爆に反対したわけで はなかった。実際、マハティールは、2002年5月、8年 ぶりに米国を公式訪問してブッシュ大統領と会談し、 「国際テロ対策協力宣言」に調印している。翌2003年 には外務省に東南アジア地域テロ対策センター (SEARCCT, Southeast Asia Regional Centre for Counter-terrorism) を開所し、東南アジア地域のテロ 対策のキャパシティ・ビルディングを担うことを表 明した。その結果、例えば SEARCCTなどに対して、 外国ドナーから実際に支援を引き出すことに成功し ている。すなわち、マレーシア外交は、テロ対策とい うセンシティブな文脈においても、主張するムスリ ム国家という国家像を強調しつつも、反欧米という 単純な主張に陥らず、実務的な外交を展開していっ たのである13。

このように、マレーシア政府は、外交を通じて「東 アジア |、「イスラーム | そして 「途上国 | という国家像 が国際社会に認識されるようになり、かつ、イスラー ム経済政策のような実利的な成果を示すことで、政 府・与党の正当性を高め、国民統合の観点からも国家 アイデンティティを強化することを意図した。ただ し、2008年総選挙で与党連合の勢力が大きく減退し たことは、国民統合の行方に影響を与える可能性が ある。これをうけて、従来の外交政策上の3つの国家 像の創出とその表裏にある外交を自通じた実利の追

13マレーシアは、米国と安全保障および貿易で密接かつ実務的な 関係を形成している。例えば、Martin (2008) によれば、年間15 ~20籍の米国軍艦がマレーシアに寄港、F-18/D戦闘機を含む 装備の購入、軍事訓練への共同参加などが行われている。貿易 に関しては、輸出先は1位シンガポール(977億リンギ、14.7%)、 2 位米国(804億リンギ、12.1%)、3 位日本(632億リンギ、 10.8%)、輸入先が1位中国(668億リンギ、12.8%)、2位日本(651 億リンギ、12.5%)、3位シンガポール(573億リンギ、11.0%)、4 位米国(564億リンギ、10.8%)となっており、マレーシアにとっ て米国は重要なパートナーである(統計出典:マレーシア貿易 開発公社ホームページ "Malaysia's Top 10 Trade Statistics for the Year 20", http://www.matrade.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms. cms.article.Article\_7eb409d6-7f000010-2f882f88-55c45bc0, 2010年 1月14日アクセス)。

求のあり方にも影響があるかどうか、注意深く観察す る必要があろう。

以上、本稿では、マレーシア外交にみられる公正/ 正義概念が単なるスローガン的なものではなく、具体 的な外交政策の実施を支える重要な理念として存在 し、国民統合の問題との関係があることを指摘した。 国際正義をめぐる議論という観点からも意義を見い だすことができたと思われる。筆者としては、今回の 予備的考察を踏まえて、今後の機会により深い分析を 行いたいと考えている。

## 参考文献

#### 政府·国際機関関係文献

#### 1 連邦下院議事録

Penyata Rasmi Parlimen Dewan Rakyat pada 8 h.b. Oktober 2001. (DR.8.10.2001)

## 2 国連文書

- Contributions to United Nations Peacekeeping Operation. (November, 2009)
- Ranking of Military and Police Contributions to UN Operations. (November, 2009)

## 3 演説

- Abdullah Ahmad Badawi. 2005. Speech at The World Halal Forum Gala Dinner, at Mutiara Crown Plaza Hotel, Kuala Lumpur.
- ----- 2007. Speech at the Conference of Heads of Malaysian Missions: An Independent and Pragmatic, Yet Principled Foreign Policy, at Istana Hotel, Kuala Lumpur, 2 April, 2007.
- Mahathir Mohamad. 2003. Pembentangan Usul Membantah Tindakan Ketenteraan Secara Unilateral oleh Amerika Syarikat dan Sekutunya ke atas Republik Iraq, at Dewan Rakya, Kuala Lumpur.
- Mohd Najib Abdul Razak. 2009. Keynote Address at the 7th Heads of Mission Conference - Malaysian Foreign Policy: Future Direction for 2009-2015 at Putrajava.
- Zeti Akhbar Aziz. 2009. Governor's Address at the Launch of Public Islamic Bank Berhad, at Mandarin Oriental Hotel, Kuala Lumpur, 3 March 2009.

## 刊行文献

- Ahmad Faiz Abdul Hamid. 2005. Malaysia and South-South Cooperation during Mahathir's Era: Determining Factors and Implications, Subang Jaya: Pelanduk Publications.
- Jeshurun, Chandran. 2007. Malaysia Fifty Years of Diplomacy, 1957-2007, Petaling Jaya: The Other
- Martin, Michael. 2008. U.S.-Malaysia Relations: Implications of the 2008 Elections, Washington: Congressional Research Service. (http:// wikileaks.org./wiki/CRS-RL33878、2009年7月 15日ダウンロード)
- Ministry of Foreign Affairs (MOFA). 2009. Strategic Plan, 2009-2015, Putrajaya: Ministry of Foreign
- Nathan K.S. 2009. "Malaysian Foreign Policy: Evolution of Strategic Interests in a Changing Domestic, Regional and Global Context" in Abdul Razak Baginda (ed.). Malaysia's Defense & Security Since 1957, Kuala Lumpur: Malaysian Strategic Centre, pp. 59-92.
- 石戸光 2006「『小国』マレーシアと国際環境への対 応」鳥居高編『マハティール政権下のマレーシ ア――イスラーム先進国をめざした22年』アジ ア経済研究所、pp.179-224。
- 押村高 2008 『国際正義の論理』講談社現代新書。
- 川端隆史 2002 「米国同時多発テロとマレーシア:国 際問題から国内政争へと転化した PASの言説 ――地方政党から全国政党への展開とその課 題」『JAMS News』第22号、日本マレーシア研究 会、pp.18-23。
- 2008「グローバル・ハラール・マーケット への挑戦:マレーシアにおけるイスラーム的政 治経済学」第79回東南アジア学会研究大会パネ ル2「イスラームとマーケット」提出フルペー パー、大阪大学吹田キャンパス。
- 2009「ハラール・ハブへの挑戦:ニッチ産 業にかける生き残り戦略」(知識探訪第8回) 『The Daily NNA マレーシア版』、2009年6月 18日付、通巻4065号。
- 国際協力機構 2005 『課題別指針(南南協力)』 独立行 政法人国際協力機構(2009年12月22日、同機構 ウェブサイトからダウンロード)。
- 国際協力銀行・海外投融資情報財団 2007 『イスラム 金融の概要』http://www.joi.or.jp/Houkokusho/ IslamicFinance.pdf<sub>o</sub>
- 佐藤考一 2003 『ASEANレジーム――ASEANにお ける会議外交の発展と課題』勁草書房。
- 鈴木早苗 2005「マハティール政権期における外交

<sup>12</sup> マレーシア外務省ホームページ "An Overview of Malaysia's Foreign Policy" at http://www.kln.gov.my/?m\_id=2 (2010年 1月5日アクセス)。

- の二側面: 既存研究を中心に | 鳥居高編 『マハ ティール政権の22年——文献レビューと基礎 資料』アジア経済研究所、pp.255-296。
- 鳥居高 2001「マハティールの開発戦略と ASEAN」 山影進編『転換期の ASEAN――新たな課題へ の挑戦』日本国際問題研究所、pp.53-92。
- 中村正志 2004 「2003年のマレーシア: 22年ぶりの首 相交代」『アジア動向年報2004』アジア経済研究 所、pp.327-354。
- 山下光 2009 「平和維持活動の変化と課題:PKOドク トリンの観点から」『海外事情』、pp.53-67。

# 流動性の高い社会における公正性の確保

-ジェフリー・キティガン著 『サバに公正を』 の公正観

山本博之

京都大学地域研究統合情報センター

## はじめに

マレー世界の地域的な特徴としては、外部世界から 文明がもたらされた文明の受信地であることや、ヒト やモノや情報の出入りが盛んな社会的流動性が高い 社会であることが挙げられる。ボルネオ島の北端に 位置するサバは、このような特徴を備え、しかも現在 に至るまでこの特徴をよく維持している地域である。 その一方で、20世紀に入ってナショナリズムの考え方 がこの地域にもたらされると、人びとを民族で分けて それぞれに異なる待遇を与える発想が生まれた。隣 邦のマラヤ(半島部マレーシア)ではナショナリズム を「現地化」させて3つの民族別の社会制度を構築し たが、独立後にその諸制度を取り入れる形で社会秩序 を構築したサバでは、原住民、移民系住民、外国人、さ らに不法入境者などの区分を作り、区分ごとに権利が 異なる社会制度が形成された。

社会的流動性の高さを維持したままナショナリズ ムに基づいた社会制度が導入されたことにより、サバ では外国人移民に対する身分証明書の違法発給のよ うな奇妙な営みが見られることになった。フィリピ ンやインドネシアから入境してきた人びとに、本来で あれば与えられないはずのマレーシア国民の身分証 明書が発給され、後述するように一説によれば30万人 以上に国民待遇が与えられたという。もちろんこれ は違法行為であり、違法発給に関わった政府役人らは 逮捕されたが、地元の政治家にはこの行為を問題視し ないと発言するものもいるし、逮捕された役人たちは 私服を肥やすためでなく社会的必要に応じて行った とする主張も存在する。サバ社会は外来者に対して 包容力をもって対応することでよく知られているが、 国籍のような国家制度に対してすら「包容力 | が発揮 されることは、「われわれ」の常識を大きく逸脱してい ると言わざるを得ない。

身分証明書の違法発給は一例に過ぎない。このよ

うな社会では、「われわれ」意識のもととなるはずのコ ミュニティは常に流動的な性格を帯び、状況に応じ てコミュニティが組み替えられることになる。従来 の東南アジア研究では、武力闘争によって植民地支 配から脱した民族の事例が基準とされ、サバのよう な社会は民族意識への目覚めに遅れた地域とされ、 研究の関心から外されていた¹。

20世紀前半の「ナショナリズムの時代」の過ごし方 に対する評価はさておき、強固な民族意識を持った コミュニティの存在を前提とせず、状況に応じて柔 軟にコミュニティの枠組の組み換えが行われるサバ のような社会を正面から捉えようとすることは、今 日の世界においてますます重要性を増している。戦 争や革命による急激な社会秩序の変容は日常的にあ まり見られなくなったが、大規模自然災害などによ り地域社会の秩序が一瞬にして崩壊し、外部からの 支援者や流入者を含んだ形で社会秩序の再建が行わ れる状況は決して少なくない。

このことについて災害対応の例で考えてみよう。 緊急支援型の人道支援においては、いかにして効率 的に支援事業を実施して撤退するかが課題とされ る。そこでは、事業時間の短さと支援対象の数の多さ ゆえに、対象を固有名で1人1人把握することは現 実的でない。せいぜい村長を固有名で把握し、村長を 通じて村人たちに間接的に関わることになる。した がって、村長が今日連れてきた人びとが昨日連れて きた人びとと同じであるかどうかわからない。この ように、成員が短時間で入れ替わってしまう場では、 その場の成員に知識を蓄積しようとしても、場の成 員に語り継がれていくとは限らない。このことは決 してマレー世界に特徴的なことがらではなく、程度 の差こそあれ、今日の日本社会にもその兆しを見る

1 同様にマラヤについても、独立戦争を経験していないことなど の理由から研究対象にされない傾向があったし、たとえ研究対 象にされたとしても、脱植民地化の過程で統一されたマラヤ民 族の形成を見なかったことや、植民地支配者イギリスを実力で 追い出して独立を勝ち取ったわけではないことをよしとしな い嘆き節によって語られることがしばしば見られた。

ことができるように思われる。

社会的流動性の高さは、マレー世界に限ったことで はないし、現在に限ったことでもない。しかし、グロー バル化にともなってヒトやモノや情報の移動が速さ を増している状況の中、社会的流動性の高さは今後の 社会のあり方を考える上でますます重要性を増して いる。いずれ、地縁や血縁に基づく強固なコミュニ ティの存在が自明ではない状況で、「われわれ」とはど の範囲の人びとを指し、そのような「われわれ」の利益 を求める主張はどこまで[正義/公正]であるのかを判 断しなければならない状況に直面することだろう。こ のような観点から今日の世界を捉えるならば、社会的 流動性の高さを維持したままナショナリズムに基づく 社会制度を適用しようとしてきたサバの経験は、検討 に値する重要な意義を持っていると言えるだろう。

## 1. ジェフリー・キティガン

#### 1.1 2008年3月総選挙後のマレーシアとサバ

本稿では、「公正」概念がマレーシアの現実の政治に おいてどのように用いられているかについて、サバ州 出身の政治家であるジェフリー・キティガン (Jeffrey Kitingan) の著作をもとに検討する。はじめに、独立 以来50年通して続いてきた「民族の政治 | を大きく揺 るがした2008年3月の総選挙について簡単に整理し た上で、現在のマレーシア政治におけるサバの位置付 けとそこにおけるジェフリーの位置付けについて確 認しておきたい<sup>2</sup>。

マレーシアにおいて与党連合・国民戦線が行って きた「民族の政治 | への異議申し立てにより野党勢力 が支持を集め、連邦・州の双方で国民戦線が大きく勢 力を後退させたのが2008年3月の第12回総選挙およ びそれと同日に行われた州議会選挙であった(サラワ ク州を除く)。この選挙では、連邦議会で国民戦線が 全議席数の3分の2を大きく割り込み、過半数こそ維 持したものの、大きく勢力を後退させた。また、半島 部の11の州のうち5つの州で野党州政権が誕生した。 ただし、ボルネオ島のサバ州とサラワク州では国民戦 線がほぼすべての議席を占めた。

マレーシアでは、半島部、サバ、サラワクの3つの 地域でそれぞれ異なる政党が結成され、それぞれの地 域では地元の有権者によって地元の政党を通じて地 元の政治家が選ばれる。そのため、選挙結果も半島部、

2 2008年総選挙についてはさしあたり(山本2008)を参昭されたい。

サバ、サラワクに分けて見なければならない。

2008年の連邦議会の選挙結果は次の通りである。

	与党・国民戦線	野党・人民協約	合計
半島部	85	80	165
サバ	25	1	26
サラワク	30	1	31
合計	140	82	222

このように見ると、与党連合対野党連合が140対82 であるとするのはマレーシアが置かれた状況を適切 に表していない。与党・国民戦線と野党・人民協約が 激しく対立しているのは半島部においてであり、85対 80とほぼ互角となっている。他方、サバとサラワクに おいてはほぼ全議席を国民戦線が占めている。ここ で注意すべきなのは、サバとサラワクにおける国民 戦線構成政党は半島部の政党と切り離されたサバと サラワクの地元政党であるということである。これ らの政党にとってみれば、連邦与党と連携を求めて 国民戦線に加盟しているのであって、連邦政府の与 野党が逆転すればただちに人民協約にくら替えする 可能性がある。したがって、連邦全体でみると140対 82であっても、その実態は、サバあるいはサラワクの 国民戦線議員がいつ人民協約に大量移籍してもおか しくない極めて不安定な状況であると言える4。

#### 1.2 ジェフリー・キティガンの経歴

サバとサラワクでの国民戦線から人民協約への移籍 の可能性については別に検討するとして、ここでは人民 協約の中核政党である人民公正党(PKR)のサバにお ける中心的な指導者であり、連邦レベルでも人民公正党 の副総裁を務めていたジェフリー・キティガンに焦点 を当てて、サバから見たマレーシア政治を検討したい。

ジェフリーは、サバ州内陸部のタンブナン出身(生ま れはコタ・マルドゥ) のキリスト教徒カダザンドゥス ン人である。タンブナンで勢力を持つキティガン家に 生まれ、兄のパイリン・キティガンがカダザンドゥス ン人で初の弁護士となったのと競うかのように、ジェ フリーはサバ人で初のハーバード大学の卒業生となっ た。ジェフリーが海外留学から帰った1980年代半ばに サバで盛り上がった「サバ人のサバ |運動の中心になっ た人物の1人であり、サバ団結党(PBS)総裁でありカ

ダザンドゥスン人の族長(フグアン・シオウ)となっ たパイリンとともに、サバとりわけカダザンドゥスン 人の地位向上のために活動を続けてきた。

パイリンが1985年の結党から現在まで PBSの総裁 職を維持しているのと対照的に、ジェフリーは多くの 政党を移籍して現在に至っている。政治家としての経 歴を所属政党の点から紹介すると以下のようになる。

ジェフリーは1980年代半ばに政治家となり、PBSに 参加した。パイリン州首相のもと、サバ財団(Yayasan Sabah) の総監やサバ開発問題研究所(IDS) の執行所 長などを務め、サバの開発行政の中心を担った。サバ の分離独立を企図したとの容疑で1991年から1993年 末まで国内治安法(ISA)により逮捕・勾留された。釈 放直後の1994年2月に行われた州総選挙ではPBSか ら立候補して当選したが、選挙直後に PBSから議員 が大量離党して PBSが州議会における過半数を失っ た際にジェフリーもPBSから離党し、サバ人民公正 党(AKAR) に加入して副総裁になった。その後、 AKARの総裁職をめぐるパンディカ・アミン派との 対立から1996年に AKARを離党し、1997年に当時野 党になっていた PBSに復帰した。1999年の州議会選 挙では PBSから出馬して当選したが、PBSが州野党に 留まると5人の州議会議員を引き連れて PBSを離党 し、与党・国民戦線の構成政党であるサバ人民団結党 (PBRS) に加入して副総裁となった。しかし、PBRS内 で総裁職をめぐってジョセフ・クルップ派と対立し、 2002年にPBRSを離党した。無所属となったジェフ リーは国民戦線支持の無所属議員であると主張した が、国民戦線は無所属議員を認めない態度をとった。 ジェフリーは2003年に国民戦線の構成政党である UMNOへ加盟申請を行ったが、加盟申請は拒否され た。この間に PBSは国民戦線への再加盟が認められ、 州与党連合に加わっていた。ジェフリーは無所属の まま2004年の州議会選挙を迎え、無所属議員戦線を組 織して、自身はジョセフ・クルップの地元から出馬し たが、僅差で敗北した。2006年、人民公正党(PKR) に 加入して同党の副総裁となり、あわせて同党のサバ支 部長となった。2008年の州議会選挙では PKRから出 馬し、パイリンの地元選挙区でパイリンに一騎打ちを 挑んだが、議席獲得には至らなかった。

なお、2009年10月には PKR指導者であるアヌアー ル・イブラヒムの政治路線を批判して PKRの副総裁 を辞任した。このときジェフリーは同党の離党届を 提出したが、アヌアール・イブラヒムはジェフリーの

離党届を受け取っていないとし、2009年12月にジェ フリーをサバとサラワクにおける PKRの連絡主任に 指名した。ジェフリーは PKRを離党したと主張して いるが、国民戦線への批判者の間での支持が大きく、 PKRとしてはサバ・サラワクにおける活動の展開に おいてジェフリーを無視できない状況にあり、PKRは ジェフリーの取り込み工作を続けていると伝えられ る。これまでの経歴からも明らかなようにジェフ リーは政党間の移籍を頻繁に行っており、PKRに復帰 したとしても驚くには値しない。

一見するとジェフリーの動きは政治的無定見にも見 えるが、状況に応じて連立相手を変えるのはサバ人の お家芸であり、ジェフリーの政党移籍は、むしろサバの 人びとの要求を敏感に掬い取り、それを先鋭化させて いると見ることができる。すなわち、PBSの勝利に期 待して選挙では PBSに投票するが、選挙で PBSが州 与党にならなかった場合には、地元選出の議員が野党 議員では政府の開発資金が得られないため、州与党に 移籍して地元の開発を進めるという要求である。

ジェフリーの所属政党を整理すると以下の表のよ うになる(できごとの欄の[]]はジェフリーに関する 動きを示す。州与党の欄に「BN-」とあるのはその政党 が連邦議会で与党連合・国民戦線(BN) に所属してい ることを示す。 政党名 (無所属の場合は「無所属」とし た) が四角で囲まれているのは、ジェフリーが州総選 挙でその政党から出馬したことを示す。政党名が丸 括弧に入っているのは加入申請を行ったが加入して いないことを示す)。

表 ジェフリー・キティガンの所属政党

年	できごと	連邦野党	州与党	州野党
	[J] PBS結成に参加			PBS
1985	州議会選挙			PBS
	PBS州政権発足		BN-PBS	
1990	州議会選挙		PBS	
1991	[J] ISAで逮捕・勾留			
	[J] ISAより釈放		PBS	
1994	州議会選挙		PBS	
1994	BN州政権発足			PBS
	[J] AKARに加入		BN-AKAR	
1996	[J] AKARを離党			
1997	[J] PBSに加入			PBS
1999	州議会選挙			PBS
2000	[J] PBRSに加入		BN-PBRS	
2002	[J] PBRSを離党			無所属
2003	[J] UMNO加入申請		(BN-UMNO)	
2003				無所属
2004	州議会選挙			無所属
2006	[J] PKRに参加	PKR		
2008	州議会選挙	PKR		
2009	[J] PKRを離党			無所属

<sup>3</sup> サバは1991年以降に UMNOが進出したために半島部に拠点を 置く政党が国民戦線構成政党になっているが、UMNOをはじ めとする国民戦線構成政党のサバ州支部は依然として半島部 からの独立性が高い。

<sup>4</sup> ただし、2009年にナジブ首相が「1マレーシア」(1つのマレー シア)政策を打ち出したこともあり、政権交代の可能性はやや遠 ざかったように思われる。これについては(山本2009)を参照。

これを見ると、ジェフリーの行動に一定のパターン があることがわかる。

- (1)PBSに所属して州総選挙に参加
- (2)所属政党が州総選挙で州野党に
- (3)所属政党を離党して州与党の構成政党に移籍、副 総裁に就任
- (4)所属政党の総裁選に敗れて離党
- (5)州野党に所属(→(1)に戻る)

(2) については1回目はAKAR、2回目はPBRS、3 回目は UMNO(ただし加盟は認められていない) に所 属し、(5) については1回目はPBS、2回目は無所属、 3回目はPKRに所属しながら、上記のパターンをこ れまでに3回繰り返したことになる。

ジェフリーの政治家としての最初の所属政党であ る PBSは、民族包括型の政党として多くの政治家を 擁していた大所帯であり、いわば、単独で「サバ政党」 を体現している存在だった。1994年に PBSが分裂し、 元PBS党員がさまざまな政党に分かれて活動し、単 独の「サバ政党」が失われると、ジェフリーは行き場を 失って政党間を転々とすることになった。そのよう な状況で、PBSを離れて1人で政治家として切り盛り しなければならなくなったときに所属したのが AKAR であった。

AKARと PBRSはいずれも与党連合・国民戦線の構 成政党であり、仮にジェフリーがこれらの政党の総裁 になったとしても、州政府においては与党連合の構成 政党の1つの総裁でしかない。これに対し、2006年に ジェフリーが PKRに参加したことは、連邦政府にお ける与野党の交代を狙ったものであり、それが実現し た際には自らがサバ全体の代表者になることが前提 となっている。この点で、PKRへの加入は、ジェフリー にとってそれまでのサバの地元政党と異なる大きな 一歩を踏み出した選択となっている。

ジェフリーが政治家としての節目で所属した政党 は、サバ人民公正党(AKAR)と人民公正党(PKR)で あった。どちらも党名に公正(クアディラン)を持っ ており、ジェフリーにとって、「公正」(keadilan)が自ら の政治目標に関わる重要な概念の1つであることが うかがえる。

## 2.『サバに公正を』

『サバに公正を』(Keadilan untuk Sabah/ Justice for Sabah) の内容を紹介しつつ、ジェフリーの「公正」概 念を検討したい5。

この本は、左右の両側からそれぞれマレー語と英 語で書かれている。マレー語はサバに住む人びとと 民族の別なく意思疎通する手段であり、英語は国際 社会に訴えかける手段である。1冊の本をマレー語 と英語で書くスタイルは、ジェフリーのこれまでの 本でも何度か使われてきた方法である。

序論の書き起こしは、「サバ人の間で国民意識の目 覚めが見られて以来、サバは連邦政府によって決し て公正に扱われてこなかった | で始まる。ここに見ら れるように、ジェフリーはサバという枠組での「公正」 の実現を訴える。サバの「公正」を実現するための枠 組は、以下に見るように、マレーシアであり、そして 国際社会である。

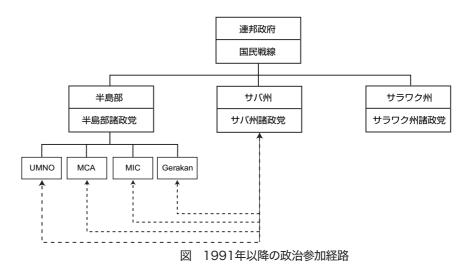
#### 2.1 連邦政府における代表

ジェフリーはマレーシアを「対等な立場の連合」と 呼び、その理念は初代首相であるアブドゥル・ラーマ ンによって連邦憲法および「20項目の保障規定」に具 現化されたものの、マレーシアにおける対等性は失 われてしまったとする。その原因は、国民戦線による マレーシア国民の民族分割統治および不法入国者 (PTI)問題にあるとされる。

「対等な立場」に関して、ジェフリーは連邦議会にお ける代表数で比較している。1963年にマレーシアが 結成されたとき、連邦議会の地域別議席数は、

小計
53
51
104

となっていた。半島部(マラヤ)以外の3邦(サバ、サ ラワク、シンガポール)の議席数を合わせると51議席 になり、マラヤの53議席とほぼ同数になる。このため、 マレーシア結成時点では半島部と他地域の対等な立 場はほぼ実現されていた。しかし、1965年にシンガ ポールが分離独立するとこのバランスが崩れ、さら に1974年に連邦議会の選挙区割りが変更されて増え た73議席が全て半島部にまわされ、その結果として 連邦議会における勢力関係は大きく均衡を失うもの になった6。



ジェフリーは、連邦政府における代表の比率につい ても同様に論じる。アブドゥッラー政権下における 29の省における34人の大臣のうち、半島部出身の大臣 は29人、サバ出身は3人、サラワク出身は1人であっ

た(出身不明1人)。

また、在外公館の館長(大使または高等弁務官)に関 しても、アブドゥッラー政権下の78の在外公館におい て、半島部出身者は実に76人を占め、残りの2人はサ ラワク出身者であり、サバ出身者はいないという。

これらのことを踏まえて、ジェフリーは、首相のも とに半島部担当とサバ・サラワク担当の副首相を1

は正確ではない。1974年には連邦議会と州議会で議席数が増 加した。1969年から1974年までに連邦議会では半島部で21議 席増加し、サバとサラワクでは議席の増加はなかった。州議会 では、半島部では35議席、サバでは16議席増加し、サラワクで は議席増加がなかった。これらを合わせて、1969年から次の選 挙までに連邦・州あわせて72議席の増加があったことになる。 ただし、サバとサラワクの州議会選挙は独自の日程で行われて いたため、1974年の連邦議会の総選挙の際には半島部の州議会 選挙のみ行われ、「半鳥部」か議席が増えない「状況が生まれ た。実際の連邦議会の議席数の変化を反映させると次の表の ようになる。

実施年	半島部	シンガポール	サバ	サラワク	合計	半島部 比率
1955	52	_	_	_	67	77.6
1959	104	_	_	_	119	87.4
1964	104	15	16	24	159	65.4
1969	103	_	16	24	143	72.0
1974	114	_	16	24	154	74.0
1978	114	_	16	24	154	74.0
1982	114	_	16	24	154	74.0
1986	132	_	17	24	173	76.3
1990	132	_	21	27	180	73.3
1995	144	_	21	27	192	75.0
1999	144	_	21	28	193	74.6
2004	165	_	26	28	219	75.3
2008	165	_	26	31	222	74.3

シンガポールを含めたマレーシアが成立していたのは1964 年の時点であり、このとき半島部の比率は全体の約3分の2と なっていた。1965年のシンガポールの分離独立により半島部 の比率は約4分の3となり、多少の増減はあるものの、その比 率は現在まで維持されている。

人ずつ置き、マレーシアが半島部と他の地域の対等 な立場によって成り立っていることを具現化すべき だと唱える。

なお、連邦議会と連邦政府における比率という内 政への参加だけでなく、在外公館における代表とい う国際関係への参加も問題としていることに注意し ておきたい。世界の諸国民や諸民族との関係を結ぶ に当たり、サバという枠組が主体として適切である と考えていることを示している。

#### 2.2 国民戦線による民族分割統治

ジェフリーは、サバにおける不公正の原因として、 連邦政府の与党連合・国民戦線による民族分割統治 を批判している。

ジェフリーは、半島部を拠点とする諸政党が1991 年にサバに進出したことから、1991年以降はサバに おいて不公正が生じていると論を進める。

1963年のマレーシア結成当初は、半島部、サバ、サ ラワクとそれぞれ領域ごとに政党が結成され、それ ぞれの有権者はそれぞれの領域内で投票して議員を 選出していた。しかし、1991年に半島部の民族別政党 がサバに進出すると、サバの人びとはこれらの政党 に参加することも可能になった(図参照)。これらの 民族別政党は加入資格が民族別に規定されているた め、サバの人びとが半島部の諸政党に参加する場合 には民族別に分断されてしまう。このことがサバと しての一体感を失わせ、ひいてはサバにおいても民 族別政党の連合体が州与党となるに至ったとする。

## 2.3 外国人による違法投票

ジェフリーは、サバにおける不公正の現れとして、 選挙における外国人による違法投票を問題とする。

<sup>5</sup> 以下、『サバに公正を』の本文の紹介は (Kitingan 2006) による。 図表も同書に記載されているものを用いている。

<sup>6 1974</sup>年の議席増による均衡の変化に関するジェフリーの主張

ジェフリーの認識は以下のとおりである。サバの 総人口約325万人のうち約半数が外国人であると見積 もる。そのうち75万人は合法的な入境書類を持たな い外国人であり、サバでは PTI (Pendatang Tanpa Izin、不法入境者)と呼ばれている。難民認定を受けて いるのは6万人であり、就業許可をもっているのは15 万3.000~41万8.000人である。

マレーシア国民に含まれている人びとの中には偽 造の身分証明書を持った人びとが相当数いる。これ をジェフリーは、2006年ごろにサバの地元紙で頻繁に 報じられた際の表現に倣い、「マハティール・プロジェ クト」と呼ぶ。サバ州サンダカンの移民局の担当官が 法廷で証言したところによれば、同人はメガ・ジュニ ド副法務相から外国人への身分証明書の違法発給を 指示され、その会話の中で「この計画は首相も承認済 みだ」と言われたという。同人が身分証明書の発給を 担当していた期間に違法に発給された身分証明書は 32万2,903枚あり、実際にはそれ以上の非合法移民が マレーシアの身分証明書を得たものと考えられる。 ジェフリーは、違法の身分証明書を得た外国人が「身 分証明書をプレジデント・マハティールに与えられ た」と語ったことをもとに、大統領制をとらないマ レーシアで「プレジデント」とは党総裁を意味し、した がってこの計画は UMNO総裁として UMNOの勢力 を増そうとしたマハティールの思惑によるものであ ると推測している。

これに関連して、以下の表を見ると、サバで人口増 加率が突出して高いことがわかる。1970年~80年、 1980年~91年、1991年~2000年のいずれの期間をとっ ても、サバにおける人口増加率はサラワクおよび半島 部における人口増加率のほぼ倍になっている。

	サバ	(%)	サラワク	(%)	半島部	(%)
1960	454,421					
1970	648,693		976,269		10,439,430	
1980	1,013,003	56	1,235,553	27	13,136,109	26
1991	1,808,848	78	1,642,771	33	17,563,420	34
2000	2,603,485	44	2,012,616	23	22,202,614	26

さらに、サバの原住民人口をカダザンドゥスン・ム ルト人(KDM)とムスリムに分けた場合、カダザンドゥ スン・ムルト人に比べてムスリムの人口増加率が高 いことが示される。

	KDM	ムスリム	原住民合計
1960	167,993	141,840	309,833
1970	215,811	221,264	437,075
1980	-		838,141

1991	397,287	606,253	1,003,540
2000	564,600	1,036,700	1,601,300
増加率 (1960-2000)	236%	631%	417%

なお、ジェフリーが外国人の域外追放を唱えてい るわけではないことを確認しておきたい。ジェフ リーは、外国人もサバに安全と安定を求めてやって きているのであって、それらを提供することが「公正」 であると考える。ただし、現実には彼らは連邦政府の 政治家たちの権力闘争の道具として使われており、 それはサバの住民にとっても外国人にとっても「公 正」でない。ジェフリーは、サバにおけるマレーシア 国民だけでなく、サバに暮らす全ての人に対する「公 正」を訴えている。

## 2.4 財政配分における公正

ジェフリーによれば、サバが直面する重大な不公 正の1つに財政上の不公正がある。

2006年の1人当たり収入は、マレーシア全国で 1万8,040リンギだったのに対し、サバでは9,536リン ギであり、サバはマレーシア全国の水準を大きく下 回っていた。

1976年以降、国営石油会社であるペトロナス社は サバで産出する原油から800億リンギを得ている。 2004年だけでもペトロナス社は50億8.800万リンギの 収入を得ているが、サバ州の取り分は5%であるため に2億5400万リンギの収入しか得ていない。

ジェフリーは、州の石油ロイヤルティを現行の5% から50%に引き上げるべきだと発言したことがある。 この意図についてジェフリーは、「半分ずつ |で対等の 立場を象徴するものであって、必ずしも50%を要求し ているわけではなく、交渉の始まりとして高めの数 値を設定したものであり、その意図は、現在の扱いが適 切ではないことを表明して、半島部とサバが同席して サバの扱いを検討する場を求めることにあった。

また、アブラヤシ農園の開発に関して、マレーシア のアブラヤシ農園の8割を占めるサバでは、農園所 有者の多くがクアラルンプールを拠点とする大企業 であり、しかも農園で働いているのは外国人労働者 であるため、サバの人びとにとって利益にならない という。

## 3. ジェフリーの公正観

ジェフリーの考える「公正」概念は明らかだろう。 『サバに公正を』をマレー語と英語で書いていること

が象徴的に示している通り、マレーシア国内と国際社 会のそれぞれにおいて公平で対等な扱いを求めてい る。そして、そのための枠組はサバである。

政治経済的にも文化的にも優位にある半島部マ レーシアとそれ以外の地域が対等な立場で形成され るのがマレーシアである。したがって、マレーシアに おいてサバやサラワクという領域的アイデンティ ティは維持される。国連の代表を半島部とサバ、サラ ワクにそれぞれ与えることまでは要求していないも のの、在外公館の館長をサバからも出すことを求める 主張は、二国間関係においてはサバやサラワクも主体 となりうるという考え方をもとにしている。この考 え方は、PBS政権がサバのマレーシアにおける地位に 関して国際司法裁判所に訴えようとしたことにも見 てとることができる。主権国家としてみればサバの 地位に関する問題はマレーシアの国内問題であるが、 サバの指導者はそれがマレーシア国内で解決できな いと考えたとき、国際司法裁判所に持ち込もうとし た。これは、対等な領域どうしから成り立つマレーシ アが主権国家どうしによって成り立つ国際社会の下 位に位置付けられるという認識があることを示して いる。

最後に、『サバに公正を』の中でジェフリーが自らの 議論の公正さをどのように保証しようとしているか を検討しておきたい。本稿でも紹介したように、ジェ フリーの議論には数値データをもとにしたものが多 い。これは、文化的背景が異なる人びとに説得的に議 論を展開するには、数値データのように誰の目にも明 らかなものをもって主張しなければならないという 考えを反映している。また、『サバに公正を』には添付 資料として地元の新聞の紙面の写しが採録されてい る。これは、できごとの経緯や議論の結果を公に記録 しておくことで、その記録が全ての人びとを拘束する という考え方による。ジェフリーが新聞の紙面の写 しを掲載しているのは、新聞がそのような記録のため に使われる公器であるという了解がサバの人びとの あいだに成り立っているためである。

社会的流動性が高い社会においては、ある「場」に経 験や知識を蓄積していくことが難しい。そのような 状況で、過去の議論の積み重ねに意味を持たせ、新来 者を含めてその「場」にいる人びとに対して説得的に 主張を展開するためには、数値データを用いるなどの 工夫が必要となる。これは、文化背景が異なって互い に「常識」が通じない人どうしで「話せばわかる」とい

う状況を作り出すための工夫であり、ジェフリーが 求めていた「公正」はこの点にあると言える。ジェフ リーはさまざまな数値データを出して連邦政府に状 況の改善要求を突き付けているが、それが直ちに実 現するとは限らないし、実現したところでサバ社会 が抱える問題が直ちに解消されるわけではない。そ のことを承知の上でこのような活動を続けている ジェフリーの意図は、外国の出身者を含め、サバに暮 らす全ての人びとのあいだで「話せばわかる」状況、 すなわち公正な状況を作り出すことなのではないだ ろうか。『サバに公正を』という書名に隠された真意 はそこにあるように思われる。

## 参考文献

- Kitingan, Jeffrey, G. 1989. Causes of Political Instability: A Framework for Analysis. Kota Kinabalu: Institute for Development Studies (Sabah).
- -----, 1990. People Development: Yayasan Sabah's New Approach to Rural Development. Kota Kinabalu: Institute for Development Studies (Sabah).
- -----, 1992. The Sabah Problem. Kota Kinabalu: KDI Publications.
- ----, 1997. The Future of Kadazandusun and Murut (KDM) Community: Where Do We Go From Here?. Kota Kinabalu: Koisaan Cultural Development Institute.
- -----, 2006. Justice for Sabah. Kota Kinabalu: Shelma Publications and News Agency.
- 山本博之 2006 『脱植民地化とナショナリズム―― 英領北ボルネオにおける民族形成』東京大学出
- ---- 2008『「民族の政治 | は終わったのか?:2008 年マレーシア総選挙の現地報告と分析』日本マ レーシア研究会。
- ------ 2009「2008年総選挙後のマレーシア政治の 行方:ブミプトラ政策、イスラム国家、州の機能 『季刊マレーシアレポート』、2(1):5-20。

# |現代インドネシアの公正/正義―

リスク社会における災害対応の観点から

## 西 芳実

東京大学大学院総合文化研究科「人間の安全保障」プログラム

## はじめに

本稿では、現代インドネシア社会において災害とテ ロへの対応が表象のレベルでどのように行われてい るかを、リスク社会における公正・正義の表れ方とい う観点から検討してみたい。

リスク社会とは、天命や科学のように人びとによっ て広く共有される因果応報の秩序が失われ、個々人の 置かれた状況が個々人の選択に依拠していると感得 されるような社会のことである。そこでは、規範や真 理・秩序の正統性はもはや普遍的には保障されず、誰 にとっても正しい選択は存在しなくなり、自らの選択 の結果がもたらすリスクは自らが引き受けることに なる。人びとがそれぞれに「成解」(特定の場において 当面成立可能で受容可能な解)を見つけることが求め られている社会であるともいえる¹。

近年のインドネシアでは、この問題が自然災害とテ ロという2つの側面で顕著にあらわれている。災害 は、いつどこにやってくるか予測できない。対応が必 要であることは理解されつつも、対応が万全かどうか 確かめようがないという状況の中で、人びとは災害に どのように備え、また、被災をどのように受け止める かをそれぞれに問われている。また、海外の紛争地に 人道支援のために赴いて身柄を拘束されたり、世界大 での戦争を反映する形でインドネシア国内でテロが 行われたりする。人びとは自前の国家を持つことで 国民になり国家に守られるという従来のモデルは大 きく崩れている。

このような状況に人びとはどのように対応してい るのか。以下では、2002年バリ島爆弾テロ事件以後の インドネシア映画や災害対応関連書籍の中から、イン

48

ドネシア社会がテロや災害といった「リスク」にどの ように対応しているかという課題に関連したものを 取り上げて、そこで公正/正義がどのように扱われ ているかを見ることで、現代インドネシアにおけるリ スク社会における災害対応について検討したい。

## ■ 1. 2002年バリ島爆弾テロ事件と インドネシアのイスラム像

## 1.1 2002年バリ島爆弾テロ事件

2001年9月11日の米国同時多発テロ(以下、9.11事 件) はインドネシアに新しい政治環境をもたらした。 9.11事件は米国の覇権に対するイスラム世界の攻撃 であるとの理解を背景に、テロリズムに対するグロー バルな戦争が開始され、その過程でイスラムと暴力・ テロリズムを結び付ける理解が拡大した。他方で、こ のような考え方にもとづいて行われる「対テロ戦争」 は、米国覇権主義に対する憎悪を刺激した。

このように、9.11事件は世界に対し、越境するテロ の脅威を実感させ、イスラムとテロや暴力とを結び つける考え方を強化するとともに、人びとがテロに 対してどのような態度を取るか立場を明確にするこ とを迫ることになった。中東を中心とするイスラム 世界において周縁に位置づけられてきたインドネシ アも、世界で最大のムスリム人口を抱えた国家とし て、この見方から免れなかった。9.11事件に引き続き 発生した2002年バリ島爆弾テロ事件は、インドネシ アのムスリムがテロの犠牲者となるだけでなく、実 行者にもなるということを世界に示すものとなっ た。これは、インドネシアの人びと、なかでもインド ネシアのムスリムにとって、彼らがテロをどのよう に考え、テロにどのように臨むかという自分自身の 立場を、世界に対して、また、同胞に対して示すこと を迫るものだった。

このように、2002年バリ島爆弾テロ事件はインド ネシアをグローバルな戦争の舞台に連れ出した。実 行犯は東南アジアのムスリムたちであり、このこと

はインドネシア内外の人びとを当惑させ、混乱させ た。テロを支えるネットワークは東南アジアで国境 を越えて広がっていた。バリ島爆弾テロ事件を実行 したとされるジャマア・イスラミヤ(Al-Jama'ah Al-Islamiyyah) はトランスナショナルな組織であり、 インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピン といった東南アジアの複数の国に拠点を有していた。 各国の地元組織と協力関係にあり、また、9.11事件に 関与したとされて国際テロ組織と認定されたアル・ カーイダ(Al Qaida)とも連携関係にあった。各国政 府は東南アジアに地域の脅威が存在すると認識した。 しかも、この問題は、東南アジア域内だけでは対応し きれない類の問題だった。

このことが、インドネシアのイスラムに新たな側面 を付け加えた。それまでインドネシアでは、インドネ シア国民の一体性を構築し、これを強化するものとし てイスラムが使われてきた。いまや、インドネシアは 自らの背負うイスラムを世界の文脈の中に置いて捉 え、説明せざるを得なくなった。インドネシアのイス ラムは他者を傷つける危険なものか否かという問い は、国民統合を維持するためにも、また、世界の中でふ さわしい位置を維持するためにも、インドネシア国内 で、また、国外で、真剣に答えられるべき問いとなった。

この状況に対するインドネシアの対応にはさまざ まなものがあった。ある者は、テロは犯罪にすぎず、 信仰によって正当化されないと主張した。ある者は、 インドネシアにおけるテロは外国人テロリストに よって引き起こされたと主張した。この議論では、米 国の覇権に対する攻撃やイラクにおける対テロ戦争 は、外国人に持ち込まれてインドネシア国内で発生し ている事件であり、インドネシアは戦争の舞台となっ ているだけであるとされる。この考えは、災厄はイン ドネシアの外部に起源があり、インドネシアに入り込 んでくるものであることを強調している。

このことを踏まえて、以下では、新秩序体制の終焉 によりもたらされたインドネシアの新しいメディア 環境のなかで登場した2つの映画をとりあげる。1つ はバリ島爆弾テロ事件を題材にした『楽園への長い 道』(Long Road to Heaven、2006年) であり、もう1 つはインドネシアにおけるイスラム恋愛映画の流行 の先鞭となった『愛の章』(Avat Avat Cinta、2008年) である。『愛の章』は観客動員数380万人の大ヒット映 画となり、以後、イスラム的な特徴やテーマをもつ映 画が次々と制作され、興行的にも一定の成功を収める

ようになった2。

## 1.2 インドネシア映画

インドネシア映画の歴史は1926年のオランダ統治 下にはじまる。ウスマル・イスマイル映画センター (Pusat Perfilman Haji Usmar Ismail) の統計によ れば、インドネシアはこれまでに2200本以上の映画 作品 (feature films) を制作した (Krishna 2006: 97)。 インドネシアは東南アジアで最大の映画制作国であ るといえる。インドネシアの多くの住民は、国語であ り、人びとにとっては母語もしくは第二言語である インドネシア語を話す。インドネシア政府は映画を ラジオや出版、テレビと同様にマスメディアの1つ と位置付けてきた。政府は映画を国民統合のための プロパガンダの手段の1つとして使ってきたし、国 民の理想的イメージや価値が損なわれないよう検閲 を行うことで映画制作をコントロールしてきた。

インドネシアの映画産業は、インドネシア経済が 急速に回復した1970年代に拡大した。同じ時期に、イ ンドネシアの映画制作者たちはハリウッド映画のよ うな輸入映画との競争にさらされることになった。 国民統合や開発、政府の政策を損なうような映画は 検閲によって禁止された。1987年に民間テレビ放送 が合法化され、1990年までに衛星によるテレビ放送 がインドネシアを構成する島嶼部全域で見られるよ うになると、インドネシアの民間テレビ局は拡大し、 シネトロンと呼ばれる連続テレビドラマがインドネ シア映画の競争相手に加わった。

スハルト体制末期、経済危機や政治的不安定といっ た状況の中で映画の数は急速に減少した。1990年に は制作本数が115本だったものが、1999年には3本に 減少した。しかし、「改革」(Reformasi)の名による政治 的移行が落ち着き、経済的な安定が回復すると、メ ディアや表現の自由化が進み、このことが新しい映 画ジャンルを勃興させ、既存のジャンルをめぐるコ ンセプトにも変化をもたらした。ここに、新たな表現 方法が登場したということができる。自主制作映画 のサークルも発展し、既存の映画に挑戦するような

<sup>1</sup> リスク社会は、ドイツの社会学者ウルリッヒ・ベックによって 提唱され、アンソニー・ギデンズやニクラス・ルーマン等によ って引き継がれた概念である。本稿では、リスク社会論の概要 については(大澤2008)を、リスク社会における災害対応につ いては(矢守2009)を、グローバル化との関連については(山下 2008)を参照している。

<sup>2 『</sup>愛の章』の原作小説の著者ハビブルラフマン・エル・シラジに よる長編小説を映画化した『愛が祝福されるとき』(Ketika Cinta Bertasibih、2009年)、イスラム寄宿塾の若者たちの迷い と成長を描く『3つの祈り、3つの愛』(3 Doa 3 Cinta、2008年)、 イスラム寄宿塾を舞台に、預言者を騙って秘術で人びとを支配 する男に立ち向かう若者たちの物語を描く『預言者を名乗る』 (Menagku Rasul、2008年)、イスラム寄宿塾の女性の自立を描 く『ターバンを巻く女』(Perempuan Berkalung Sorban、2009年) などがある。

実験的な作品を制作した。

インドネシア映画の制作者は、それまで、コメディ やホラーといった娯楽作品を好んで制作してきた。 これに加えて、スハルト時代ならば表現しにくかった ような深刻な社会問題や政治問題が扱われ、さらに、 新たな提言を内包した作品群が登場した。そこで扱 われる問題は、インドネシアの華人問題、一夫多妻制、 女性の人身売買、ストリート・チルドレン、異なる宗 教間の結婚、ゲイ、地方社会の開発と変容(古きよき伝 統の変容) などである。このような映画作品の多くが 社会の関心を引き、興行的にも成功を収めた。いわゆ るインディペンデント映画の制作者たちの中からも、 数百万人の観客を動員するような作品を制作する監 督が登場した4。

メディア・ミックス戦略も現代の映画産業の特徴 である。たとえば、大衆小説の映画化や、映画の小説 化、サウンド・トラック CDとのタイアップ、映画制作 の裏話や出演者のインタビューを掲載した解説的な 図画集の販売などが見られる。

このような環境下で、インドネシアのイスラムとム スリムを新しい形で描くイスラム的な映画が登場し た。これらの映画は当初、都市の中産階級をターゲッ トとするが、VCDや DVDの販売を通じて他の国の観 客も想定している。

スハルト体制下では、映画はイスラムを村落社会 における文明的な要素として描くことが多かった。 典型的なホラー映画を例にとれば、イスラムは、黒魔 術の影響下にある村落部の下層社会の暗闇を切り開 く刀として描かれている。ここではイスラムは文明 と合理性を用いて啓発する存在である。このような 映画は村落部のコミュニティや下層階級を対象とし ている。Katinkaは、キアイが道化回しの役を担うこ とで、ホラー映画は宣教映画としての機能を持つと 述べている (Katinka 2007:222)。

これに対して、以下に見る2つのインドネシア映 画には、キアイのように問題を最終的に解決してく れる存在は登場しない。個々の登場人物がそれぞれ の葛藤を経て成長する物語が描かれる。そこでは、イ スラムはただイスラムというだけでは救いの源たり えず、それぞれの信仰心のありようが問われる形が とられている。

#### 1.3 『楽園への長き道』

『楽園への長き道』は、『茶房館』 (Ca Bau Kan, 2002年) や『アリサン!』(Arisan!、2003年)、『夫を分かち合う』 (Berbagi Suami、2006年、邦題は『分かち合う愛』) な どの話題作を監督してインドネシア映画の新世代を 代表するニア・ディナタがプロデューサーとなり、 ジャカルタの映画制作会社カルヤナ・シラ・フィルム (Kalyana Shira Films) とノン・フィクション番組を 専門とする国際テレビ制作会社(Tele Productions International、米国ワシントン州)の協力で制作された。 主要な登場人物の国籍はインドネシア、マレーシア、 米国、オーストラリアで、それぞれインドネシア語(マ レーシア語)と英語を話して字幕をつける形がとられ た。ジャカルタで2007年1月に封切られたほか、2007 年クアラルンプル国際映画祭にも出品された。

物語は、バリ島爆弾テロ事件が企画・実行され、実 行犯が裁かれるまでを4つの異なる場と視点(①テ 口を企画する人びと、②テロを実行する人びと、③テ 口を受けて現場で対応を迫られる人びと、④テロを 報じる人びと) から描く構成がとられ、それぞれに対

応して、事件をめぐる4つの問い(①なぜバリ島が ターゲットに選ばれたのか、②なぜ天国への道がテロ になるのか、③親しい人をテロで失うことをどう受け 止めればよいか、④「微笑むテロリスト」を裁けるの か)を考えさせる仕組みとなっている。

テロを引き起こす側の物語は第1の視点と第2の視 点に分けられ、テロの背景や動機の重層性が示されて いる。たとえば、「アラブの同胞」の信頼を失わないよ うシンガポールの米国戦艦を狙うべきとするハンバ リに対し、ムクラスが重視するのは、イスラム急進派 に対する当局の取り締まりが強化され、アルカーイダ の支援を期待しにくい9.11事件以後の東南アジアで 組織の求心力を高めることであり、ただちに必ず実行 できるターゲットとしてバリでの実施を主張する。 幹部間の激しい議論は互いに自分の力を認めさせる ためのものとして描かれ、バリが選ばれるのは「ゴミ を自分の庭に捨てる人はいないから」(自分たちが痛 みを覚えない場所だから)とされる。

他方、現場では、テロの準備を進めるアムロジが、テ 口の実施と天国への道が繋がっていることを確信し、 迷いがない。共に準備を進めるイムロンがテロによ るイスラム教徒の犠牲や孤児の増加を懸念すると、 「イスラム教徒としての尊い犠牲」であり「米国こそア フガニスタンで孤児をつくった」と諭す。映画は、周 囲に評価されないことへの不満を抱え、敬愛するムク ラスの評価を気にするアムロジの姿を同時に描くこ とで、アムロジにとってのイスラム教の意味を観客に 考えさせる。また、機転やまじめさといった「よい資 質」を備えた信心深いイスラム教徒であるイムロン が、その資質ゆえにテロ実施の障害を切り抜け、結果 としてテロの実現を後押しする様を描き、「イスラム 教徒として善良」であることの意味を考えさせる。

第3の視点は、9.11事件で恋人が犠牲となったもの の、遺体確認ができず、その事実を受け止めきれぬま ま恋人が愛したバリ島で長期滞在中に爆弾テロに遭 遇した米国人キリスト教徒ハンナを中心に進行する。 名も知れず死んでいく犠牲者の姿にやり場のない怒 りを抱えたハンナは、自分が恋人にもらったものと同 じネックレスを身につけた遺体の身元を探して救援 活動に参加する。最初は「なぜあなたたちは私たちを 殺すのか」とインドネシア人医師ハジ・イスマイルに 詰め寄ったハンナだったが、イスラム教徒による手当 てを拒む白人や、外国人観光客の手当てを優先させる 病院を嘆くインドネシア人、「平和なバリに米国人と

イスラム教徒が戦争をもちこんだ | と憤るバリ人、テ ロの犠牲者を宗教・国籍の区別なく助けるハジ・イス マイルらの姿を見るうちに、犠牲者たちはイスラム 教徒によってではなくテロリストによって殺された ということを理解する。捜していた遺体の身元は判 明し、これを弔うことを通じて、9.11事件以来のハン ナのわだかまりも解ける。

第4の視点では、テロ実行犯アムロジの公判取材 のためバリ島を訪れたオーストラリア人女性記者リ ズが描かれる。タクシー運転手ワヤンを運転手兼通 訳として雇ったリズは「悲しみと怒りを抱えた犠牲 者」を探して街に出るが、街で出会うバリ人からは「外 国人は楽園好き。事件で一時失業したが、ホテルがで きて職を得た | といった感想しか得られない。リズは 「自分は同国人の犠牲に怒りを感じるのにバリの人 はなぜ怒らないのか」と苛立ち、ワヤンに「知り合い に犠牲者はいないか | と詰め寄る。 ワヤンは弟をテロ で失っていたが、リズの問いには「いない」と答え、「弟 は平安の中にいる」と言い切る。公判ではアムロジに 死刑判決が下るが、裁判所から出てきた「微笑むテロ リスト」アムロジは意気軒昂で、ここでもリズの期待 は裏切られる。そのときリズは、アムロジを囲み写真 撮影をして騒ぐ記者たちの中にいる自分を見るワヤ ンの視線に気づき、アムロジの微笑を支えているの がほかならぬ自分たちであることを理解する。

ここでは、「なぜこんな目にあうのか」という問いに ただちに答えを出そうとする態度こそが暴力の原因 を宗教や民族の違いに帰し、結果として理不尽な恨 みを増幅させていること、そして、憎しみを向けるこ とがテロリストに注目を与え、テロリストを喜ばせ るという構造が明確に示されている。これに対して、 ワヤンやハジ・イスマイルの姿を通して、誰かを責め るのではなく、理不尽な思いを自分で引き受けて他 者に尽くすことで前向きに生きるあり方が恨みの連 鎖をとめる可能性が示唆されている。ここには、宗教 はそのようなあり方を支えるものであって、その道は 長く険しいが、近道はないとのメッセージを読み取る ことができる。イスラム教をテロや暴力と同一視する 外部社会からのまなざしこそが、テロや暴力をイスラ ム教の名の下に正当化する行為を支えていることが 示唆されている。物語のなかで成長を遂げるのが米 国人女性とオーストラリア人記者という「外部者」で あることは、この映画が外部のまなざしの変容を強 く求めていることの表れであるように思われる。

<sup>3</sup> インドネシアの華人問題を扱ったものに『茶房館』(Ca Bau Kan、2002年)、『私をチナと呼ばないで』(Jangan Panggil Aku Cina、2002年)、『ギー』(Gie、2005年)、『空を飛びたい盲目の豚』 (Babi Buta Yang Ingin Terbang、2008年)、一夫多妻制を扱っ たものに『夫を分かち合う』(Berbagi Suami、2006年)、女性の 人身売買を扱ったものに『女性の物語』(Perempuan Punya Cerita、2007年)、ストリート・チルドレンを扱ったものに『枕 の上の葉』(Daun di Atas Bantal、1998年)、異なる宗教間の結 婚を扱ったものに『チナ+ T(神) = チンタ(愛)』(cin(T)a、2009 年)、ゲイを扱ったものに『アリサン!』(Arisan!、2003年)、『ク イッキー・エクスプレス』(Quickie Express、2007年)などがあ る。地方社会の描かれ方と関連して、かつて扱われた問題で多 かったのは農村地域出身者の大都市への上京物語だったが、バ リエーションが増えた。農村地域の描かれ方も変わった。地域 社会を独立した1つの社会として描くのではなく、外の世界と の繋がりが示唆され、外の世界によって地域が変容を迫られる ようになった。その例に『虹の戦士たち』(Laskar Pelangi、2008 年)や『ナガボナル×2』(Naga Bonar Jadi 2、2007年)などがある。 『ナガボナル×2』は1987年の大ヒット映画『ナガボナル』(Naga Bonar) の続編として作られた作品で、両者の相違は興味深い。 『ナガボナル』ではスマトラ島北部におけるインドネシア独立 戦争が描かれる。主人公ナガボナルは、自身の生活空間の外部 からもたらされるさまざまな論理や変化を自分なりに解釈し て対応し、自らの世界をつくりなおす。その際に、外部世界の 論理は理解されないまま処理される。『ナガボナル×2』では、 舞台は現代のジャカルタに移され、ナガボナルとその息子との 対話が描かれる。ここでのキーワードは「世界はどう言うか」 (Apa kata dunia!) である。娯楽部門では、サスペンスや子ども の視点からの作品が見られるようになっている。

<sup>4</sup> たとえば、『シェリナの冒険』(Petualangan Sherina、2000年)の 大ヒットで知られるようになり、『虹の戦士たち』で480万人の 観客を動員したリリ・リザ(Riri Riza)もその一人である。

<sup>5 (</sup>四方田2009) によれば、インドネシアの怪奇映画について、か つての映画では宗教指導者によって最終的に解消されていた 災難や怪現象は、2000年代のインドネシアの怪奇映画において は解消されない。それらの映画においては、怪現象はいかなる 超越的存在によっても制御されず、謎は解明されないままに処 理されるか、若者たちが協力や成長によって自力で問題を解決 する形がとられている。

この映画は、「正義によって裁くこと」の難しさを示 している。映画の中でアムロジには死刑判決が下る が、アムロジはこれを喜びをもって迎える。人の法に よる裁きは、社会的に罰することはできても、裁きが 心や内面に及ぶことを保障しない。アムロジの改悛 を期待する人びとの思いは裏切られる。この映画は、 個々人が救われることを求めるならば、自らの身にふ りかかった苦難を受け入れ、他者を責めるかわりに他 者に尽くすという姿勢によってであるとの対案が示 されている。ここにおいて、劇中のイムロンをどのよ うに位置づけるかは意見がわかれるだろう。イムロン は、よきムスリムとして生き、その結果としてテロ事件 を実行し、多くの人を傷つけた。その行いがむなしい のは、イムロンをテロ実行に導き、テロ実行を計画し た人びと (イマム・サムドゥラやムクラスら) が、信仰 心とは別のロジック――組織の影響力の維持や活動 のアピールのためのテロ実行――をもっていたよう に見えるためだ。周囲のものの意見をよく聞き、信仰 心に厚く、能力に長けた人物が問題の解決や平安の創 出に寄与しないというムクラスの描かれ方には考え させられる。イムロンはなぜテロリストになったのか。 この課題は、その後インドネシアで制作されたプサン トレンの若者たちをめぐる映画、たとえば『3つの祈り と3つの愛』に引き継がれていくように見える。

## 1.4 『愛の章』

インドネシアで起こった国際的な事件を扱った『楽 園への長き道』に対して、『愛の章』は世界のイスラム 学の中心とされるエジプトのアズハル大学を舞台に した恋愛映画である。主人公のインドネシア人青年 ファフリは、アズハル大学で学び、「本場」のイスラム 教徒と互角にわたりあい、さまざまな宗教・国籍の人 びとに慕われる。

この映画の中で、イスラム教は出自にかかわらず学 び極めることができるものとして描かれており、エジ プトが舞台であることには、世界中の人が集まるエキ ゾチックな土地という意味が与えられているだけに すぎない。そこでは、正しいイスラム教徒であればイ ンドネシア人であっても引け目を感じる必要はなく、 「世界人」となりうる様が描かれている。

では、そのイスラム教とは何か。主人公はコーラン をよく学び、イスラム教徒として善良で誰にでも親切 で正しくあり、目上の人にも従順である。このように 神に対して「正しい」ファフリは、しかし、自分を慕う

女性の心を理解しなかったことで恨みを買い、トラ ブル(無実の罪で囚われの身となる) に巻き込まれる ことになる。妻アイシャ(ドイツ国籍のトルコ人イス ラム教徒)の尽力によりトラブルから脱出するもの の、その過程で2人目の妻マリア(エジプト人コプト 教徒)を迎えることになる。後半は、一つ屋根の下で の2人の妻との暮らしに困惑しながら、自分の家族 づくりに努めるファフリの様子が描かれる6。

ここでは、神に対して清廉潔白であることと、生き ている人びとのあいだで公正であることは別のこと であることが明示されている。また、ファフリがつく る家族は国籍や宗教を異にするにもかかわらず、そ の違いが強調されていない点も興味深い。本作品か らは、この世に生きる限り、神との関係を正しくする だけでは不十分で、人と人との関係に関心や犠牲を 払いながら、自分の生きる場をつくることが重要で あるとのメッセージが読み取れる。

『愛の章』で興味深いのは、ファフリとアイシャが出 会う電車の中のシーンである。エジプト人の乗客が、 乗り合わせた外国人女性――肌を露出した白人女性 で、アメリカ人であることが示唆されている――を [おまえたちこそがテロリスト] だとなじり、これを ファフリがコーランの章句を引用しながら論す。こ れは、テロリスト駆逐のロジックの不毛性を明確に 示している。テロをめぐる戦争の不毛性を批判し、そ の中に組み込まれない位置に立つことをめざしてい ることは明らかだ。なお、原作では、ファフリによっ て守られた外国人女性――後にアメリカ人ジャーナ リストであることが判明する――はイスラム教に改 宗するが、映画ではそれがない。このことも、監督が 何を重視してこの映画を制作したかを示していると 思われる。

また、映画の中では野蛮で見識に欠けるエジプト 人の姿が描かれている。電車の中で外国人女性をな じった男性のほかにも、養女を妊娠させ、売春宿に売 ろうとし、さらに自らの悪事を知るマリアの殺害を 試みるエジプト人男性が登場する。イスラムの「本場」 である中東のムスリムがただそれだけでは尊敬に値 しない様子や、インドネシア人が中東のムスリムを教 え諭す様子が描かれることで、中東のイスラムの土着 化と東南アジアのイスラムの普遍化がはかられている ともいえるだろう。

このようなエジプト人の描き方は、一面では中東の ムスリムを画一的に理解していることのあらわれで あるともいえるが、それと別の面として、これまで中 東を中心とするイスラム世界の周縁に位置づけられ てきたインドネシアにおいてこのような映画が制作 されたことの意味は大きい。ユドヨノ大統領が各国 大使を招待して特別上映会を催し、「インドネシア発 のイスラム映画」と胸を張った背景には、この映画の 持つこうしたメッセージがインドネシアの目指すべ き道をも示していたからのように思われる。

このようなメッセージを持つ本作が大ヒットと なったことには、インドネシアのムスリムの立場を誰 がどのように示すのかという問題と関連して、もう1 つ別の意味があるだろう。かつて王国がヒカヤット (王統記)の形で提示したもの、近代に入ってからは政 党の綱領や国是という形で提示されたものが、ここで は映画という大衆文化の形で示されている。大統領 が後からお墨付きを与えたということは、この物語が 王や国や政府の物語として描かれたのではなく、人び との物語として描かれたということでもある。これ は、物語の作り手とその伝え方が多様化するグローバ ル化の時代のメディアの状況に対応した現象といえ るだろう。

このように、2002年バリ島爆弾テロ事件以降のイン ドネシア映画には、これまでに見られなかったような イスラム像が描かれている。そこには、テロとイスラ ムとの関係についてさまざまな考察が試みられてい る様子を見て取ることができる。信仰がテロに向か うことを否定するだけでなく、神への道を追究するこ との重要性を説きながら、同時に、この世の多様な人 びととの共生の重要性が説かれている。また、従来、 イスラム世界の周縁に位置づけられてきたインドネ シアのイスラムを、世界に発信しうる普遍的な価値を もつイスラムと位置づける主張が見られる。これは、 諸問題の発生や解決は個々人の実践の積み重ねのう えにあるという主張でもある。「指導された民主主義」 やパンチャシラのようにインドネシアに固有の普遍 がめざされた時代から、その一歩先がめざされたとも いえるだろう。

## 2. 2004年スマトラ沖地震津波と インドネシアの災害対応

## 2.1 「災害で危ないインドネシア」

2004年スマトラ沖地震津波の発生以来、毎年のよ

うに大地震が発生してインドネシアの各地で被害が 相次いだことは、インドネシア社会に「災害で危ない インドネシア」という見方を定着させつつあるように 見える。

2004年スマトラ沖地震津波は、インドネシアの災 害対応の歴史の大きな画期となった。第一に、自然災 害への対応、つまり防災や緊急人道支援、被災地の復 興といったものが国際協力の焦点課題となり得ると いうことを経験した災害だった。災害が起こると域 外から人道支援の人びとがやってくること、また、災 害への対応は世界の課題であることをインドネシア 社会が認識した災害だった。これ以降の自然災害は、 誰が支援するのか――救援・復興活動は州のレベル で行うのか、国のレベルでやるのか、それとも国際社 会に支援を求めるのかといったこと――が必ず問わ れるものとしてインドネシア社会の目の前に現れる ことになった。

第二に、自然災害の対応には制度的な対応が必要 であるということを人びとが認識するようになっ た。2004年スマトラ沖地震津波の際には、インドネシ ア政府はアチェ・ニアス復興再建庁(BRR)という特 設機関を設けて救援復興活動を調整した。その後、中 央政府・地方政府における災害対策の機関の整備や、 災害対策法の整備も進められた。2004年スマトラ沖 地震津波は、自然災害をそのような制度的な対応の 対象にしたといえる。

第三に、インドネシアにとってのボランティア元 年の幕開けとなった。2004年スマトラ沖地震津波の 際には、バンダアチェ市内だけで数万体の遺体が市 内に押し流された。遺体の収容や、そのほかさまざま な人道支援活動のために、インドネシアのほかの地 域の人びとが多数アチェを訪れ、インドネシア語で ボランティアをさす「レラワン」(relawan) として活動 した。阪神淡路大震災の発生した1995年が日本社会 にとってボランティア元年となったように、2004年 スマトラ沖地震津波は、インドネシア社会がボラン ティア活動を社会活動の一領域として認識する契機 となった。これ以降、インドネシアでは、自然災害が 起こるとほかの地域の人びとが救援復興活動に駆け つけるということがごく一般的に見られるように なった。

とはいえ、2004年スマトラ沖地震津波は、被害がイ ンドネシアの北西端に位置するアチェ州に集中した ことで、多くの人びとにとって、地震そのものはどこ

<sup>6</sup> 原作の小説では、2人の妻との生活の場面は描かれていない。この 場面は、監督が映画のために意図的に挿入したものであるという。

か別のところで発生するものだと受け止められてい たようだ。ところが、以後も地震災害がほぼ毎年のよ うに発生したことで、インドネシアの人びとにとって 地震が身近なものとなってきた。中には2006年ジャ ワ島中部地震のように国際的な支援の対象となった 地震もあり、また、2009年には9月2日に西ジャワ地 震が、9月30日に西スマトラ地震が発生した。西ジャ ワ地震では、首都ジャカルタに隣接する地域が大きく 揺れ、それまで地震はひとごとであると思っていた人 も含め、インドネシア中の人びとが「地震は起こる。 自分たちの住んでいるところがいつ揺れるかわから ないし、地震が発生すれば何が起こってもおかしくな い|と実感するようになった。また、西スマトラ地震 では、西スマトラ州パダン市が大きな被害を受け、都 市災害の恐ろしさが報道によって伝えられた。

インドネシアではこの間、地震以外にも、多くの 人々が死傷したり避難を余儀なくされたりする事件 が相次いだ。ポソ紛争などの社会的紛争や、中部ジャ ワ州のシドアルジョの熱泥噴出事件、マンダラ航空機 の墜落事件などである。それらは、人知をこえた災い という意味でいずれも「災厄」(bencana)であるとされ る。2007年に制定された災害対策基本法でも、対応す べき「災害」(bencana)は、(1)自然災害、(2)人的災害、(3) 科学災害の3つの点から広く捉えられている。ここ では、地震や噴火、洪水などの自然災害に加えて、化学 工場の事故や船舶・飛行機事故などを技術の発展に 起因する技術災害として、また、社会騒乱やテロを人 的災害として、いずれも「災害」と捉えたうえで、対応 をはかる方針が示されている。

## 2.2 災害対応——防災読本

現在、インドネシアでは、災害は誰の身にも起こり うる事柄であるとする論調が増えている。「インドネ シアは災害で危ない (Indonesia Rawan Bencana) を 冠した書籍の出版が増えている<sup>7</sup>。

そのような書籍の1つである(Ella 2008)では、地震、 津波、火山、地滑り、火事災害への対応が示されてい る。外国の防災読本の引き写しではなく、インドネシ アの事情に即して災害ごとの対応が示されている。 インドネシアの事例の写真や挿絵がふんだんに盛り 込まれ、災害の原因、災害発生時には何が起こるか、 災害にどのように備えるべきか、災害発生後はどのよ うに対応すればよいかが示されている。ここで興味

深い点が2つある。1つめは、大災害においては災害 対策事務所も「公正な店」も被害を免れないことが示 唆されていること、2つめは、災害への対応において は被災地以外の地域の人びとからの支援が重要であ り、日頃からよい関係を結ぶことの必要性が指摘さ れていることである。

第一の点は同書の地震の項に示されている。ここ には「地震の震度」の項目が設けられ、震度に応じて どのようなことが起こるかがイラストにより丁寧に 説明されている。 震度 9 では人間は起立を維持でき ず、地面から中空に放り出され、「地震監視施設」も崩 壊する様子が描かれる。震度10ではほとんど全ての 建造物が倒壊し、「公正な店(Toko Adil)」と看板を掲 げた店も倒壊している様子が描かれている。

ここで、壊れた店の看板にわざわざ「公正な店」と 書かれていることからは、大地震が発生すると、たと え「公正」な人であっても被災を免れないというメッ セージを読み取れる。2004年スマトラ沖地震津波で アチェが被災したことについて、被災地域でも、また、 インドネシア国内の他の地域でも、これを「天罰」と する考えが見られた。これは、一見すると災害犠牲者 に鞭打つ言葉のように見える。アチェは長年にわた る紛争地であり、インドネシアを悩ませてきたため、 紛争を続けるアチェに「天罰」がくだったとの見方も あった。しかし、津波は神の思し召しであるとする見 方は、神の為せる業は人智の範囲外にあり、したがっ て被災した人そのものに原因があるわけでも、また、生 き残った者が悪いわけでもないとの考えを導き得る。

このことは、さらに次のような考え方を導くこと になる。災害は被災者を選ばないため、誰もが災害に 備える必要があるし、災害に見舞われた後にどのよ うに対応するかが重要である。ここには、災害を神の 為せる業にするロジックの上に防災や復興を起こそ うとする工夫を見ることができる。

第二の点は同書の津波の項に示されている。津波 の項は「津波 | と「津波への対応 | の2つの項目から なっており、それぞれの目次は次の通りである。

#### 津波

(A)津波の発生

(B)津波が発生する予兆

## ●津波への対応

(A)津波のリスクを減ずる(1.海岸線を保護する、2. 早期警報システム、3. 教育と学習、4. パートナー シップ、5. 危険地帯と避難所のマッピング、6.

災害対策ポスコの整備8、7. 災害対策チーム)

- (B) 津波を乗り越える(1. 津波危険地区を知る、2. 津波発生直前、津波発生時、津波発生後の行動を 理解する)
- (C) 避難と復興(1. 政府は住民とそのほかの機関・団 体によって助けられる、2. 復興における優先順位) 「津波への対応 | の「(A) 津波のリスクを減ずる | の 「4. パートナーシップ」の項目には次のように書かれ ている。

津波被害が発生したときに支援を与えてくれるような 国内外の諸グループとパートナーシップを結んでおく。 状況に応じた支援を得るにはガイドブック(buku direktori) が必要となる。ガイドブックには、支援機関の 種類と住所、連絡のための電話番号、そして、保健、トラウ マ・ケア、教育、住宅供与、職業訓練など、それぞれに応じ た支援の種類が記されている。

被災時に域外からの支援が重要な役割を果たすた め、日頃から地域の外の人びととの関係を良好に維持 することが日常的な防災策として提言されている。

## 結びにかえて

リスク社会は、自己責任の社会ともいいかえられ、 個々人がさまざまな危険にさらされうる厳しい社会 として想定されている。グローバル化の進展がこの ような状況を促進していると考えられ、そこでは、公 的な支援(国策としての福祉政策) だけでは人びとの 生活は十分に保障されない。保護が手薄な状況に対 する対策として、これまで一般に指摘されてきたの は、ローカルなコミュニティを再生させ、これを相互 扶助の枠組みとする(共助)か、自らで自らを助ける自 助である。

これに対して、グローバル化の進展や技術の進展を 通じて、新しい社会の状況に対応しようとする状況を 見て取ることができる。

2002年バリ島爆弾テロ事件以降のインドネシア映 画が新しいイスラム像を提示することの意味を考え るとき、その背景には、個々人が直接さまざまな情報 源から情報を収集し、また、自ら発信することができ るようになったという情報の技術革新がある。これ は、危険なテロ思想がインドネシアに持ち込まれやす くなったという側面がある一方で、同時に、イスラム 関連の情報の発信の形態・発信元・主張の多様化を促 進、テロにつながる思想を相対化する側面をもつ。こ うしたなかで、本稿の前半で示したイスラム像の提 示が可能になっている。

また、本稿の後半で検討したインドネシアの災害 対応のありようからは、境界を越えてもたらされる ものは「越境するテロ」のような脅威だけでないこと、 すなわち、2004年スマトラ沖地震津波の際に世界各 地の団体・機関によって行われた救援復興活動のよ うに、支援もまた境界を越えてもたらされるもので あることがインドネシアで認識されていることが理 解される。グローバル化には正の側面と負の側面が ある。外部世界に起源をもつ普遍主義的な論理には、 個別地域社会の秩序に変革をもたらし、地域社会だ けでは解決が困難な諸問題に改善の機会を与えると いう積極的な意味を見出すことができる。その一方 で、地域秩序に介入し、地域の実情にそぐわない論理 を普遍の名によって押し付けるという負の側面も指 摘される。また、普遍主義的な論理は1つに定まらず、 複数の普遍どうしが競合する状況も存在する。

これに対して、インドネシア映画にみるイスラム 像からは、個別の地域社会がローカルな立場から普 遍的価値をもつ論理を提示する試みを見て取ること ができる。また、大規模自然災害への対応については、 人類社会の誰にもふりかかりうる災難という意味で のグローバルな負(災害)に対して、外部からのグロー バルな正(支援)の力を添えて対応するという姿勢が 示されているといえる。いずれも、問われているのは 個々人の対応であり、その道を示す方策が、現代のイ ンドネシアではさまざまな形で試みられているとい えるだろう。

## 参考文献

- Evi Rine Hartuti. 2009. Buku Pintar Gempa. Jogjakarta: DIVA Press.
- Ella Yulaelawati & Usman Svihab. 2008. Mencerdasi Bencana: Gempa, Tsunami, Gunung Api, Banjir, Tanah Longsor, Kebakaran. Jakarta: Grasindo.
- Katinka van Heeren. 2007. "Return of the Kvai: Representations of Horror, Commerce, and Censorship in Post-Suharto Indonesian Film and Television". Inter-Asia Cultural Studies. 8 (2).
- Krishna Sen. 2006. "Indonesia: Screening a Nation in the Post-New Order" in Anne Tereska Ciecko (ed.).

<sup>7 (</sup>Mudfi 2009) (Made 2009) など。

<sup>8</sup> インドネシアのポスコについては(山本2010)を参照。

- Contemporary Asian Cinema: Popular Culture in a Global Frame. Oxford: Berg Publishers. pp.96-107.
- Krishna Sen & David T. Hill. 2007. *Media, Culture and Politics in Indonesia*. Singapore: Equinox Publishing.
- Made Sandiago. 2009. Indonesia Rawan Bencana Tahun 2010-2014: Kenali Tandanya dan Ketahui Cara Menyiasatinya!. Jakarta: Kompas Gramedia.
- Mudfi Mubarok. 2009. Awas!! Indonesia Rawan Bencana (Gempa Bumi, Tsunami, Banjir, Abrasi, Human Error...). Surabaya: Java Pustaka Media
- Rohmat Haryadi. 2008. Saat Bioskop Jadi Majelis Taklim: Sihir Film Ayat-Ayat Cinta. Jakarta: Hikmah.
- Singh, Bilveer. 2007. *The Talibanization of Southeast Asia: Losing the War on Terror to Islamist Extremists*. Westport: Praeger Security International.
- 大澤真幸 2008 『不可能性の時代』岩波書店。
- 西芳実 2009 「スマトラ沖地震・津波/インドネシア (2004年): 変革の契機としての自然災害」『アジ 研ワールド・トレンド』、No.165、pp.19-22。
- ----- 2009 「裏切られる津波被災者像: 災害は私たちに何を乗り越せさせるのか」林勲男(編著) 『自然災害と復興支援』明石書店、pp.383402。
- 山下範久 2008 『現代帝国論——人類史の中のグローバリゼーション』日本放送出版会。
- 山本博之 2010「人道支援活動とコミュニティの形成」林勲男(編著)『自然災害と復興支援』明石書店、pp.361-382。
- 矢守克也 2009 『防災人間科学』東京大学出版会。 四方田犬彦 2009 『怪奇映画天国アジア』白水社。

# NISHIO Kanji & YAMAMOTO Hiroyuki (eds.) Theory and Practice of Justice in the Malay World

#### **Preface**

NISHIO Kanji (National Defense Academy)

1. Feast of the Gods: An Introductory Note to the Theory and Practice of Justice in the Malay World

YAMAMOTO Hiroyuki (Center for Integrated Area Studies, Kyoto University)

2. Notion of "adl" in the Middle East

ARAI Kazuhiro (Faculty of Business and Commerce, Keio University)

- 3. The Concept of Adil in Malay States: From the 17th to the Early 19th Century NISHIO Kanji
- 4. "Adil" in Contemporary Malaysia: Political Parties as Contested Arena SHINOZAKI Kaori (Faculty of Foreign Studies, University of Kitakyushu)
- 5. Justice, Fairness and Adil in Malaysian Diplomacy: Analysis of the Official Documents, Speeches of Government Leaders and Data

KAWABATA Takafumi (Second Division, Intelligence and Analysis Service, Ministry of Foreign Affairs)

6. Justice in Societies with High Fluidity: Notion of Justice in "Justice for Sabah" by Jeffrey Kitingan.

YAMAMOTO Hiroyuki

7. Justice in Contemporary Indonesia: A Discussion on Disaster Management in Risk Society

NISHI Yoshimi (Graduate Program on Human Security, Graduate School of Arts and Sciences, University of Tokyo)

西尾寛治・山本博之編著

## マレー世界における公正/正義概念の展開

発 行 2010年3月

発行者 京都大学地域研究統合情報センター

京都市左京区吉田下阿達町46 〒606-8501

電話: 075-753-9603 FAX: 075-753-9602

E-mail: ciasjimu@cias.kyoto-u.ac.jp http://www.cias.kyoto-u.ac.jp